

東京大学大学院便覧

(教育学研究科)

令和7年度

※掲載内容は随時変更となる可能性があります。最新情報は必ず東京大学 HP にて確認してください。

目 次

令和7年度 研究科等別授業日程	3
東京大学大学院の沿革	4
◆ 関連法令集	5
◆ 東京大学憲章	7
◆ 東京大学基本組織規則	11
◆ 東京大学大学院学則	25
◆ 東京大学大学院専門職学位課程規則	41
◆ 東京大学学部通則	46
◆ 東京大学学位規則	60
◆ 東京大学大学院研究生規則	72
◆ 東京大学大学院外国人学生の入学に関する規程	73
◆ 東京大学大学院外国人研究生に関する規程	74
◆ 大学院学則第2条第7項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ	75
◆ 東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラムに関する規則	77
◆ 東京大学大学院国際卓越大学院教育プログラムに関する規則	88
◆ 大学院における成績評価に関する基準について	107
◆ 大学院における共通授業科目の開設・履修等に関する細則	108
◆ 学部後期課程教育における成績評価の改善に関する申合せ	110
◆ 学部後期課程における全学部共通授業科目群の科目開設・履修等に関する細則	111
◆ 東京大学グローバル教育センター「グローバル教養科目群」規則	113
◆ 部局横断型教育プログラム開設内規	115
◆ 東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則	117
◆ 東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱	122
◆ 学生の休学の基準等	123
◆ 東京大学学生生活関連規程集	126
◆ 東京大学学生懲戒処分規程等	129
◆ 掲示に関する規程	138
◆ 教育職員免許関連規則	139
◆ 教育職員免許状の取得について	146
◆ 公認心理師について	190
◆ 附属図書館サービス案内	191
◆ 教育活動における情報システムの利用案内	193
◆ 学生関係事務案内	195
◆ 入学料免除及び徴収猶予の取扱いについて	198
◆ 授業料免除及び徴収猶予の取扱いについて	199
◆ 海外留学について	200
◆ 学生宿舎案内 - 三鷹国際学生宿舎を除く -	201
◆ 国民年金への加入について	201
◆ キャリアサポート室	202
◆ 相談支援研究開発センター総合窓口（なんでも相談コーナー）	203
◆ 学生相談所（本郷）	204
◆ コミュニケーション・サポートルーム	205
◆ 精神保健支援室	206
◆ ピア・サポートルーム	207
◆ バリアフリー推進オフィス	208
◆ 運動会	209
◆ 保健・健康推進本部（各地区保健センター）	211
◆ 東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領	214
◆ ハラスメント相談所	218
◆ 本郷構内の自転車・バイクの利用について	219

◆ 地震が発生したときの対応.....	220
◆ 科学研究行動規範.....	222
◆ 建物配置図.....	224

令和7年度 研究科等別授業日程

〔大学院学則第41条第3項に定める各学期の開始日及び終了日、並びに同条第4項に定める休業日について〕

研究科	人文社会系	教育学	法学政治学	経済学	総合文化	理学系	工学系	農学生命	医学系	薬学系	数理科学	新領域	情報理工	学際情報	公共政策
S1 々々	学期の始期	4月1日(火)													
	授業開始	4月4日(金)	4月4日(金)	4月4日(金)	4月7日(月)	4月4日(金)	4月7日(月)	4月7日(月)	4月4日(金)	4月8日(火)	4月7日(月)	4月4日(金)	4月7日(月)	4月4日(金)	4月4日(金)
	授業終了	6月2日(月)	6月3日(火)	—	—	6月3日(火)	6月3日(火)	6月3日(火)	5月30日(金)						
	学期の終期	6月2日(月)	6月3日(火)	—	—	6月3日(火)	6月3日(火)	6月3日(火)	6月3日(火)						
	学期の始期	6月3日(火)	6月4日(水)	6月1日(日)	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)	—	—	—	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)
S2 々々	授業開始	6月3日(火)	6月4日(水)	6月2日(月)	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)	—	—	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)	6月4日(水)
	授業終了	7月28日(月)	7月31日(木)	8月1日(金)	8月1日(金)	7月31日(木)	7月31日(木)	7月25日(金)	7月29日(火)	7月15日(火)	7月31日(木)	7月29日(火)	8月1日(金)	7月29日(火)	7月28日(月)
	夏季休業(自)	7月29日(火)	8月1日(金)	8月2日(土)	8月2日(土)	8月1日(金)	8月1日(金)	7月26日(土)	8月1日(金)	7月16日(水)	8月1日(金)	8月1日(金)	8月2日(土)	7月30日(水)	8月2日(土)
	夏季休業(至)	9月30日(火)													
	学期の終期	9月30日(火)													
A1 々々	学期の始期	10月1日(水)													
	授業開始	10月2日(木)	10月6日(月)	10月2日(木)	10月3日(金)	10月2日(木)	10月2日(木)	10月2日(木)							
	授業終了	11月27日(木)	11月27日(木)	11月26日(水)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	—	—	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月26日(水)
	学期の終期	11月27日(木)	11月27日(木)	11月26日(水)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	—	—	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)	11月27日(木)
	学期の始期	11月28日(金)	11月28日(金)	11月27日(木)	11月28日(金)										
A2 々々	授業開始	11月28日(金)	11月28日(金)	11月27日(木)	11月28日(金)	11月28日(金)	11月28日(金)	11月28日(金)	11月28日(金)	—	—	11月28日(金)	11月28日(金)	11月28日(金)	11月28日(金)
	冬季休業(自)	12月28日(日)													
	冬季休業(至)	1月3日(土)													
	授業終了	1月30日(金)	1月31日(土)	2月4日(水)	2月9日(月)	2月2日(月)	2月3日(火)	1月28日(水)	1月30日(金)	1月28日(水)	1月28日(水)	1月30日(金)	2月3日(火)	1月30日(金)	1月26日(月)
	学期の終期	—	—	—	—	—	—	1月28日(水)	1月31日(土)	—	—	—	—	—	—
W 々々	学期の始期	—	—	—	—	—	—	1月29日(木)	2月1日(日)	—	—	—	—	—	—
	授業開始	—	—	—	—	—	—	1月29日(木)	2月2日(月)	—	—	—	—	—	—
	授業終了	—	—	—	—	—	—	2月20日(金)	3月6日(金)	—	—	—	—	—	—
	春季休業(自)	1月31日(土)	2月1日(日)	2月5日(木)	2月10日(火)	2月8日(日)	2月4日(水)	2月21日(土)	3月7日(土)	1月29日(木)	2月11日(水)	1月31日(土)	2月4日(水)	1月31日(土)	2月10日(火)
	春季休業(至)	3月31日(火)													
学期の終期	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	

※ 農学部・農学生命科学研究科は、夏季休業期間にも集中形式の授業や実習等を開講している。

※ 授業振替日などの詳細は、各研究科等の教務担当係に問い合わせること。

東京大学大学院の沿革

- 昭和 28. 3 東京大学大学院学則（新制）を制定
 東京大学大学院設置（人文科学・社会科学・数物系・化学系・生物系の5研究科を設置）
28. 4 新制大学院発足（学位規則公布）
 （新制度の学位は博士・修士の2種）
32. 4 東京大学学位規則を制定
38. 4 人文科学・社会科学の2研究科を改組し、人文科学・教育学・法学政治学・社会学・経済学の5研究科を設置
40. 4 数物系・化学系・生物系の3研究科を改組し、理学系・工学系・農学系・医学系・薬学系の5研究科を設置
58. 4 総合文化研究科を設置
62. 4 「専門課程」を「専攻」に改称
- 平成 3. 4 大学院の重点化開始
4. 4 数理科学研究科を設置
6. 4 農学系研究科を農学生命科学研究科に改称
7. 4 人文科学研究科を人文社会系研究科に名称変更・改組し、社会学研究科を廃止
9. 4 大学院の重点化完了
10. 4 新領域創成科学研究科を設置
12. 4 情報学環及び学際情報学府を設置
13. 4 情報理工学系研究科を設置
16. 4 東京大学は国立大学法人法に基づく国立大学法人東京大学が設置する国立大学となる
 法学政治学研究科に法曹養成専攻を法科大学院として設置
 公共政策学連携研究部及び公共政策学教育部を設置
 同教育部に専門職大学院として公共政策学専攻を設置

◆ 学校教育法 (昭和22年3月31日法律第26号) (抄)



第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

◆ 国立大学法人法 (平成15年7月16日法律第112号) (抄)



(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。

◆ その他関連法令

- [学校教育法施行規則](#) (昭和22年5月23日文部省令第11号)



【学校教育法施行規則】

- [大学設置基準](#) (昭和31年10月22日文部省令第28号)



【大学設置基準】

- [大学院設置基準](#) (昭和49年6月20日文部省令第28号)



【大学院設置基準】

- [専門職大学院設置基準](#) (平成15年3月31日文部科学省令第16号)



【専門職大学院設置基準】

- [教育職員免許法](#) (昭和24年5月31日法律第147号)



【教育職員免許法】

- [教育職員免許法施行規則](#) (昭和29年10月27日文部省令第26号)



【教育職員免許法施行規則】

◆ 東京大学憲章

〔平成 15. 3. 18〕
制 定

前文

21世紀に入り、人類は、国家を超えた地球大の交わりが飛躍的に強まる時代を迎えている。日本もまた、世界に自らを開きつつ、その特質を発揮して人類文明に貢献することが求められている。東京大学は、この新しい世紀に際して、世界の公共性に奉仕する大学として、文字どおり「世界の東京大学」となることが、日本国民からの付託に応じて日本社会に寄与する道であるとの確信に立ち、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、および文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献することを、あらためて決意する。この使命の達成に向けて新しい時代を切り拓こうとするこの時、東京大学は、その依って立つべき理念と目標を明らかにするために、東京大学憲章を制定する。

東京大学は、1877年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の1949年、日本国憲法の下での教育改革に際し、それまでの歴史から学び、負の遺産を清算して平和的、民主的な国家社会の形成に寄与する新制大学として再出発を期して以来、東京大学は、社会の要請に応え、科学・技術の飛躍的な展開に寄与しながら、先進的に教育・研究の体制を構築し、改革を進めることに努めてきた。

今、東京大学は、創立期、戦後改革の時代につぐ、国立大学法人化を伴う第三の大きな展開期を迎え、より自由にして自律性を発揮することができる新たな地位を求めている。これとともに、東京大学は、これまでの蓄積をふまえて、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であることをあらためて目指す。ここにおいて、教職員が一体となって大学の運営に力を発揮できるようにすることは、東京大学の新たな飛躍にとって必須の課題である。

大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている。同時に科学・技術のめざましい進展は、それ自体として高度の倫理性と社会性をその担い手に求めている。また、知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来により、大学外における知を創造する場との連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、その自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する。

東京大学は、国民と社会から付託された資源を最も有効に活用し、たえず自己革新を行って、世界的水準の教育・研究を実現していくために、大学としての自己決定を重視するとともに、その決定と実践を厳しい社会の評価にさらさなければならない。東京大学は、自らへの評価と批判を願って活動の全容を公開し、広く世界の要請に的確に対応して、自らを変え、また、所与のシステムを変革する発展経路を弛むことなく追求し、世界における学術と知の創造・交流そして発展に貢献する。

東京大学は、その組織と活動における国際性を高め、世界の諸地域を深く理解し、また、真理と平和を希求する教育・研究を促進する。東京大学は、自らがアジアに位置する日本の大学であることを不断に自覚し、日本に蓄積された学問研究の特質を活かしてアジアとの連携をいっそう強め、世界諸地域との相互交流を推進する。

東京大学は、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める。

日本と世界の未来を担う世代のために、また真理への志をもつ人々のために、最善の条件と環境を用意し、世界に開かれ、かつ、差別から自由な知的探求の空間を構築することは、東京大学としての喜びに満

ちた仕事である。ここに知の共同体としての東京大学は、自らに与えられた使命と課題を達成するために、以下に定める東京大学憲章に依り、すべての構成員の力をあわせて前進することを誓う。

I 学 術

1 **（学術の基本目標）** 東京大学は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。

2 **（教育の目標）** 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。

3 **（教育システム）** 東京大学は、学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現し、かつ、その弛まぬ改善に努める。大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。

東京大学の教員は、それぞれの学術分野における第一線の研究者として、その経験と実績を体系的に教育に反映するものとする。また、東京大学は、すべての学生に最善の学習環境を提供し、学ぶことへの障壁を除去するため、人的かつ経済的な支援体制を整備することに努める。

4 **（教育評価）** 東京大学は、学生の学習活動に対して世界最高水準の教育を目指す立場から、厳格にして適切な成績評価を行う。

東京大学は、教員の教育活動および広く教育の諸条件について自ら点検するとともに、学生および適切な第三者からの評価を受け、その評価を教育目標の達成に速やかに反映させる。

5 **（教育の国際化と社会連携）** 東京大学は、世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生および教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生および教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する。

東京大学は、学術の発展に寄与する者を養成するとともに、高度専門職業教育や社会人再教育など社会の要請に応じて社会と連携する教育を積極的に進める。

6 **（研究の理念）** 東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。

東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

7 **（研究の多様性）** 東京大学は、研究の体系化と継承を尊重しつつ学問分野の発展を目指すとともに、萌芽的な研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。また、東京大学は、広い分野にまたがった学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かして組織および個人の多様な関わりを作り出し、学の融合を通じて新たな学問分野の創造を目指す。

8 **（研究の連携）** 東京大学は、社会・経済のダイナミックな変動に対応できるように組織の柔軟性を保持し、大学を超えて外部の知的生産と協働する。また、東京大学は、研究の連携を大学や国境を超えて発展させ、世界を視野に入れたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。

9 **（研究成果の社会還元）** 東京大学は、研究成果を社会に還元するについて、成果を短絡的に求めるのではなく、永続的、普遍的な学術の体系化に繋げることを目指し、また、社会と連携する研究を基礎研究に反映させる。

東京大学は、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かすとともに、これによって次の世代の研究者を育成する。

II 組織

- 10 **（基本理念としての大学の自治）** 東京大学は、大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす。
- 11 **（総長の統括と責務）** 東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究および経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す。東京大学は、広く社会の多様な意見をその運営に反映させるよう努める。
- 12 **（大学の構成員の責務）** 東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。
- 13 **（基本組織の自治と責務）** 東京大学の学部、研究科、附置研究所等は、自律的運営の基本組織として大学全体の運営に対する参画の機会を公平に有するとともに、全学の教育・研究体制の発展を目的とする根本的自己変革の可能性を含め、総合大学としての視野に立った大学運営に積極的に参与する責務を負う。
- 14 **（人事の自律性）** 大学の自治の根幹が人事の自律性にあることにかんがみ、総長、副学長、学部長、研究科長、研究所長および教員ならびに職員等の人事は、東京大学自身が、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。基本組織の長および教員の人事は、各基本組織の議を経て、これを行う。

III 運営

- 15 **（運営の基本目標）** 東京大学は、国民から付託された資源を、計画的かつ適切に活用することによって、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ、その成果を社会へ還元する。そのために公正で透明な意思決定による財務計画のもとで、教育・研究環境ならびに学術情報および医療提供の体制の整備を図る。
- 16 **（財務の基本構造）** 東京大学は、その教育・研究活動を支え、発展させるために必要な基盤的経費および施設整備の維持拡充を可能とする経費が国民から付託されたものであることを自覚し、この資源を適正に管理し、かつ、最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、公益団体、民間企業および個人からの外部資金を積極的に受け入れる。
- 17 **（教育・研究環境の整備）** 東京大学は、教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全学的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る。また、心身の健康支援、バリアフリーのための人的・物的支援、安全・衛生の確保、ならびに環境および景観の保全など、構成員のために教育・研究環境の整備を行うとともに、地域社会の一員としての守るべき責務を果たす。
- 18 **（学術情報と情報公開）** 東京大学は、図書館等の情報関連施設を全学的視点で整備し、教育・研究活動に必要な学術情報を体系的に収集、保存、整理し、構成員に対して、その必要に応じた適正な配慮の下に、等しく情報の利用手段を保障し、また広く社会に発信することに努める。
東京大学は、自らの保有する情報を積極的に公開し、情報の利用に関しては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報保護を図る。
- 19 **（基本的人権の尊重）** 東京大学は、基本的人権を尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除するとともに、すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備を図る。
東京大学は、男女が均等に大学運営の責任を担う共同参画の実現を図る。

IV 憲章の意義

- 20 **（憲章の意義）** 本憲章は、東京大学の組織・運営に関する基本原則であり、東京大学に関する法令の規定は、本憲章に基づいてこれを解釈し、運用するようにならなければならない。

V 憲章の改正

21 (憲章の改正) 本憲章の改正は、別に定める手続により、総長がこれを行う。

附 則

この憲章は、平成15年3月18日から施行する。

◆ 東京大学基本組織規則

(令和7年2月1日現在)
〔平成16.4.1役員会議決〕

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 役員及び教職員
 - 第1節 役員(第4条—第8条)
 - 第2節 教職員(第9条—第11条)
- 第3章 全学組織
 - 第1節 総長室及び大学委員会(第12条—第17条)
 - 第2節 本部事務組織及び室並びに全学委員会(第18条・第19条)
 - 第3節 附属図書館(第20条)
 - 第4節 文書館(第20条の2)
 - 第5節 学内共同教育研究施設(第21条)
 - 第6節 国際高等研究所(第21条の2)
 - 第7節 学際融合研究施設(第21条の3)
 - 第8節 全国共同利用施設(第21条の4)
 - 第9節 その他の組織(第21条の5)
 - 第10節 総長等と部局長等との会議(第22条)
- 第4章 教育研究部局
 - 第1節 学部(第23条—第27条)
 - 第2節 大学院組織
 - 第1款 研究科(第28条—第33条)
 - 第2款 研究科以外の大学院組織(第34条—第39条)
 - 第3節 附置研究所(第40条—第43条)
 - 第4節 教育研究部局附属の教育研究施設(第44条)
- 第5章 教育研究部局等の事務組織(第45条)
- 第6章 補則(第46条・第47条)

附則

第1章 総則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)並びにその設置する東京大学並びに附属学校及び附属病院の組織に関し、基本となる事項を定める。

(組織の原則)

- 第2条** 大学法人及びその設置する東京大学(附属学校及び附属病院を含む。本条において以下同じ。)の組織は、東京大学が、東京大学憲章に則り、国民から付託された大学の自治に基づいて、総長の統括と責任の下に、国民の付託に伴う責務を自律的に果たし自らの使命と課題を達成することができるように、構成され、運用されなければならない。
- 2 大学法人及びその設置する東京大学の組織は、この規則に定める全学組織と教育研究部局とで構成される。教育研究部局は、総長から任命された長の統括の下に、東京大学憲章に則り、教育研究の活動を自らの発意と責任において実施し、総合大学としての東京大学の教育研究の発展に寄与する。
 - 3 東京大学の教職員は、東京大学憲章に則り、その役割と活動領域に応じて、東京大学の運営への参画の機会を有する。
 - 4 大学法人及びその設置する東京大学の組織の構成並びにその機関の権限の行使は、大学教員の学問の自

由を侵すものであってはならない。

(附属学校及び附属病院)

- 第3条** 法人法及びそれに基づく文部科学省令の定めるところにより、東京大学教育学部に附属させて、東京大学教育学部附属中等教育学校を置く。
- 2 東京大学医学部に附属させて、東京大学医学部附属病院を置く。
- 3 東京大学医科学研究所に附属させて、東京大学医科学研究所附属病院を置く。
- 4 前3項の学校及び病院の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に定めるところによる。

第2章 役員及び教職員

第1節 役員

(役員)

- 第4条** 大学法人に、法人法の定めるところにより、役員として、その長である総長、9名以内（1名以上の非常勤の理事（その任命の際現に大学法人の役員又は教職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあつては、10名以内）の理事及び2名の監事を置く。
- 2 前項の理事のうち、2名以上（学外者が総長に任命されている場合は1名以上）は学外者とする。
- 3 監事のうち1名以上は、常勤とする。

(総長)

- 第5条** 総長は、大学法人を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法の定めるところにより、大学法人が設置する東京大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 総長は、大学法人の経営又は東京大学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、それぞれ経営協議会又は教育研究評議会による審議を経なければならない。経営協議会及び教育研究評議会に関し、その組織等必要な事項は、別に規則で定める。
- 3 総長は、前項のほか、法人法の定めるところにより、運営方針会議に運営方針事項に関する議題の提出を行うとともに、運営方針会議が大学法人の運営についての監督を行うために必要な報告その他の措置を講じなければならない。運営方針会議に関し、その組織等必要な事項は、別に規則で定める。
- 4 総長の選考は、法人法の定めるところにより、総長選考・監察会議が行う。総長選考・監察会議の組織及び任務は、別に規則で定める。その他総長選考・監察会議の議事の手続等必要な事項は、議長が総長選考・監察会議に諮って定める。
- 5 総長の任期については、法人法の規定に従って別に規則で定めるところによる。

(理事)

- 第6条** 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して大学法人の業務を掌理する。
- 2 総長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ総長の指名する理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事は、法人法の定めるところにより、総長が任期を定めて任命する。
- 4 理事は、東京大学の副学長又は教授を兼ねることができる。ただし、その副学長又は教授の職務に関しては、理事の職責に支障のない限りでこれを行うものとする。

(役員会)

- 第7条** 総長は、全学又は部局に関する重要な規則の制定改廃その他の重要事項について決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、総長及び理事で構成する役員会の議を経なければならない。
- 2 総長は、前項の場合のほか、必要に応じて役員会を開催するものとする。
- 3 役員会に関しその議事の手続等必要な事項は、役員会において定める。

(監事)

- 第8条** 監事は、大学法人の業務を監査し、その他法人法の定める職務を行う。
- 2 監事は、東京大学の教授を兼ねることができる。ただし、その教授の職務に関しては、監事の職責に支障のない限りでこれを行うものとする。

第2節 教職員

(東京大学の教職員)

第9条 東京大学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法の定めるところにより、それぞれの職務を行う。

3 第1項に定める教職員のほか、東京大学に、必要に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教(以下「特任教員」という。)を置く。

4 第1項及び前項の教職員は、総長が任命する。

5 教授、准教授及び講師の任命は、教授会の議を経て行う。

6 第3項の特任教員の選考及び任命は、一般の教員に準じて行うことを原則とする。

(東京大学附属の学校及び病院の教職員)

第10条 東京大学教育学部附属中等教育学校に、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 東京大学医学部附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

3 東京大学医科学研究所附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

4 前3項の教職員は、総長が任命する。

(教職員の就業に関する定め)

第11条 前2条の教職員の就業については、別に定めるところによる。

2 大学法人の役員が東京大学の教員を兼ねる場合における教員としての就業については、その性質に反しない限り、一般の教員の例による。ただし、特別の定めがあるときはそれに従う。

第3章 全学組織

第1節 総長室及び大学委員会

(設置)

第12条 大学法人及び東京大学の運営の基本的事項に関する総長の職責遂行を助けるため、東京大学の本部の組織として、総長室及び大学委員会を置く。

(総長室の組織)

第13条 総長室は、総長のもとに、理事、副学長、執行役、副理事、総長補佐及び総長特任補佐をもって構成する。

2 総長室には、必要な室又は委員会を置くことができる。

(副学長)

第14条 東京大学に、学校教育法の定めるところにより副学長若干名を置く。副学長は、総長の定めるところにより、総長を補佐して東京大学の校務を掌理し、又は命を受けて東京大学の校務をつかさどる。

2 副学長は、総長が、東京大学の教授のうちから任命する。

3 副学長の任期については、総長が別に定めるところによる。その任期の末日は、当該副学長を任命する総長の任期の末日を越えないものとする。

(執行役)

第14条の2 東京大学に、執行役若干名を置く。執行役は、総長の命を受け、理事を補佐して特定の事項に関する専門的な大学法人業務を掌理し、必要に応じて理事、副学長との適切な連携を図る。

2 執行役は、総長がその職務分担を定めた上で任命する。

3 執行役の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

(副理事)

第15条 東京大学に、副理事若干名を置く。

2 副理事は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。

3 副理事は、総長が、任期を定めて任命する。

(総長補佐及び総長特任補佐)

第16条 東京大学に、総長補佐若干名を置く。

- 2 東京大学に、総長特任補佐若干名を置くことができる。
- 3 総長補佐及び総長特任補佐は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。
- 4 総長補佐及び総長特任補佐は、総長が、東京大学の教授又は准教授のうちから任期を定めて任命する。

(大学委員会)

第17条 大学委員会は、東京大学の教育研究に関し、全学的な見地から、教育研究の将来構想についての審議及び教育研究の企画についての審査を行うことにより、総長及び理事の職責遂行を助ける。

第2節 本部事務組織及び室並びに全学委員会**(本部事務組織及び室)**

第18条 大学法人及び東京大学の業務のうち、第4章に規定する教育研究部局の業務及び本章第3節から第9節までに規定する組織の業務（別に定めるものを除く。）に属さないもの（以下「本部業務」という。）を分掌させるため、東京大学の本部の組織として、本部事務組織及び必要な室を置く。本部事務組織及び室は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

- 2 前項の本部事務組織に必要な課を置く。課に課長を置き、理事を補佐し1又は2以上の課を統括させるために部長を置く。
- 3 室には、室長を置くことができる。
- 4 課及び室の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

(全学委員会)

第19条 本部業務に関し必要があるときは、東京大学の本部の組織として、委員会を置くことができる。委員会は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

- 2 委員会の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

第3節 附属図書館**(附属図書館)**

第20条 東京大学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に館長を置く。館長は、総長が任命する。その選考については、別に規則で定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、附属図書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第4節 文書館**(文書館)**

第20条の2 東京大学に、文書館を置く。

- 2 文書館に館長を置く。館長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、文書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第5節 学内共同教育研究施設**(学内共同教育研究施設)**

第21条 東京大学に、本学における教員その他の者が教育又は研究のために共用する施設として、別表第1に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

- 2 学内共同教育研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学内共同教育研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学内共同教育研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学内共同教育研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定める

ところによる。

第6節 国際高等研究所

(国際高等研究所)

第21条の2 東京大学に、全学における学術の卓越性の向上及び研究環境の国際化を推進する組織として、国際高等研究所を置く。

- 2 国際高等研究所に所長を置く。所長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 国際高等研究所に、別に規則で定めるところにより、研究機構を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、国際高等研究所の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第7節 学際融合研究施設

(学際融合研究施設)

第21条の3 東京大学に、幅広い学問領域を横断する学際的な研究を恒常的に推進する研究施設として、別表第2に掲げる学際融合研究施設を置く。

- 2 学際融合研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学際融合研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学際融合研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学際融合研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第8節 全国共同利用施設

(全国共同利用施設)

第21条の4 東京大学に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項の規定により共同利用・共同研究拠点の認定を受けた全学的な研究施設（教育研究部局において同認定を受けたものを除く。）として、別表第3に掲げる全国共同利用施設を置く。

- 2 全国共同利用施設の長は、総長が任命する。
- 3 全国共同利用施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 全国共同利用施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各全国共同利用施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第9節 その他の組織

(連携研究機構)

第21条の5 東京大学に、学の融合による新たな学問分野の創造を促進するため、複数の部局等（この規則に定める教育研究部局及び全学組織をいう。）が、一定期間連携して研究を行う組織（以下「連携研究機構」という。）を置くことができる。

- 2 前項の連携研究機構として置かれるものは、別表第4のとおりである。
- 3 連携研究機構の設置及び運営その他必要な事項は、別に規則で定める。

第10節 総長等と部局長等との会議

(部局長等会議)

第22条 総長は、東京大学の一体的運営を図るため、総長、理事及び副学長と、教育研究部局、附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設又は全国共同利用施設の長との間で、定例の会議を開催するものとする。

第4章 教育研究部局

第1節 学部

(設置)

第23条 東京大学に、次の学部を置く。

法学部 医学部 工学部 文学部 理学部 農学部 経済学部 教養学部 教育学部 薬学部

- 2 前項の学部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、学科又は課程及び学科目又はそれに代わる組織を置く。
- 3 学部の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織が協力するものとする。

(教授会)

第24条 学部に、教授会を置く。

- 2 学部の教授会は、次に掲げる事項について審議し、学部長に対して意見を述べる。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学部の教育研究に関する基本組織、教育課程の編成及び教員の選考に関する事項

- 3 前項のほか、学部の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた学部の教育研究に関する事項について審議し、及び総長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、学部の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(学部長)

第25条 学部に、学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 学部長は、当該学部の教授をもって充てる。
- 3 学部長は、当該学部の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 4 学部長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 5 学部長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。

(学科長)

第26条 学部の学科には、学科長を置くことができる。学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

- 2 学科長は、当該学科の教授をもって充てる。
- 3 学科長の選考に関し必要な事項は、学部において定める。

(学部の組織に関する規則)

第27条 各学部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第2節 大学院組織

第1款 研究科

(設置)

第28条 東京大学に、次の大学院研究科(以下「研究科」という。)を置く。

人文社会系研究科	教育学研究科	法学政治学研究科
経済学研究科	総合文化研究科	理学系研究科
工学系研究科	農学生命科学研究科	医学系研究科
薬学系研究科	数理科学研究科	新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科		

- 2 前項の研究科には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻及び講座又はそれに代わる組織を置く。
- 3 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織、

附置研究所等が協力するものとする。

- 4 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、大学共同利用機関法人等の協力を受けるものとするができる。

(教授会)

第29条 研究科に、教授会を置く。

- 2 研究科の教授会は、特に次条の教育会議の所管に属させられた事項を除き、研究科の教育研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、研究科長に対して意見を述べる。
- 3 前項のほか、研究科の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育研究に関する事項（教育会議の所管に属させられた事項を除く。）について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、研究科の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。
- 5 必要がある場合には、別に規則で定めるところにより、専攻に教授会を置くことができる。
- 6 専攻の教授会に関しては、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 専攻の教授会と研究科の教授会との関係について必要な事項は、別に規則で定める。

(研究科の教育会議)

第30条 研究科に、教育会議を置く。

- 2 教育会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、研究科長に対して意見を述べる。
 - (1) 学生の入学及び試験に関する事項
 - (2) 課程の修了に関する事項
 - (3) 学位論文の審査に関する事項
 - (4) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- 3 前項のほか、教育会議は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育に関する事項について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 4 各研究科の教育会議の組織に関しては、それぞれ別に規則で定める。

(研究科長及び副研究科長)

第31条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、研究科の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。
- 3 研究科長は、教育会議の議を経て学生の課程修了の認定を行う。
- 4 研究科長は、当該研究科の教授をもって充てる。
- 5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 6 研究科長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 7 研究科長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 8 研究科には、副研究科長若干名を置くことができる。
- 9 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- 10 副研究科長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

(専攻長)

第32条 研究科の専攻には、専攻長を置くことができる。専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

- 2 専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。
- 3 専攻長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

(研究科の組織に関する規則)

第33条 各研究科の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第2款 研究科以外の大学院組織

(設置)

第34条 学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部(以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。)とする。

- 2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。
- 3 第1項の教育部として、学際情報学府及び公共政策学教育部を置く。
- 4 第2項の研究部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻若しくは講座又はそれらに代わる組織を置く。
- 5 第3項の教育部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻又はそれに代わる組織を置く。
- 6 情報学環と学際情報学府は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 7 公共政策学連携研究部と公共政策学教育部は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 8 研究部及び教育部の教育研究の実施に関しては、第28条第3項及び第4項の規定を準用する。

(研究部の教授会)

第35条 研究部に、教授会を置く。

- 2 前項の教授会については、研究科の教授会に関する規定を準用する。

(研究部の部長及び副部長)

第36条 研究部に、部長を置く。

- 2 研究部には、副部長若干名を置くことができる。
- 3 研究部の部長及び副部長については、研究科の研究科長及び副研究科長に関する規定を準用する。

(教育部の教育会議)

第37条 教育部に、教育会議を置く。

- 2 前項の教育会議については、研究科の教育会議に関する規定を準用する。

(教育部の部長)

第38条 教育部に、部長を置く。部長は、教育部に関する校務をつかさどる。

- 2 教育部の部長は、緊密な組織的連関のもとに運営を行う研究部の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 3 前2項に定めるもののほか、教育部の部長に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(研究部及び教育部の組織に関する規則)

第39条 各研究部及び教育部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

- 2 第34条から第37条までに定める関係規定の準用に伴う必要な読み替えについては、前項の規則で定める。

第3節 附置研究所

(設置)

第40条 東京大学に、次の附置研究所(以下「研究所」という。)を置く。

医科学研究所	地震研究所	東洋文化研究所	社会科学研究所
生産技術研究所	史料編纂所	定量生命科学研究所	宇宙線研究所
物性研究所	大気海洋研究所	先端科学技術研究センター	

- 2 前項の研究所には、それぞれ別に規則で定めるところにより、研究部門又はそれに代わる組織を置く。
- 3 研究所は、それぞれ別に規則で定めるところにより、他大学の教員その他の者に研究のため利用させるものとすることができる。

(教授会)

第41条 研究所に、教授会を置く。

- 2 研究所の教授会は、研究所の研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、所長に対して意見を述べる。
- 3 前項のほか、研究所の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究所の研究に関する事項について審議し、及び総長又は所長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、研究所の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(所長及び副所長)

第42条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する校務をつかさどり、研究所の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 所長は、当該研究所の教授をもって充てる。

- 3 所長は、当該研究所の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 4 所長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 5 所長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 6 研究所には、副所長若干名を置くことができる。
- 7 副所長は、所長の職務を助ける。
- 8 副所長の選考に関し必要な事項は、研究所において定める。

(研究所の組織に関するその他の定め)

第 43 条 各研究所の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第 4 節 教育研究部局附属の教育研究施設

(教育研究部局附属の教育研究施設)

第 44 条 各教育研究部局には、別に規則で定めるところにより、教育又は研究のための附属施設を置くことができる。

第 5 章 教育研究部局等の事務組織

(事務組織)

第 45 条 各教育研究部局及び附属図書館に、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置く。

- 2 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院には、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置くことができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に定めるところにより、教育研究部局、附属図書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院のうち数個のものの事務を、一の事務組織によって行うものとするができる。

第 6 章 補則

(教育研究部局組織の一覧)

第 46 条 学部の学科又は課程及び学科目等(第 23 条第 2 項)、研究科又はその他の大学院組織の専攻及び講座等(第 28 条第 2 項、第 34 条第 4 項及び第 5 項)、研究所の研究部門等(第 40 条第 2 項)並びに教育研究部局附属の教育研究施設(第 44 条)について、総長は、教育研究部局組織一覧を作成するものとする。

(規則の改廃)

第 47 条 この規則の改廃は、それぞれの職掌に係る部分についての経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議決を経て、これを行う。

附 則

第 1 条 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 大学法人の成立の時(以下「基準時」という。))において現に法人法附則別表第 1 の上欄に掲げる東京大学(以下「旧東京大学」という。)の教職員であつて、同法附則第 4 条の規定により大学法人の教職員となる者(以下「承継教職員」という。))が、基準時以降、大学法人の設置する東京大学、附属学校又は附属病院(以下「新東京大学等」という。))において就くべき職に関しては、他の規則に別段の定めがある場合を除くほか、次の各項に定めるところによる。

- 2 承継教職員は、別の発令がされない限り、旧東京大学において就いていた従前の職に相当する新東京大学等の職(以下「相当職」という。))に就くものとする。
- 3 承継教職員が就くべき相当職が、任命について教授会の議に基づくことその他の特別の手續(以下「特別手續」という。))を要するものである場合において、その者の従前の職への就任が当該特別手續に相当する手續を経て行われたものであるときは、その相当職への就任につきあらためて特別手續を経ることを要しない。
- 4 承継教職員の従前の職及び新たに就くべき相当職がいずれも任期の定めのあるものであるときは、その相当職についてのその者の任期は、従前の職の任期の終了すべき時までとする。

第3条 大学法人の成立前に旧東京大学において一定の者を一定の職に就かせるための手続が行われていたときは、大学法人の成立後は、これを、当該職に相当する新東京大学等の職に就かせるために大学法人において行われたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東京大学原子力研究総合センター規則（平成16年4月1日制定）及び東京大学原子力研究総合センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第34条第1項の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学遺伝子実験施設規則(平成16年4月1日制定)
 - (2) 東京大学遺伝子実験施設運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (3) 東京大学国際・産学共同研究センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (4) 東京大学国際・産学共同研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (5) 東京大学高温プラズマ研究センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (6) 東京大学高温プラズマ研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学保健センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (2) 東京大学保健センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (3) 東京大学保健センター長選考規則(平成17年3月17日制定)

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学海洋研究所規則(平成16年4月1日制定)
 - (2) 東京大学海洋研究所協議会規則(平成16年4月1日制定)
 - (3) 東京大学海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (4) 東京大学海洋研究所研究生規則(平成16年4月1日制定)
 - (5) 東京大学留学生センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (6) 東京大学留学生センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (7) 東京大学留学生センター長選考規則(平成17年11月25日制定)
 - (8) 東京大学留学生センター日本語、日本文化・日本事情に関する教育規則(昭和63年3月15日制定)
 - (9) 東京大学気候システム研究センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (10) 東京大学気候システム研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (11) 東京大学気候システム研究センター研究協議会規則(平成16年9月30日制定)

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東京大学インテリジェント・モデリング・ラボラトリー規則(平成16年4月1日制定)及び東京大学イン

テリジェント・モデリング・ラボラトリー運営委員会規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学駒場オープンラボラトリー規則(平成16年4月1日制定)
 - (2) 東京大学駒場オープンラボラトリー運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (3) 東京大学医学教育国際協力研究センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (4) 東京大学医学教育国際協力研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月26日東大規則第3号)

沿 革 ◇平成31年1月31日東大規則第42号

◇平成31年3月22日東大規則第75号

◇令和元年9月26日東大規則第32号

- 1 この規則は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学人工物工学研究センター規則(平成16年4月1日東大規則第99号)
 - (2) 東京大学人工物工学研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日東大規則第100号)
 - (3) 東京大学政策ビジョン研究センター規則(平成25年3月28日東大規則第90号)
 - (4) 東京大学政策ビジョン研究センター運営委員会規則(平成25年3月28日東大規則第91号)
 - (5) 東京大学政策ビジョン研究センター顧問会規則(平成25年3月28日東大規則第92号)
 - (6) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター規則(平成16年4月1日東大規則第128号)
 - (7) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日東大規則第129号)
 - (8) 東京大学生物生産工学研究センター規則(平成16年4月1日東大規則第101号)
 - (9) 東京大学生物生産工学研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日東大規則第102号)
 - (10) 東京大学アジア生物資源環境研究センター規則(平成16年4月1日東大規則第103号)
 - (11) 東京大学アジア生物資源環境研究センター運営委員(平成16年4月1日東大規則第104号)

附 則 (平成 30 年 6 月 28 日東大規則第 6 号)
この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 28 日東大規則第 7 号)
この規則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 1 月 31 日東大規則第 41 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 22 日東大規則第 74 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 (第21条関係)

学内共同教育研究施設

大学総合教育研究センター
相談支援研究開発センター
アイソトープ総合センター
高大接続研究開発センター
グローバル教育センター
多様性包摂共創センター

別表第2（第21条の3関係）

学際融合研究施設
未来ビジョン研究センター
低温科学研究センター
総合研究博物館
環境安全研究センター
地球環境データコモンズ

別表第3（第21条の4関係）

全国共同利用施設
情報基盤センター
素粒子物理国際研究センター
空間情報科学研究センター

別表第4（第21条の5関係）

連携研究機構
マテリアルイノベーション研究センター
次世代知能科学研究センター
生物普遍性連携研究機構
光量子科学連携研究機構
数理・情報教育研究センター
ライフサイエンス連携研究教育拠点
臨床生命医工学連携研究機構
地震火山史料連携研究機構
ヒューマニティーズセンター
次世代ニュートリノ科学・マルチメッセンジャー天文学 連携研究機構
ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構
感染症連携研究機構
バーチャルリアリティ教育研究センター
微生物科学イノベーション連携研究機構
地域未来社会連携研究機構
モビリティ・イノベーション連携研究機構
国際ミュオグラフィ連携研究機構
価値創造デザイン人材育成研究機構
情報セキュリティ教育研究センター
芸術創造連携研究機構
生命倫理連携研究機構
インクルーシブ工学連携研究機構

宇宙理工学連携研究機構
エドテック連携研究機構
マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構
トランススケール量子科学国際連携研究機構
知能社会創造研究センター
海洋アライアンス連携研究機構
構造生命科学連携研究機構
高齢社会総合研究機構
デジタル空間社会連携研究機構
不動産イノベーション研究センター
スポーツ先端科学連携研究機構
災害・復興知連携研究機構
放射線科学連携研究機構
学際融合マイクロシステム国際連携研究機構
心の多様性と適応の連携研究機構
次世代サイバーインフラ連携研究機構
次世代都市国際連携研究機構
統合ゲノム医科学情報連携研究機構
エネルギー総合学連携研究機構
シンクロトロン放射光連携研究機構
気候と社会連携研究機構
未来戦略ライフサイクルアセスメント連携研究機構

◆ 東京大学大学院学則

制定	昭28. 3. 17	評議会可決
改正	昭28. 10. 20、	昭29. 10. 19、 昭30. 12. 20
	同31. 4. 24、	同31. 11. 20、 同33. 3. 18
	同33. 9. 16、	同33. 10. 21、 同36. 3. 14
	同37. 3. 20、	同37. 6. 19、 同38. 4. 23
	同39. 1. 21、	同39. 3. 17、 同40. 3. 23
	同41. 3. 15、	同42. 3. 14、 同44. 4. 22
	同44. 11. 18、	同45. 4. 21、 同47. 1. 25
	同47. 4. 18、	同47. 5. 23、 同47. 9. 19
	同48. 3. 20、	同49. 4. 16、 同50. 6. 24
	同50. 10. 21	(全改)、 同51. 4. 27
	同52. 3. 15、	同54. 3. 20、 同 5. 4. 17
	同55. 1. 22、	同55. 4. 15、 同56. 3. 17
	同56. 4. 21、	同57. 6. 15、 同57. 11. 26
	同58. 4. 19、	同59. 3. 13、 同60. 4. 5
	同61. 5. 20、	同62. 4. 1、 同62. 4. 21
	同63. 4. 19、	平元. 9. 27、 平 2. 2. 20
	平 2. 4. 17、	同 2. 12. 18、 同 3. 2. 19
	同 3. 7. 9、	同 3. 9. 17、 同 4. 3. 17
	同 4. 9. 22、	同 5. 2. 16、 同 6. 4. 19
	同 6. 12. 13、	同 7. 3. 7、 同 7. 9. 19
	同 8. 3. 19、	同 8. 7. 9、 同 9. 3. 18
	同10. 4. 21、	同11. 3. 16、 同11. 9. 21
	同12. 4. 1、	同12. 9. 19、 同13. 4. 1
	同13. 7. 10、	同13. 9. 18、 同14. 4. 1
	同14. 11. 19、	同15. 4. 1、 同16. 3. 30
	同17. 3. 17、	同17. 6. 24、 同18. 1. 30
	同18. 3. 17、	同19. 3. 22、 同19. 9. 27
	同20. 3. 25、	同21. 3. 26、 同22. 3. 25
	同22. 9. 30、	同23. 3. 28、 同23. 11. 29
	同24. 3. 29、	同24. 6. 28、 同24. 9. 27
	同26. 3. 27、	同27. 1. 29、 同27. 3. 26
	同28. 3. 23、	同28. 6. 23、 同30. 11. 29
	同31. 3. 22、	令 2. 3. 26、 令 3. 3. 18
	令 4. 3. 24、	令 6. 3. 21、 令 7. 3. 27

第1章 総 則

(研究科及び研究科以外の教育研究上の基本組織)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第100条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき、大学院に設置される研究科並びに研究科以外の教育研究上の基本組織は、次のとおりである。

(1) 研究科

人文社会系研究科	教育学研究科	法学政治学研究科	経済学研究科
総合文化研究科	理学系研究科	工学系研究科	農学生命科学研究科
医学系研究科	薬学系研究科	数理科学研究科	新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科			

(2) 研究科以外の教育研究上の基本組織

(イ) 研究部 情報学環 公共政策学連携研究部
 (ロ) 教育部 学際情報学府 公共政策学教育部

2 研究科又は教育部(以下「研究科等」という。)の収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 研究科等は、研究科等及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規則又は教育部規則（以下「規則」という。）に定めるものとする。

(課程及び標準修業年限)

第2条 大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 博士課程（獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 前項の前期2年の課程は、修士課程といい、後期3年の課程は、博士後期課程という。
- 4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士後期課程のみの博士課程を置くことができる。
- 5 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 6 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 7 研究科等は、その定めるところにより、第1項の課程の学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(課程の目的)

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究及び応用の能力を培うことを目的とする。ただし、規則の定めるところにより、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを併せて目的とすることができる。

- 2 博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程は、専攻分野について自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。ただし、規則の定めるところにより、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを併せて目的とすることができる。

(専攻)

第4条 研究科等に置かれる専攻は次のとおりである。

人文社会系研究科

基礎文化研究	日本文化研究	アジア文化研究
欧米系文化研究	社会文化研究	文化資源学研究
韓国朝鮮文化研究		

教育学研究科

総合教育科学	学校教育高度化	
--------	---------	--

法学政治学研究科

総合法政	法曹養成	
------	------	--

経済学研究科

経 済	マ ネ ジ メ ン ト	
-----	-------------	--

総合文化研究科

言語情報科学	超域文化科学	地域文化研究
国際社会科学	広域科学	

理学系研究科

物 理 学	天 文 学	地球惑星科学
化 学	生 物 科 学	

工学系研究科

社会基盤学	建 築 学	都 市 工 学
機械工学	精 密 工 学	シ ス テ ム 創 成 学
航空宇宙工学	電 気 系 工 学	物 理 工 学
マテリアル工学	応 用 化 学	化 学 シ ス テ ム 工 学
化学生命工学	先 端 学 際 工 学	原 子 力 国 際
バイオエンジニアリング	技 術 経 営 戦 略 学	原 子 力

農学生命科学研究科

生産・環境生物学	応用生命化学	応用生命工学
森林科学	水圏生物学	農業・資源経済学
生物・環境工学	生物材料科学	農学国際
生圏システム学	応用動物科学	獣医学
医学系研究科		
分子細胞生物学	機能生物学	病因・病理学
生体物理医学	脳神経医学	社会医学
内科学	生殖・発達・加齢医学	外科学
健康科学・看護学	国際保健学	医科学
公共健康医学		
薬学系研究科		
薬科学	薬学	
数理科学研究科		
数理学		
新領域創成科学研究科		
物質系	先端エネルギー工学	複雑理工学
先端生命科学	メディカル情報生命	自然環境学
海洋技術環境学	環境システム学	人間環境学
社会文化環境学	国際協力学	
情報理工学系研究科		
コンピュータ科学	数理情報学	システム情報学
電子情報学	知能機械情報学	創造情報学
学際情報学府		
学際情報学		
公共政策学教育部		
国際公共政策学	公共政策学	

第2章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件等)

第5条 修士課程を修了するためには、第2条第5項に定める年数以上在学し、所要科目を履修して30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとするができる。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ相当と認められるときは、規則の定めるところにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件等)

第6条 博士後期課程を修了するためには、第2条第5項に定める年数（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、各研究科等の定めた所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとすることができる。

(1) 修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 修士課程又は専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者

修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて 3年

3 第16条第2項第7号及び第8号の規定により入学した者の修了要件は、第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

(獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程の修了要件)

第7条 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を修了するためには、第2条第6項に定める年数以上

在学し、各研究科の定めた所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科規則の定めるところにより、特例として3年以上在学すれば足りるものとすることができる。

第8条 博士後期課程において、3年（獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程においては4年）以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者も、研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、研究科長又は教育部の部長の許可を得た場合は、その後において学位論文審査及び最終試験を受けることができる。

（在学期間の短縮）

第8条の2 研究科等は、第10条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第3章 教育課程等

（教育課程）

第9条 各専攻における所要科目、単位及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科等の定めるところによる。

- 2 前項のほか、研究科等において教育上必要があると認める場合には、研究科等の定めるところにより、当該研究科等の他の専攻の一つを副専攻として履修させることができる。
- 3 第1項のほか、研究科等において教育上必要があると認める場合には、協議のうえ、各研究科等の定めるところにより、他の研究科等の専攻の一つを副専攻として履修させることができる。

第9条の2 前条のほか、別に定めるところにより、博士課程教育リーディングプログラム又は国際卓越大学院教育プログラムを履修させることができる。

第9条の3 第9条第1項に定める所要科目のほか、大学院に複数の研究科等の学生を対象とした共通の授業科目（以下「共通授業科目」という。）を置く。

- 2 共通授業科目は、研究科等の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、共通授業科目については、別に定める。

（授業の方法）

第9条の4 授業の方法については、学部通則第15条の2の規定を準用する。

（単位数の計算）

第9条の5 第9条の規定により、各研究科等において各授業科目の単位数を定めるに当たっては、第9条の4に規定する授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

（特別聴講）

第10条 学生が、国内の他の大学の大学院及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程において、専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させることができる。

- 2 前項の規定により修得した科目及び単位数については、15単位を超えない範囲で、これを本学大学院における相当する科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。ただし、修士課程及び博士後期課程を通じて15単位を超えないものとする。
- 3 第1項に定める特別聴講の許可及び前項に定める単位認定等の申請手続については、当該大学と本学

との協定に定めるもののほか、各研究科等の定めるところによる。

(外国の大学の大学院が行う通信教育において取得した単位の取扱い)

第10条の2 外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取得した単位の取扱いについては、学部通則第16条の2第1項及び第3項の規定を準用する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の3 研究科等は、教育上有益と認めるときは、その定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条で準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、15単位を超えないものとし、また、第10条第2項及び前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項に定める単位認定等の申請手続については、各研究科等の定めるところによる。

(指導教員)

第11条 学生は、その属する専攻の教員を指導教員としなければならない。ただし、その指導教員の許可を得て、同一研究科若しくは同一教育部の他の教員又は他の研究科若しくは教育部の教員の指導を受けることができる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第12条 学生が、国内の他の大学の大学院又は研究所等において課程修了に必要な研究指導の一部を受けることが教育上有益であると研究科等において認めるときは、研究科等はその定めるところにより、当該大学院若しくはその研究科等又は当該研究所等との協議に基づき、当該学生が当該研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。ただし、教育上有益であると研究科等において認めるときは、修士課程を除き、更に1年以内に限り延長を認めることができる。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 修士課程 | 1年以内 |
| (2) 博士後期課程 | 1年以内 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 1年以内 |

3 前2項の規定は、学生が外国の大学の大学院又は研究所等及び国際連合大学の教育課程において研究指導を受けようとする場合に準用する。

(教育方法の特例)

第13条 研究科等において教育上特別の必要があると認める場合には、研究科等の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第4章 課程修了の認定及び成績評価

(課程修了の認定及び成績評価)

第14条 課程修了の認定は、教育会議の議を経て、研究科長又は教育部の部長が行う。

2 修士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、教育会議が行う。

3 博士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、東京大学学位規則第7条に定める審査委員会の審査に基づいて、教育会議が行う。

4 試験成績及び学位論文審査の評点及び順位は、次のとおりとする。ただし、専門職学位課程の科目試験の試験成績については、研究科等の定めるところによる。

- | | |
|----------|----|
| (1) 科目試験 | |
| (イ) 優 | 合格 |

- (ロ) 良 合格
- (ハ) 可 合格
- (ニ) 不可 不合格

(2) 論文審査

イ 修士課程

- (イ) 優 合格
- (ロ) 良 合格
- (ハ) 可 合格
- (ニ) 不可 不合格

ロ 博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程

- (イ) 合格
- (ロ) 不合格

(3) 最終試験

- (イ) 合格
- (ロ) 不合格

- 5 第5条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第2項及び前項の規定を準用する。
- 6 第10条第1項、第28条又は第28条の2の規定により、国内の他の大学の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した科目及び単位の成績評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付することを妨げない。

第5章 学位の授与

(学位の授与)

- 第15条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。
- 2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

第6章 入学、在学、留学、休学、復学及び退学

(入学資格)

第16条 修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
- (8) 規則の定めるところにより、大学に3年以上在学している者で、専攻分野に応じて大学において修

得ることが必要なものとして当該研究科等が指定する科目、単位を、優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有するものと認めるものを含む。）

- (9) 研究科等の定めるところにより、外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者
 - (10) 研究科等の定めるところにより、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者
 - (11) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (12) 研究科等の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 研究科等の定めるところにより、外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者
 - (7) 規則の定めるところにより、大学を卒業し、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者
 - (8) 規則の定めるところにより、外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者
 - (9) 研究科等の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者で、24歳に達したもの
- 3 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又

は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 昭和30年文部省告示第39号をもって文部科学大臣の指定した者
- (8) 研究科規則の定めるところにより、大学(獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程に限る。)に4年以上在学している者で、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者
- (9) 研究科の定めるところにより、外国において学校教育における16年の課程(獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者
- (10) 研究科の定めるところにより、我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者
- (11) 研究科の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科において認めた者で、24歳に達したもの

(入学願)

第17条 大学院の入学志願者は、所定の入学願書に当該研究科等の定める書類を添えて提出しなければならない。

(入学考査)

第18条 入学者の選抜は、入学志願者につき、次の各号の範囲内において、各研究科等の定めるところにより行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験(面接を含む。)
- (3) 学位論文又はこれに代わるもの
- (4) 学業成績又は職業経験等
- (5) 研究計画等

第19条及び第20条 削除

(入学者の決定)

第21条 入学者の決定は、各研究科等において行う。

(再入学、修士入学及び博士入学等)

第22条 次に掲げる者については、第18条第1項の規定にかかわらず、各研究科等の定めるところにより、入学を許可することがある。

- (1) 中途退学者で再入学を志願する者
- (2) 本学大学院において、修士の学位又は専門職学位を得た者で、更に修士課程又は専門職学位課程に入学を志願する者
- (3) 本学大学院において、博士の学位を得た者で、更に博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程に入学を志願する者

(転入学)

第23条 他の大学の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、当該研究科等の定めるところにより、許可することがある。

(転科)

第24条 現に在籍する研究科等から他の研究科等に所属を変更することを志願する学生の取扱いについては、新たに入学を志願する者の例による。ただし、規則により別段の定めのある場合は、この限りでない

い。

第25条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間並びに履修単位の認否の決定は、当該研究科等において行う。

(入学の時期及び手続)

第26条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があるときは学期の初めにも入学させることができる。

2 入学を認められた者は、入学した月の20日までに、所定の学籍票を研究科長又は教育部の部長に提出しなければならない。

(在学年限)

第27条 在学年限は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 修士課程 | 3年 |
| (2) 博士後期課程 | 5年 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 6年 |

2 第2条第7項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 修士課程 | 4年 |
| (2) 博士後期課程 | 6年 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 7年 |

3 学生が、前2項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

(留学)

第28条 外国の大学の大学院への留学については、学部通則第14条の2及び第14条の4の規定を準用する。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第10条第2項及び第10条の2第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとし、また第10条第2項、第10条の2第1項及び第10条の3第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において取得した単位の取扱い)

第28条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において取得した単位の取扱いについては、学部通則第14条の5第1項及び第3項の規定を準用する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第10条第2項、第10条の2第1項及び前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとし、また第10条第2項、第10条の2第1項、第10条の3第1項及び前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(休学)

第29条 休学期間は、次の各号に定める年数を超えることができない。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 修士課程 | 2年 |
| (2) 博士後期課程 | 3年 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 4年 |

2 前項のほか、休学及び復学については、学部通則の規定を準用する。

(退学)

第30条 退学については、学部通則の規定を準用する。

第7章 特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生、 大学院研究生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第31条 国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を取得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生及び国際連合大学の課程の学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を取得しようとする場合に準用する。
- 3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。
- 4 特別聴講学生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取消することができる。

(大学院科目等履修生)

第31条の2 本学の大学院学生以外の者が、本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、研究科等はその定めるところにより、大学院科目等履修生として許可することができる。

- 2 大学院科目等履修生を受け入れる時期は、学期の初めとする。
- 3 大学院科目等履修生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(特別研究学生)

第32条 国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとするときは、研究科等はその定めるところにより、当該学生の所属する大学院又はその研究科等との協議に基づき、当該学生を特別研究学生として許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生及び国際連合大学の課程の学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとする場合に準用する。
- 3 特別研究学生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取消することができる。

(大学院研究生)

第33条 本学大学院において、特定の事項を研究しようとする者があるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究生の入学等については、別に定める。

(外国人学生)

第34条 外国人学生は、定員外とすることができる。

- 2 外国人学生の入学については、別に定める。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第35条 学生の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額は、特別聴講学生にあつては学部通則に定める聴講生の額と同額とし、特別研究学生にあつては学部通則に定める研究生の額と同額とする。
- 3 大学院科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、それぞれ学部通則に定める科目等履修生の額と同額とする。

(検定料、入学料及び授業料の不徴収)

第35条の2 本学大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程に入学する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、次の各号の1に該当する場合には、徴収しない。
 - (1) 当該学生が国立大学の大学院学生であるとき。
 - (2) 当該学生が公立又は私立大学の大学院学生であり、当該大学と本学との間の協定において、授業料を相互に不徴収とすることを定めたとき。
- 4 外国の大学と本学との間の協定において、検定料、入学料及び授業料（以下この項において「授業料等」という。）を相互に不徴収とすることを定めている場合は、これに基づいて受け入れる者に係る授業料等は、徴収しない。
- 5 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（同要項第4条第4号の推薦方法により選定された国費外国人留学生に係る入学料を含む。）は、徴収しない。
- 6 大学院科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、当該学生が本学の学部学生であるときは、徴収しない。

(検定料の納付等)

第36条 入学又は再入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

2 大学院科目等履修生の検定料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の検定料の納付に関する規定を準用する。

3 検定料の免除については、学部通則の規定を準用する。

(入学料の納付等)

第37条 学生の入学料の納付、免除、徴収猶予及び未納者に対する措置については、学部通則の規定を準用する。

2 大学院科目等履修生の入学料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の入学料の納付に関する規定を準用する。

第38条 削除

(授業料の納付等)

第39条 学生の授業料の納付、返還、免除及び徴収猶予については、学部通則の規定を準用する。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の納付については、学部通則に定める聴講生及び研究生の授業料に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生について、その在学する期間の月数が6か月未満であるときは、月額にその在学する期間の月数を乗じて得た額を、当該期間における当初の月に納めなければならない。

3 大学院科目等履修生の授業料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の授業料の納付に関する規定を準用する。

第39条の2 相互の大学の学位を取得させることを目的として締結された外国の大学と本学との間の協定に基づいて派遣される者に係る授業料は、別に定めるところにより、当該期間における授業料を免除することができる。

(寄宿料の納付等)

第40条 学生の寄宿料の納付及び免除については、学部通則の規定を準用する。

第9章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第41条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を、2以上の学期に分ける。

3 前項の学期のうち2つの学期の開始月は、それぞれ4月及び10月とし、各学期の開始日及び終了日は、別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、総長が別に定めるところにより10月を開始月とする学期について9月を開始月とすることができる。

5 休業日及び臨時の休業日については、学部通則の規定を準用する。

第10章 退学命令、懲戒及び除籍

(退学命令及び懲戒)

第42条 退学命令及び懲戒については、学部通則の規定を準用する。

(除籍)

第42条の2 東京大学学位規則第17条の規定により学位の授与を取り消された者（第8条の規定により学位の授与を受けたものを除く。）は、除籍とする。なお、既に納めた検定料、入学料、授業料その他については、いかなるものも返還しない。

第11章 奨学寄附金

(奨学寄附金)

第43条 奨学寄附金については、学部通則の規定を準用する。

第12章 雑則

(専門職学位課程に関する事項)

第44条 専門職学位課程の教育に関し、この規則で定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、改正後の東京大学大学院学則第35条の2第5号の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則**(施行期日)**

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(工学系研究科の経過措置)

第2条 平成20年3月31日以前に工学系研究科電気工学専攻、電子工学専攻、環境海洋工学専攻、システム量子工学専攻又は地球システム工学専攻の修士課程又は博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

2 平成20年3月31日以前に工学系研究科電気工学専攻、電子工学専攻、環境海洋工学専攻、システム量子工学専攻又は地球システム工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

(新領域創成科学研究科の経過措置)

第3条 平成20年3月31日以前に新領域創成科学研究科基盤情報学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則**(施行期日)**

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(工学系研究科の経過措置)

第2条 平成21年3月31日以前に工学系研究科機械工学専攻又は産業機械工学専攻の修士課程又は博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

2 平成21年3月31日以前に工学系研究科機械工学専攻又は産業機械工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附 則**(施行期日)**

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(第4条における薬学系研究科の経過措置)

第2条 平成22年3月31日以前に薬学系研究科分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の修士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月29日から施行する。

附 則**(施行期日)**

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(第4条における薬学系研究科の経過措置)

第2条 平成24年3月31日以前に薬学系研究科分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。

2 この規則の施行日前に学位の授与を取り消された者については、改正後の東京大学大学院学則の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(理学系研究科の経過措置)

第2条 平成26年3月31日以前に理学系研究科生物化学専攻又は生物科学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

2 平成26年3月31日以前に理学系研究科生物化学専攻又は生物科学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 研究科等において必要がある場合は、平成27年度に限り、第26条及び改正後の第41条第3項の規定にかかわらず、学期の初めの入学の時期を10月とすることができる。

3 前項の規定による10月入学者の第37条第1項の規定により準用する入学料の徴収猶予については、9月入学者の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経済学研究科の経過措置)

第2条 平成27年3月31日以前に経済学研究科経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻又は金融システム専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

2 平成27年3月31日以前に経済学研究科経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻又は金融システム専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

(新領域創成科学研究科の経過措置)

第3条 平成27年3月31日以前に新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻又は情報生命科学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、平成27年4月1日から同研究科メディカル情報生命専攻の当該課程に所属するものとする。

2 平成27年3月31日以前に新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻又は情報生命科学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第1条第2項関係）

研究科等	専攻	修士課程		博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会系研究科	基礎文化研究専攻	55	110	30	90		
	日本文化研究専攻	28	56	16	48		
	アジア文化研究専攻	38	76	21	63		
	欧米系文化研究専攻	33	66	19	57		
	社会文化研究専攻	16	32	10	30		
	文化資源学研究専攻	11	22	6	18		
	韓国朝鮮文化研究専攻	12	24	6	18		
	計	193	386	108	324		
教育学研究科	総合教育科学専攻	67	134	37	111		
	学校教育高度化専攻	21	42	12	36		
	計	88	176	49	147		
法学政治学研究科	総合法政専攻	20	40	40	120		
	法曹養成専攻					230	690
	計	20	40	40	120	230	690
経済学研究科	経済専攻	60	120	27	81		
	マネジメント専攻	50	100	8	24		
	計	110	220	35	105		
総合文化研究科	言語情報科学専攻	30	60	23	69		
	超域文化科学専攻	40	80	26	78		
	地域文化研究専攻	44	88	26	78		
	国際社会科学専攻	37	74	22	66		
	広域科学専攻	118	236	74	222		
	計	269	538	171	513		
理学系研究科	物理学専攻	130	260	79	237		
	天文学専攻	23	46	14	42		
	地球惑星科学専攻	99	198	52	156		
	化学専攻	72	144	26	78		
	生物科学専攻	84	168	44	132		
	計	408	816	215	645		
工学系研究科	社会基盤学専攻	52	104	24	72		
	建築学専攻	42	84	16	48		
	都市工学専攻	37	74	11	33		
	機械工学専攻	52	104	25	75		
	精密工学専攻	27	54	12	36		
	システム創成学専攻	45	90	19	57		
	航空宇宙工学専攻	37	74	18	54		
	電気系工学専攻	70	140	32	96		

	物理工学専攻	42	84	19	57		
	マテリアル工学専攻	45	90	20	60		
	応用化学専攻	33	66	13	39		
	化学システム工学専攻	28	56	13	39		
	化学生命工学専攻	32	64	13	39		
	先端学際工学専攻			46	138		
	原子力国際専攻	22	44	11	33		
	バイオエンジニアリング専攻	34	68	12	36		
	技術経営戦略学専攻	21	42	8	24		
	原子力専攻					15	15
	計	619	1,238	312	936	15	15
農学生命科学研究科	生産・環境生物学専攻	28	56	13	39		
	応用生命化学専攻	34	68	16	48		
	応用生命工学専攻	43	86	20	60		
	森林科学専攻	20	40	10	30		
	水圏生物科学専攻	30	60	15	45		
	農業・資源経済学専攻	17	34	8	24		
	生物・環境工学専攻	17	34	8	24		
	生物材料科学専攻	17	34	8	24		
	農学国際専攻	43	86	19	57		
	生圏システム学専攻	25	50	18	54		
	応用動物科学専攻	19	38	8	24		
	獣医学専攻			13	52		
	計	293	586	156	481		
医学系研究科	分子細胞生物学専攻			19	76		
	機能生物学専攻			14	56		
	病因・病理学専攻			33	132		
	生体物理医学専攻			17	68		
	脳神経医学専攻			21	84		
	社会医学専攻			14	56		
	内科学専攻			36	144		
	生殖・発達・加齢医学専攻			16	64		
	外科学専攻			40	160		
	健康科学・看護学専攻	25	50	25	75		
	国際保健学専攻	21	42	9	27		
	医科学専攻	20	40				
	公共健康医学専攻					30	60
計	66	132	244	942	30	60	

薬学系研究科	薬科学専攻	100	200	50	150		
	薬学専攻			10	40		
	計	100	200	60	190		
数理科学研究科	数理科学専攻	53	106	32	96		
	計	53	106	32	96		
新領域創成科学研究科	物質系専攻	38	76	18	54		
	先端エネルギー工学専攻	24	48	12	36		
	複雑理工学専攻	25	50	11	33		
	先端生命科学専攻	54	108	23	69		
	メディカル情報生命専攻	53	106	24	72		
	自然環境学専攻	46	92	20	60		
	海洋技術環境学専攻	18	36	7	21		
	環境システム学専攻	18	36	8	24		
	人間環境学専攻	38	76	16	48		
	社会文化環境学専攻	32	64	14	42		
	国際協力学専攻	20	40	10	30		
	計	366	732	163	489		
	情報理工学系研究科	コンピュータ科学専攻	44	88	12	36	
数理情報学専攻		40	80	9	27		
システム情報学専攻		47	94	9	27		
電子情報学専攻		60	120	24	72		
知能機械情報学専攻		56	112	16	48		
創造情報学専攻		38	76	12	36		
計	285	570	82	246			
学際情報学府	学際情報学専攻	100	200	44	132		
	計	100	200	44	132		
公共政策学教育部	国際公共政策学専攻			8	24		
	公共政策学専攻					135	270
	計			8	24	135	270
総計		2,970	5,940	1,719	5,390	410	1,035

◆ 東京大学大学院専門職学位課程規則

制定	平16. 3. 30	役員会議決
改正	平17. 3. 17、	平19. 3. 22
	平20. 2. 19、	平22. 3. 25
	平24. 9. 27、	平28. 6. 23
	平31. 3. 22、	令 3. 3. 18
	令 4. 3. 24、	令 6. 3. 21

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則(以下学則という。)第44条の規定に基づき、専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)の教育に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(専門職学位課程の目的)

第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専門職学位課程の専攻)

第3条 学則第4条の専攻のうち、次の専攻を専門職学位課程とする。

法学政治学研究科	法曹養成専攻
工学系研究科	原子力専攻
医学系研究科	公共健康医学専攻
公共政策学教育部	公共政策学専攻

(標準修業年限)

第4条 専門職学位課程の標準修業年限は、専門職学位課程の専攻が置かれる研究科又は教育部(以下「研究科等」という。)の定めるところにより、1年又は2年とする。

第2章 課程の修了要件等

(修了要件)

第5条 専門職学位課程を修了するためには、第4条に定める標準修業年限以上在学し、研究科等の定めるところにより、所要の科目を履修して、30単位以上の所定の単位を修得しなければならない。

(在学期間の短縮)

第6条 研究科等は、前条又は第21条の規定にかかわらず、第14条第1項又は第24条の規定により当該専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第3章 教育課程等

(教育課程)

第7条 専門職学位課程においては、第2条に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を産業界と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 専門職学位課程の専攻における所要科目、単位及び履修方法については、各研究科等の定めるところに

よる。

(教育課程連携協議会)

第7条の2 研究科等に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会又はそれに代わる組織（以下「連携協議会」という。）を置く。

2 前項の規定による連携協議会に関し必要な事項は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2の規定に従って、研究科等において定めるものとする。

(授業を行う学生数)

第8条 専門職学位課程の専攻において開設される一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等)

第9条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 専門職学位課程において、大学院設置基準（昭和49年文部科学省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第10条 研究科等は、本学の専門職学位課程に在籍する学生（以下この章及び第5章において「学生」という。）に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条 研究科等は授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第12条 研究科等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 研究科等は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科等の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職学位課程が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で当該専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院において単位を取得する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 前2項に定める履修及び単位認定等に関して必要な手続は、研究科等の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 研究科等は、教育上有益と認めるときは、その定めるところにより、学生が当該専門職学位課程に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生（第24条において「科目等履修生」という。）として修得した単位を含む。）を、当該専門職学位課程に入学した後の当該専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職学位課程において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により当該専門職学位課

程において修得したものとみなす単位数と合わせて研究科等が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第4章 学位の授与

(学位の授与)

第15条 専門職学位課程を修了した者には、東京大学学位規則に定める専門職学位を授与する。

第5章 入学資格、在学年限及び休学等

(入学資格)

第16条 専門職学位課程の入学資格については、学則第16条第1項の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「修士課程」とあるのは「専門職学位課程」と、同項第8号中「規則」とあるのは「研究科等の規則」と読み替えるものとする。

(在学年限)

第17条 専門職学位課程の在学年限は、当該専門職学位課程の標準修業年限に1年を加えた期間とする。

2 学則第2条第7項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、当該専門職学位課程の標準修業年限に2年を加えた期間とする。

3 前2項に規定する在学年限については、第6条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

4 学生が、第1項から第3項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

(休学及び復学)

第18条 専門職学位課程(次条の法科大学院の課程を除く。)の休学期間は、当該専門職学位課程の標準修業年限の期間と同じ期間を超えることができない。

2 前項のほか、休学及び復学については、学部通則の規定を準用する。

第6章 法科大学院

(法科大学院の課程)

第19条 第3条に定める法曹養成専攻の課程は、専門職大学院設置基準第18条第1項に定める法科大学院の課程とする。

(標準修業年限)

第20条 法科大学院の課程の標準修業年限は、第4条の規定にかかわらず、3年とする。

(修了要件)

第21条 法科大学院の課程の修了の要件は、第5条の規定にかかわらず、3年以上在学し、法学政治学研究科で定めるところにより、所要の科目を履修して、93単位以上の所定の単位を修得しなければならない。

(法学既修者)

第22条 本学の法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、法学政治学研究科で定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で同研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で同研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法科大学院の課程において、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第6条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、次条及び第24条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び次条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

4 専門職大学院設置基準第20条の7第6号に定める認定連携法曹基礎課程(本学の法科大学院以外の法科大学院のみと同号に定める認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第24条ただし書

において同じ。)を修了して本学の法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法学政治学研究科が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」と、「第1項ただし書及び次条第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書及び次条第1項ただし書の規定により46単位」とする。

第23条 法学政治学研究科は、教育上有益と認めるときは、本学の法科大学院の課程に在籍する学生(以下「法科大学院学生」という。)が法学政治学研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第13条第1項の規定にかかわらず、30単位を超えない範囲で本学の法科大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法科大学院の課程において、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、法科大学院学生が、外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院において単位を取得する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育過程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 法科大学院学生が、本学の法科大学院の課程に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目に関し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、第14条第2項の規定にかかわらず、転学等の場合を除き、本学の法科大学院の課程において修得した単位以外のものについては、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下本条について同じ。)の規定により本学の法科大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して本学の法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法学政治学研究科が認める者がその入学前に本学の法科大学院以外の専門職大学院設置基準第20条の7第6号に定める認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第1項の規定により本学の法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(法科大学院の課程の在学年限)

第25条 法科大学院の課程の在学年限は、第17条第1項の規定にかかわらず、5年とする。

2 法科大学院の課程において学則第2条第7項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、第17条第2項の規定にかかわらず、6年とする。

3 前2項に規定する在学年限については、第6条及び第22条第1項の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

4 法科大学院学生が、第1項から第3項に規定する在学年限に達したときは、第17条第3項の規定にかかわらず、学生の身分を失う。

(法科大学院の課程における休学及び復学)

第26条 法科大学院の課程の休学期間は、3年を超えることができない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、法科大学院の課程について準用する。

第7章 雑則

(その他の規則)

第27条 専門職学位課程の標準修業年限、修了要件、教育課程、教育方法その他専門職学位課程の教育に関する事項で、この規則に定めのないものについては、学則(第11条、第12条、第32条及び第33条を除く。)に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

◆ 東京大学学部通則

制定	昭38. 12. 17	評議会可決
改正	昭40. 4. 1、	昭41. 4. 19、 昭47. 5. 23
	同47. 9. 19、	同48. 3. 20、 同48. 4. 17
	同50. 6. 24、	同51. 4. 27、 同54. 3. 20
	同54. 12. 18、	同56. 4. 1、 同59. 4. 1
	同62. 3. 17、	同63. 4. 19、 平元. 9. 27
	平 3. 5. 14	平 3. 7. 9、 同 3. 9. 17
	同 3. 12. 17、	同 4. 5. 19、 同 4. 7. 14
	同 4. 10. 20、	同 6. 9. 20、 同 6. 7. 12
	同 8. 3. 19、	同 9. 4. 1、 同10. 4. 1
	同11. 6. 8、	同15. 2. 18、 同15. 10. 21
	同16. 3. 16、	同16. 12. 7、 同17. 1. 28
	同17. 3. 17、	同17. 9. 30、 同18. 1. 30
	同18. 3. 17、	同19. 9. 27、 同20. 3. 25
	同21. 3. 26、	同22. 3. 25、 同23. 3. 28
	同23. 6. 1、	同23. 6. 23、 同23. 11. 29
	同24. 3. 29、	同24. 6. 28、 同24. 9. 27
	同24. 11. 29、	同25. 4. 25、 同25. 6. 27
	同26. 3. 27、	同26. 9. 25、 同27. 3. 26
	同28. 1. 28、	同29. 2. 22、 同30. 2. 28
	同30. 11. 29、	同31. 3. 22、 令 2. 3. 26
	令 3. 3. 18、	令 4. 3. 24、 同 5. 3. 23
	同 6. 3. 21	同 7. 3. 27

第1章 総則

(学部、学科、課程及び収容定員)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第85条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき設置される本学の学部は、次のとおりである。

法学部
 医学部
 工学部
 文学部
 理学部
 農学部
 経済学部
 教養学部
 教育学部
 薬学部

2 学科又は課程及びその収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めるものとする。

(修業年限)

第2条 修業年限は、4年とし、前期課程2年は教養学部において、後期課程2年は各学部において教育を行う。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長は、別に定めるところにより、学生が障害により前項に定める修業年

限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて、その計画的な履修を認めることができる。ただし、その期間は、次条第1項に定める各課程における在学年限を超えることができない。

(在学年限)

第3条 在学年限は、前期課程及び後期課程各4年とする。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の在学年限は、8年とする。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1学年を、4学期に分ける。

3 前項の4学期のうち2つの学期の開始月は、それぞれ4月及び10月とし、各学期の開始日及び終了日は別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、総長が別に定めるところにより、10月を開始月とする学期について、9月を開始月とすることができる。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 東京大学記念日 4月12日

(5) 別に定める春季、夏季、冬季の各休業日

2 前項に定めるもののほか、臨時の休業日は、そのつど定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、各学部において教育上必要があると認める場合には、第1項第2号、第3号及び第5号に定める休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学

(入学時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。ただし、再入学については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、総長が適当であると認めるときは、学期の初めにも入学させることができる。

(入学資格)

第7条 前期課程に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(9) 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学

力があると本学において認めた者で、18歳に達したもの

(入学試験)

第8条 前期課程に入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験については、別に定める。

(再入学)

第9条 本学を退学した者、第24条若しくは第25条の規定により退学を命ぜられた者又は第49条第7項の規定により学生の身分を失った者が、再び同一学部に入學を志願したときは、選考のうえ、再入学を認めることができる。

(後期課程への入学、転学部、転学科及び転課程)

第10条 次の各号の1に該当する者は、各学部規則に特別の定めがある場合に限り、選考のうえ、後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認めることができる。

- (1) 本学の学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科若しくは課程に入学を志願するもの
- (2) 修業年限4年以上の他の大学の学部を卒業した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (3) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (4) 本学後期課程の学生で、転学部、転学科又は転課程を志願するもの
- (5) 修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の課程を履修した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (6) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (8) 外国において、第2号又は第5号に相当する課程を修了した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (9) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は当該課程に2年以上在学し、所定の課程を履修した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (10) 外国の短期大学を卒業した者及び我が国において外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (11) 個別の入学資格審査をもって、修業年限4年以上の大学の学部を卒業した者と同等以上の学力があると学部において認めた者で、22歳に達した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (12) 個別の入学資格審査をもって、修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、所定の課程を履修した者と同等以上の学力があると学部において認めた者で、20歳に達した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの

2 前項第4号又は第5号の規定により転学部又は後期課程への入学を志願するときは、その在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添えて提出しなければならない。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第11条 前2条の規定により再入学若しくは後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認められた者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学期間及び在学年限については、各学部の定めるところによる。

(入学願書の提出)

第12条 前期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書を提出しなければならない。

2 再入学若しくは後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を志願する者は、各学部の指定する期日までに、願書を当該学部提出しなければならない。

(健康診断)

第13条 入学又は再入学を志願する者に対しては、その許可前に、健康診断を行う。

(入学手続)

第14条 入学を認められた者は、所定の期日までに、所定の学籍票を当該学部提出しなければならない。

2 再入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認められた者は、その日から10日以内に、所定の学籍票を当該学部提出しなければならない。

第3章 留学**(留学)**

第14条の2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。

2 前項の規定により外国の大学において修学する期間は、おおむね1年を限度とするものとする。

(単位の認定)

第14条の3 学部長は、学生が留学の期間において修得した授業科目及び単位数については、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えない範囲で、本学における相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。

(申請手続)

第14条の4 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学部長に提出しなければならない。

2 留学許可及び単位認定等の申請手続については、各学部の定めるところによる。

(休学期間中に外国の大学において取得した単位の取扱い)

第14条の5 第14条の2の規定にかかわらず、学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による単位認定等の申請手続については、前条の規定を準用する。

第4章 教育課程、履修方法、授業の方法及び学習の評価**(教育課程及び履修方法)**

第15条 教育課程及び履修方法については、各学部規則の定めるところによる。

2 前項に定める教育課程のほか、後期課程に複数の学部の学生を対象とした共通の授業科目（以下「全学部共通授業科目」という。）を置く。

3 全学部共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

全学部共通授業科目群

グローバル教養科目群

4 全学部共通授業科目は、各学部の定めるところにより、卒業に必要な単位とすることができる。

5 全学部共通授業科目に関しては、第15条の2及び第17条の規定にかかわらず、別に定める。

(授業の方法)

第15条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部長は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修科目の登録単位数の上限)

第15条の3 前期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、教養学部長は、

学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

- 2 後期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学部長は、教育上必要があると認める場合には、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。
- 3 学部長は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位数の計算)

第15条の4 第15条の規定により、各学部規則に規定する教育課程のうち、各授業科目の単位数を定めるに当たっては、第15条の2に規定する授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

(特別聴講)

第15条の5 学生が、国内の他の大学の教育課程において授業科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させること（以下「特別聴講」という。）ができる。

- 2 前項に規定する特別聴講により履修し修得した単位については、第14条の3及び第14条の5第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えない範囲で、これを本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の特別聴講の許可及び前項の単位認定に関する申請手続きは、第1項の大学と本学との協定に定めるもののほか、各学部の定めるところによる。

(単位の授与)

第16条 所定の授業科目を履修し、試験その他の方法による学修成果の評価により合格した者に対しては、所定の単位を与える。

(外国の大学が行う通信教育において取得した単位の取扱い)

第16条の2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3、第14条の5第1項及び第15条の5第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による単位認定等の申請手続きについては、第14条の4の規定を準用する。

(学習の評価)

第17条 学習の評価については、各学部規則の定めるところによる。

第5章 教職課程

(教職課程)

第18条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

- 2 教職課程については、別に定める。

第6章 休学及び復学

(休学)

第19条 学生が病気のため引き続き2月以上修学することができないときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、教育研究評議会の定める事由に該当する場合には、学部長は、休学を許可することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、総長は、学部長の申請により、教育研究評議会の議を経て、休学を許可することができる。
- 4 学生が病気のため休学することが適当でないと認めるときは、学部長は、教育研究評議会の定める基準に従い、休学を命ずることができる。

(初年次特別休学)

第19条の2 前期課程への入学（再入学を除く。）の初年次に学生が長期にわたる体験活動を行うときは、教養学部長は、教育研究評議会の定めるところにより、特別に休学を許可することができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、前期課程及び後期課程を通じて4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の学生の休学期間は、6年を超えることができない。

2 後期課程への入学を認められた者の休学期間については、各学部の定めるところによる。

3 前条の規定による休学期間は、1年を限度とし、第1項の休学期間には算入しない。

4 前項に定めるもののほか、教育研究評議会の定める事由に該当すると学部長が認める場合には、教育研究評議会の定める期間は、休学期間に算入しないことができる。

第21条 休学した期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間内に、その理由がなくなったときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第7章 退学及び除籍**(願出による退学)**

第23条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学部長に願出しなければならない。

(退学命令)

第24条 学生が次の各号の1に該当するときは、学部長は、総長の認可を得て、退学を命ずることができる。

(1) 長期にわたり欠席し、又は成業の見込みがないと認められたとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。

(3) 行方不明の届出のあったとき。

(除籍)

第24条の2 東京大学学位規則第17条の規定により学位の授与を取り消された者は、除籍とする。なお、既に納めた検定料、入学料、授業料その他については、いかなるものも返還しない。

第8章 懲戒**(懲戒)**

第25条 学生が法令若しくは本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長は、総長の命により、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の方針については、教育研究評議会の議を経なければならない。

3 第1項の懲戒については、教育研究評議会に置かれる学生懲戒委員会の議を経なければならない。

4 懲戒は、退学又は停学の処分とする。

第9章 卒業及び学位の授与**(卒業)**

第26条 第2条に規定する年限以上在学し、各学部規則の定める授業科目及び単位数を修得した者を卒業者とする。

2 前項の各学部規則に定める単位数のうち、第15条の2第2項に基づいて履修した授業により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第26条の2 前条の規定にかかわらず、特に優れた成績で各学部規則の定める授業科目及び単位数を修得した者については、各学部規則の定めるところにより、特例として後期課程において1年以上在学した者を卒業者とすることができる。

(学位の授与)

第27条 卒業者には、学士の学位を授与する。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

第10章 研究生

(研究生)

第28条 学部において、特殊事項に関する研究をしようとする者で、次の各号の1に該当するものは、学部において支障がないと認めたとときに限り、研究生として入学を許可することができる。

- (1) 当該学部に入学者の資格のある者
- (2) その他当該学部において相当と認められた者

(入学手続)

第29条 研究生として研究しようとする者は、願書に研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長に願出しなければならない。

2 学部長は、教授会の議を経て、研究生として入学を許可する。

(指導教員)

第30条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(入学時期)

第31条 研究生の入学時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があると認めたとときは、この限りでない。

(研究期間)

第32条 研究生の研究期間は1年とする。

2 研究生が研究期間の延長を願出たときは、学部長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(講義又は実験への出席)

第33条 学部長は、指導教員が必要と認める場合には、学部の講義又は実験に出席を許可することができる。

(他の業務への従事)

第34条 研究生が他の業務に従事しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第35条 研究生が相当の成績をあげてその証明を願出たときは、学部長は、研究証明書を交付することができる。

(願出による退学)

第36条 研究生が退学しようとするときは、学部長に願出しなければならない。

(退学命令)

第37条 研究生として適当でないと認められた者に対しては、学部長は、退学を命ずることができる。

第11章 聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(聴講生)

第38条 学部長は、学部の授業科目を聴講しようとする者がいるときは、学生の修学に妨げがないときに限り、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講は、学期又は学年ごとに許可する。

(聴講生の資格)

第39条 聴講生は、各学部の定める資格を有する者でなければならない。

(聴講手続)

第40条 前2条に定めるもののほか、聴講生の聴講手続については、各学部の定めるところによる。

(試験)

第41条 聴講生に対しては、聴講した科目の試験を行わない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(聴講許可の取消)

第42条 聴講生が本学の規則に違反したときは、学部長は、聴講の許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

第42条の2 学部長は、本学大学院学生で、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、学部長は、各学部の定めるところにより、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、学生の修学に妨げがないときに限り、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

3 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 科目等履修生が本学の規則に違反したときは、学部長は、履修の許可を取り消すことができる。

(特別聴講学生)

第42条の3 学部長は、国内の他の大学の学生が、本学の学部において授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の学生が、本学の学部において授業科目を履修し、単位を取得しようとする場合に準用する。

3 特別聴講学生として学部の授業科目を履修し、試験その他の方法による学修成果の評価により合格した者には、所定の単位を与える。

4 前3項に定めるもののほか、特別聴講学生の履修手続及び単位の授与については、各学部の定めるところによる。

5 特別聴講学生として適当でないと思えた者に対しては、学部長は、退学を命ずることができる。

6 全学的な学生交流に関する覚書に基づき受け入れる外国の大学の学生で、学部の授業科目を履修しようとする者については、別に定めるところにより、総長の指名する学部長以外の者が特別聴講学生として入学を許可し、及び退学を命ずることがある。

第12章 外国人学生に関する特例

(外国人学生)

第43条 外国人で、学生、研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を許可された者を外国人学生という。

2 外国人学生は、定員外とすることができる。

(選考による入学)

第44条 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものは、選考のうえ、学生として前期課程に入学を許可することができる。

(後期課程への入学)

第45条 外国において、第10条第1項第2号又は第5号に相当する課程を修めた者は、選考のうえ、本学の後期課程に入学を許可することができる。

(選考)

第46条 前2条の規定により入学を志願する者に対しては、履歴、人物、健康等について選考するほか、修学に必要な日本語及び学力について筆記、口述その他適当な方法による選考を行う。ただし、別段の定めをした場合は、日本語についての選考を行わないことができる。

第13章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付等)

第47条 入学又は再入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

2 研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

3 特別聴講学生に係る検定料は、徴収しない。

4 検定料は、別に定めるところにより、免除することができる。

第48条 削除

(入学料の納付等)

第49条 入学を認められた者は、所定の期日までに、入学料を納めなければならない。

2 再入学を認められた者は、入学を認められた日から10日以内に、入学料を納めなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合には、指定の期日までに、入学料を納めなければならない。
 - (1) 入学料の免除が不許可となり、又はその一部について免除が許可された場合
 - (2) 徴収猶予が不許可となった場合
 - (3) 徴収猶予が許可された場合
- 4 研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を認められた者は、指定の期日までに、入学料を納めなければならない。
- 5 特別聴講学生に係る入学料は、徴収しない。
- 6 第1項、第2項又は第4項の所定の期日までに入学料を納付しない者に対しては、入学、再入学、聴講又は履修を許可しない。
- 7 第3項に規定する期日までに入学料を納付しない者は、その期日を経過したときに、学生の身分を失う。

(入学料の免除)

第49条の2 次の各号の1に該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入学を認められた者（研究生、聴講生又は科目等履修生として入学を認められた者を除く。以下同じ。）が経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (2) 入学前1年以内において、入学を認められた者又はその者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められるとき。
- (3) 前2号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。
- (4) 前条第7項の規定により学生の身分を失ったとき。
- (5) 前条第3項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が猶予の期間内に死亡したとき。

(入学料の徴収猶予)

第49条の3 次の各号の1に該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 入学を認められた者が経済的理由により入学料の納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
 - (2) 入学前1年以内において、入学を認められた者又は学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められるとき。
 - (3) 前2号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。
- 2 入学料の徴収猶予の期限は、4月入学者にあつては8月末日、9月及び10月入学者にあつては翌年2月末日までとする。

(入学料の免除及び徴収猶予手続等)

第49条の4 第49条の2第1号から第3号まで及び第49条の3第1項による入学料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、総長に申請しなければならない。

- 2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の返還)

第49条の5 既に納めた入学料は、返還しない。ただし、入学月から独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文科科学省令第23号）第23条の4に規定する給付奨学生（以下「日本学生支援機構給付奨学生」という。）に採用された者が、既に入学金を納付している場合は、入学料免除相当額を返還する。

(授業料の納付)

第50条 授業料は、年度を前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分けて、5月及び11月に、それぞれ年額の2分の1を納めなければならない。ただし、9月入学者に係る授業料の納付については、別に定める。

- 2 研究生の授業料は、前期及び後期ごとの指定の期日までに、それぞれ月額6カ月分を納めなければならない。ただし、前期又は後期に在学する期間の月数が6月未満であるときは、月額にその在学する期間の月数を乗じて得た額とする。
- 3 聴講生の授業料は、聴講しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。
- 4 科目等履修生の授業料は、履修しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。

5 特別聴講学生の授業料は、履修しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。

(授業料の返還)

第50条の2 既に納めた授業料は、返還しない。ただし、第55条第1項第6号及び第3項の規定により授業料を免除された者が、既に授業料を納付している場合は、当該授業料免除相当額を返還する。

2 前項ただし書に定めるもののほか、前条第2項により授業料を納付した者が、次の各号の1に該当する場合には、納付した者の申し出により、前期又は後期に係る授業料相当額を返還する。

- (1) 前期又は後期の開始日の前日までに退学したとき。
- (2) 入学が許可された学期の開始日の前日までに、入学を辞退したとき。

(復学者等の授業料)

第51条 前期又は後期中途において、復学又は再入学をした者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学又は再入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は再入学した月に徴収する。

(学年中途の卒業生の授業料)

第52条 学年の途中で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、5月(4月卒業見込みの者については、4月)に徴収する。ただし、卒業する月が10月以降であるときは、後期に属する月分は11月(10月卒業見込みの者については、10月)に徴収する。

(退学者及び停学者の授業料)

第53条 前期又は後期中途で退学し、又は第24条若しくは第25条の規定により退学を命ぜられた者の当該期分の授業料は、これを徴収する。

2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

(休学者の授業料)

第54条 休学し、又は休学を命ぜられた者の休学期間中の授業料は、これを免除する。

(授業料の免除)

第55条 次の各号の1に該当する場合には、授業料を免除することができる。

- (1) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (2) 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められるとき。
- (3) 学生が第24条第2号により退学を命ぜられたとき。
- (4) 学生が死亡した場合又は第24条第3号により退学を命ぜられた場合で、未納の授業料があるとき。
- (5) 第49条第7項の規定により学生の身分を失った場合で、未納の授業料があるとき。
- (6) 学資負担者の死亡等による家計の急変により、新たに日本学生支援機構給付奨学生に採用されたとき。

2 授業料の徴収猶予を許可している学生に対して、願出による退学を許可したときは、退学後の授業料を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、総長が緊急かつ相当の事由があると認めたときは、教育研究評議会の議を経て、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第56条 次の各号の1に該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 授業料の免除又は徴収猶予のいずれか又はその両方を申請したとき。
- (2) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であるとき又は前条第1項第2号に該当するとき。
- (3) 学生が行方不明のとき。
- (4) その他やむを得ない事情があると認められるとき。

2 徴収猶予は、延納又は月割分納とする。

3 延納の期限は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 第1項第1号に該当するときは、許可又は不許可が決定されるまでの期間。
- (2) 第1項第2号から第4号までに該当するときは、前期にあつては8月末日、後期にあつては2月末日まで。

4 月割分納の額は、年額の12分の1に相当する額とし、各月ごとに徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予手続)

第57条 第55条第1項第1号、第2号、前条第1項、第2号及び第4号による授業料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、総長に申請しなければならない。

2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料免除等の取消)

第58条 授業料の免除又は徴収猶予の理由が消滅したときは、これを取り消すものとする。

2 前項の規定により授業料の免除を取り消された者から徴収する授業料の額等については、第51条の規定を準用する。

3 第1項の規定により授業料の徴収猶予を取り消された者は、当該期分までの授業料を、取消があった月に納めなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第58条の2 第47条第1項の検定料、第49条第1項及び同条第2項の入学料、第50条第1項の授業料の額は、別に定める。

2 第47条第2項の検定料、第49条第4項の入学料、第50条第2項から第4項の授業料の額は、別に定める。

3 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とする。

(検定料、入学料及び授業料の不徴収)

第58条の3 外国の大学と本学との間の協定において、検定料、入学料及び授業料(以下この項において「授業料等」という。)を相互に不徴収とすることを定めている場合は、これに基づいて受け入れる者に係る授業料等は、徴収しない。

2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

3 第42条の2第1項に定める科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

4 特別聴講学生に係る授業料は、当該学生が国立大学の学部学生であるときは、徴収しない。

第14章 奨学寄附金**(貸費及び給費の方法)**

第59条 奨学寄附金による学生の貸費及び給費については、寄附者が別段の定めをしない限り、次条以下の規定による。

(交付方法)

第60条 貸費又は給費は、1年以内の期間を定めて、毎月、貸与し、又は給与する。

(奨学生の選定)

第61条 貸費又は給費を受ける学生は、学部長が選定する。

(貸費及び給費の手続)

第62条 貸費又は給費の手続は、別に定める。

(貸費及び給費の停止)

第63条 貸費又は給費を受けている者が休学し、又は停学処分を受けたときは、これを交付しない。

(奨学金の返還方法)

第64条 奨学金の返還方法は、別に定める。

第15章 学寮**(学寮)**

第65条 学寮は、総長の監督に属する。

2 学寮の管理、運営その他必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第66条 寄宿料の額は、別に定める。

2 寄宿料は、入寮した月から退寮する月まで、毎月、その月の分を徴収する。

(寄宿料の免除)

第67条 学生が第55条第1項第2号から第5号までの各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除する

ことができる。この場合において、同条同項第2号、第4号及び第5号中「授業料」とあるのは「寄宿料」と読み替えるものとする。

(寄宿料免除の手續等)

第68条 寄宿料免除の手續等については、第57条及び第58条第1項及び第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、改正後の東京大学学部通則第58条の3第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月25日から施行し、改正後の東京大学学部通則別表の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日以前に入学した者については、改正後の東京大学学部通則第15条の2及び第26条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和2年度から令和12年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和2年度	110	660
令和3年度	110	660
令和4年度	110	660
令和5年度	110	660
令和6年度	110	660
令和7年度	110	660
令和8年度	108	658
令和9年度	108	656
令和10年度	108	654
令和11年度	108	652
令和12年度	108	650

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第1条第2項関係）

学部名	学科・課程名	入学定員	収容定員
法学部	第1類(法学総合コース)	400	1,600
	第2類(法律フロンティアコース)		
	第3類(政治コース)		
	計		
医学部	医学科	108	648
	健康総合科学科	40	160
	計	148	808
工学部	社会基盤学科	40	160
	建築学科	60	240
	都市工学科	50	200
	機械工学科	85	340
	機械情報工学科	40	160
	航空宇宙工学科	52	208
	精密工学科	45	180
	電子情報工学科	40	160
	電気電子工学科	75	300
	物理工学科	50	200
	計数工学科	55	220
	マテリアル工学科	75	300
	応用化学科	55	220
	化学システム工学科	50	200
	化学生命工学科	50	200
	システム創成学科	116	464
	計	938(10)	3,772
文学部	人文学科	350(10)	1,420
	計	350(10)	1,420
理学部	数学科	44	176
	情報科学科	24	96
	物理学科	69	276
	天文学科	5	20
	地球惑星物理学科	32	128
	地球惑星環境学科	19	76
	化学科	44	176
	生物化学科	15	60
	生物学科	18	72
	生物情報科学科	10	40
計	280	1,120	
農学部	応用生命科学課程	152	608
	環境資源科学課程	108	432
	獣医学課程	30	180
	計	290	1,220
経済学部	経済学科	170	680
	経営学科	100	400
	金融学科	70	280
	計	340	1,360
教養学部	教養学科	65	260
	学際科学科	25	100
	統合自然科学科	50	200
	計	140	560
教育学部	総合教育科学科	95	380
	計	95	380
薬学部	薬科学科	72	288
	薬学科	8	48
	計	80	336
総計		3,061(20)	12,576

備考

- 1 入学定員の()内の数字は3年次編入学定員を示し、外数。
- 2 入学定員を表示していない学科は、改組等の経過措置により学生が在籍している学科。

◆ 東京大学学位規則

制定	昭32. 4. 23	評議会可決
改正	昭32. 5. 21、	昭34. 10. 13
	同37. 12. 18、	同39. 12. 15
	同40. 3. 23、	同42. 4. 1
	同44. 4. 22、	同45. 10. 20
	同47. 3. 29、	同50. 2. 18
	同50. 10. 21、	同51. 4. 1
	同52. 3. 15、	同54. 2. 20
	同58. 4. 19、	同59. 4. 17
	同60. 4. 23、	同62. 2. 17
	同62. 4. 21、	平 2. 2. 20
	平 3. 4. 16、	同 3. 7. 9
	同 4. 3. 17、	同 5. 10. 19
	同 6. 4. 19、	同 7. 3. 7
	同 7. 5. 16、	同 7. 11. 21
	同 8. 3. 19、	同 9. 4. 22
	同11. 3. 16、	同12. 4. 1
	同12. 4. 18、	同13. 4. 1
	同16. 3. 30、	同17. 4. 1
	同17. 4. 26、	同18. 4. 1
	同19. 3. 22、	同21. 3. 26
	同22. 3. 25、	同22. 6. 24
	同24. 3. 29、	同24. 6. 28
	同24. 11. 29、	同25. 6. 27
	同27. 1. 29、	同27. 3. 26
	同28. 3. 23、	同30. 3. 29
	同31. 3. 22、	令 5. 1. 26

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則、東京大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び東京大学大学院専門職学位課程規則に定めるもののほか、東京大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の授与)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

3 修士の学位、博士の学位又は専門職学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には、授与することができる。

(専攻分野の名称及び専門職学位の種類)

第3条 学士、修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称は、学部、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

法学部	法学
医学部	医学
	保健学

工学部	工学
文学部	文学
理学部	理学
農学部	農学
	獣医学
経済学部	経済学
教養学部	教養
教育学部	教育学
薬学部	薬科学
	薬学

(2) 修士の学位

人文社会系研究科	文学
	心理学
	社会学
	社会心理学
教育学研究科	教育学
法学政治学研究科	法学
経済学研究科	経済学
	経営学
総合文化研究科	学術
	国際貢献
	欧州研究
	グローバル研究
	統合人間学
	環境科学
理学系研究科	理学
工学系研究科	工学
農学生命科学研究科	農学
医学系研究科	保健学
	医科学
薬学系研究科	薬科学
数理科学研究科	数理科学
新領域創成科学研究科	科学
	生命科学
	医科学
	環境学
	国際協力学
	サステイナビリティ学
情報理工学系研究科	情報理工学
学際情報学府	学際情報学
	社会情報学

(3) 博士の学位

人文社会系研究科	文学
	心理学
	社会学
	社会心理学
教育学研究科	教育学
法学政治学研究科	法学

経済学研究科	経済学
	経営学
総合文化研究科	学術
	国際貢献
	グローバル研究
	統合人間学
	環境科学
理学系研究科	理学
工学系研究科	工学
	学術
農学生命科学研究科	農学
	獣医学
医学系研究科	医学
	保健学
薬学系研究科	薬科学
	薬学
数理科学研究科	数理科学
新領域創成科学研究科	科学
	生命科学
	医科学
	環境学
	国際協力学
	サステイナビリティ学
情報理工学系研究科	情報理工学
学際情報学府	学際情報学
	社会情報学
公共政策学教育部	公共政策学

2 専門職学位の種類及び学位に付記する専攻分野の名称は、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。

法学政治学研究科	法務博士(専門職)
工学系研究科	原子力修士(専門職)
医学系研究科	公衆衛生学修士(専門職)
公共政策学教育部	公共政策学修士(専門職)

(論文の提出)

第4条 本学大学院の博士課程を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、論文(正副あわせて5部)を総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 前2項の規定により提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

4 第1項の論文審査手数料の額は別に定める。

(論文)

第5条 前条第1項又は第2項の規定により提出する論文は、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(研究科又は教育部の教育会議の指定)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、総長は、関係の研究科長又は

教育部の部長と協議のうえ、その論文を審査すべき研究科又は教育部の教育会議(以下「教育会議」という。)を指定し、これにその審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により論文の審査を付託された教育会議は、その審査のため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、次に掲げるすべての要件を満たし組織されなければならない。

(1) 委員は、5名以上とする。

(2) 委員は、当該研究科又は教育部の教員とする。ただし、当該教育会議が、審査のため必要があると認めるときは、当該研究科若しくは教育部以外の学内の教員又は学外の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会の委員に含めることができる。

3 前項第2号ただし書の場合において、委員に含めることができる人数は、当該教育会議が決定する。

(論文の審査、試験及び学力の確認等)

第8条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は口頭試問及び筆答試問により、専攻学術及び外国語に関し本学大学院において博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認するために行う。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、教育会議の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

(学力確認の特例)

第9条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科又は教育部所定の年限内に論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第10条 審査委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により論文が提出された日から1年以内に、論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、教育会議の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、教育会議に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(教育会議の審議)

第12条 教育会議は、前条第1項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長又は教育部の部長の報告)

第13条 研究科長又は教育部の部長は、教育会議の議決を経て、学位を授与すべきか否かを決定したときは、論文とともに、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を文書で総長に報告しなければならない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと教育会議が議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第14条 総長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は教育部の部長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科又は教育部は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により学位論文を公表する場合には、東京大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

- 2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。
- 3 総長は、第1項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付は、特別な事由があると総長が認めた場合に限り行うことができる。学位記の再交付を受けようとする者は、所定の申請書に手数料を添え、願出しなければならない。

- 2 前項に定める手数料の額は、別に定める。

(登録)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

- 2 大学院学則第9条の2に定める博士課程教育リーディングプログラム又は国際卓越大学院教育プログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成7年5月16日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に医学部に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に第2種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(人文社会系研究科の経過措置)

第2条 平成16年3月31日以前に人文社会系研究科社会文化研究専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(薬学系研究科の経過措置)

第 2 条 平成 22 年 3 月 31 日以前に薬学系研究科修士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(薬学系研究科の経過措置)

第 2 条 平成 24 年 3 月 31 日以前に薬学系研究科博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 11 月 29 日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 6 月 27 日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与した場合については、この規則による改正後の東京大学学位規則第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与された者については、この規則による改正後の東京大学学位規則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 1 月 29 日東大規則第 38 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日東大規則第 86 号)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経済学研究科の経過措置)

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に経済学研究科修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月26日から施行する。

別紙

様式1 (第2条第2項による学位記)

学法（又は医・工・文・理・農・ 経・教養・教育・薬）第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科（又は課程）において正規の試験に合格し所定の単位を修得したことを認める	
東京大学〇〇学部長 氏 名	㊟
上記学部長の認定により学士（専攻分野の名称）の学位を授ける	
年 月 日	
東京大学総長 氏 名	㊟

様式2 (第2条第3項による修士又は博士の学位記)

修（又は博）人社（又は教育・法・経・総合・理・ 工・農・医・薬・数理・創域・情・学情）第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学府）〇〇専攻の修（又は博）士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したことを認める	
東京大学大学院〇〇研究科長（又は〇〇学府長） 氏 名	㊟
上記研究科長（又は〇〇学府長）の認定により修（又は博）士（専攻分野の名称）の学位を授ける	
年 月 日	
東京大学総長 氏 名	㊟

備考 第4条第2項に規定する者で退学後3年以内に論文を提出したものに学位を授与する場合には、上記の学位記を授与する。

様式2の2 (第2条第3項による専門職学位の学位記)

専法（又は工・医・公共）第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
<p>本学大学院〇〇研究科（又は〇〇教育部）〇〇専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したことを認める</p> <p style="text-align: center;">東京大学大学院〇〇研究科長（又は〇〇教育部長）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>	
<p>上記研究科長（又は教育部長）の認定により〇〇修（又は博）士（専門職）の学位を授ける</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京大学総長 氏 名 ㊟</p>	

様式3 (第2条第3項のうち、大学院学則第5条第2項による学位記)

修人社（又は教育・法・経・総合・理・工・農・	
医・薬・数理・創域・情・学情）第	
号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
<p>本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学府）〇〇専攻の修士課程において所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: center;">東京大学大学院〇〇研究科長（又は〇〇学府長）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>	
<p>上記研究科長又は（〇〇学府長）の認定により修士（専攻分野の名称）の学位を授ける</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京大学総長 氏 名 ㊟</p>	

様式3の2 (第2条第3項のうち、第20条第2項による学位記)

博人社(又は教育・法・経・総合・理・工・農・ 医・薬・数理・創域・情・学情)第 号	
学 位 記	
氏 名	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科(又は〇〇学府)〇〇専攻の博士課程において所定の単位を 修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したことを認める	
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇学府長)	
氏 名	㊟
上記研究科長(又は〇〇学府長)の認定により博士(専攻分野の名称)の学位を授ける	
年 月 日	
東京大学総長 氏 名	㊟
〇〇〇(プログラムの名称)を修了した	

様式4 (第2条第4項による学位記)

第 号	
学 位 記	
氏 名	年 月 日生
本学に博士の学位論文を提出しその審査および試験に合格し、かつ、所定の学力 を有するものと認める	
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇学府長)	
氏 名	㊟
上記研究科長 (又は〇〇学府長) の認定により博士 (専攻分野の名称)の学位を 授ける	
年 月 日	
東京大学総長 氏 名	㊟

○ 博士の学位の申請関係書類の様式について

令和3年2月10日

教育担当理事裁定

本学学位規則第4条に規定する博士の学位の申請関係書類の様式は、次のとおりとする。

1. 学位申請書

学 位 申 請 書		年 月 日
東京大学総長	殿	氏 名
<p>貴学学位規則第4条第1項（第2項）の規定により論文に論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び論文審査手数料〇〇〇〇円を添え、博士(専攻分野の名称)の学位の授与を申請いたします。</p> <p>※本学位申請に当たり、私は「東京大学の科学研究における行動規範」を熟読し、記された内容を正確に理解しており、これをはじめとする学術研究に関する諸規範を遵守しています。</p>		

- 備考 (1) 学位申請書2部、論文は正副あわせて5部（参考論文についても同様）、論文の内容の要旨は6部（4千字以内）、論文目録は3部、履歴書は3部を提出すること。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学後5年以内に論文を提出する場合には、当分の間、各研究科の定めるところにより論文及び参考論文をそれぞれ正副2部にすることができる。
- (2) 第4条第2項ただし書の規定に該当する者が学位の授与を申請する場合には、上記の学位申請書の提出を要しない。
- (3) 専攻分野の名称については、本学学位規則第3条第3号を参照のこと。

2. 論文目録

論 文 目 録	
論 文	
1 題 目	
2 印刷公表の方法及び時期	
3 1 篇 (分冊)	
参考論文	
1 題 目	
2 印刷公表の方法及び時期	
3 1 篇 (分冊)	
年 月 日	
	学位申請者 氏 名

- 備考 (1) 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
- (2) 参考論文が2種以上あるときは、列記すること。
- (3) 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載すること。

3. 履歴書

履 歴 書	
現 住 所	
	氏 名 年 月 日生
学 歴	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
職 歴	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
研究歴	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
	氏 名

備考 (1) 学歴は、旧制の中等学校又は新制の高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

(2) 本学大学院博士課程の教育課程を修了した者は、その単位修得証明書を添付すること。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 10 日から実施する。

◆ 東京大学大学院研究生規則

制定 昭59. 3.13 評議会可決
 改正 平4. 9.22、同12. 4. 1
 同16. 3.30

(入学資格)

第1条 本学大学院において、特定の事項を研究しようとする者で、次の各号に該当する者のうち研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）で定めるものを、大学院研究生として入学を許可することができる。

- (1) 本学大学院において修士の学位、博士の学位又は専門職学位を得た者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(入学手続)

第2条 大学院研究生として入学しようとする者は、願書に研究事項を記載し、必要書類を添えて、研究科長又は教育部の部長（以下「研究科長等」という。）に願い出なければならない。

2 研究科長等は、当該研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、大学院研究生として入学を許可する。

(指導教員)

第3条 大学院研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(入学時期)

第4条 大学院研究生の入学時期は、学年の初めとする。ただし、研究科長等は、特別の事情があると認めたとときは、教育会議の議を経て、学年の中途に入学させることができる。

(研究期間)

第5条 大学院研究生の研究期間は、1年とする。

2 大学院研究生が研究期間の延長を願い出たときは、研究科長等は、研究上特別の必要があると認めた場合、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

(講義、演習及び実験等への出席)

第6条 研究科長等は、指導教員が必要と認める場合には、大学院研究生に対し当該研究科等の講義、演習及び実験等へ出席を許可することができる。

(他の業務への従事)

第7条 大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは、研究科長等の許可を受けなければならない。

(願出による退学)

第8条 大学院研究生が退学しようとするときは、研究科長等に願い出なければならない。

(退学命令)

第9条 研究科長等は、大学院研究生として適当でないと認めた者に対しては、退学を命ずることができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 大学院研究生の検定料、入学料及び授業料については、東京大学学部通則の研究生に関する規定を準用する。

(施行に関する必要事項)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、研究科等が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

◆ 東京大学大学院外国人学生の入学に関する規程

制定	昭 28. 4. 27
改正	昭 39. 1. 21、昭 45. 6. 16
	同 50. 11. 18、同 56. 3. 17
	同 58. 4. 19、平 4. 3. 17
	平 7. 11. 21、同 12. 4. 1
	同 16. 3. 30

第 1 条 外国人学生は、定員外とすることができる。

第 2 条 外国人学生として入学することのできる者は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）第 16 条に該当する者とする。

第 3 条 外国人学生の入学を許可する時期は、学年の初めとする。ただし、研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）において必要があるときは、学期の初めにも入学させることができる。

第 4 条 外国人学生の入学志願者は、学則第 17 条に定める書類のほかに、日本語の学力を表わす証明書を提出しなければならない。ただし、研究科等において別段の定めをした場合は、この限りでない。

第 5 条 外国に居住する外国人が入学を志願するときは、提出書類により予備選考を行い、合格、不合格を決定し、合格者には、第 6 条に定める入学試験を受けることができる旨を通知する。

第 6 条 外国人学生は、一般学生とは別に、各研究科等の定めるところにより、特別の入学試験を行い入学させることができる。ただし、特別の事情がある場合は、当該研究科等の教育会議の議を経て前条に定める予備選考をもって入学させることができる。

2 本学卒業の外国人並びに本学以外の日本の大学を卒業した外国人の入学試験は、一般学生と同時に同一の方法をもって行う。ただし、特別の事情がある者については、特別の選考を行うことができる。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 19 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

◆ 東京大学大学院外国人研究生に関する規程

制定	昭 30. 3. 15	評議会可決
改正	昭 30. 11. 22、同 39. 1. 21	
	同 50. 11. 18、同 56. 3. 17	
	同 58. 4. 19、同 61. 11. 18	
	平 4. 3. 17、平 4. 9. 22	
	同 7. 11. 21、同 12. 4. 1	
	同 16. 3. 30、同 17. 4. 26	
	同 23. 6. 1、同 26. 11. 27	

第 1 条 外国人にして、本学大学院において、特殊事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）において支障がないかぎり、外国人研究生（以下「研究生」という。）として入学させることがある。

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 東京大学大学院学則第 16 条に該当する者
- (2) 研究科等において適当と認められた者

第 3 条 研究生の入学する時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、学年の中途に入学させることができる。

第 4 条 研究生として入学を志願する者の入学手続については、東京大学大学院外国人学生の入学に関する規程を準用するほか、特に研究しようとする事項について、当該の研究科長又は教育部の部長（以下「研究科長等」という。）に願出しなければならない。

第 5 条 入学志願者の選考は、その提出書類により、教育会議で審査のうえ、決定する。

2 研究科長等は、教育会議の議を経て、これを許可する。

第 6 条 研究生は、各研究科等に所属し、指導教員の指導を受け、研究に従事する。

第 7 条 指導教員において必要と認める場合は、研究科長等は、教育会議の議を経て、研究生に対し、研究科等の講義、演習及び実験等に出席を許可することができる。

第 8 条 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、その研究を更に継続しようとするときは、理由を付して研究科長等に願出しなければならない。

2 研究科長等は、教育会議の議を経て、期間の延長を許可することができる。

第 9 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長等に願出しなければならない。

第 10 条 研究科長等は、研究生に適しないと認められる者があるときは、教育会議の議を経て、退学を命ずることがある。

第 11 条 研究生で、研究報告を提出しその成績が良好なものに対しては、本人の願出により、教育会議の議を経て、研究証明書を付与する。

第 12 条 研究生の検定料、入学科及び授業料については、東京大学学部通則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別の事情がある場合は、研究科長等の申請により、これを徴収しないことがある。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

◆ 大学院学則第2条第7項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ

平 31. 2.19
教育運営委員会

大学院学則第2条第7項に基づく「長期にわたる教育課程の履修制度（以下「長期履修学生制度」という。）については、各研究科又は教育部（以下「各研究科等」という。）の定めるところにより各研究科等が判断すべきことであるが、大学院としての取扱いの整合を図る観点から、以下のように申合わせるものとする。

1 大学院学則第2条第7項における「職業を有している等」（長期履修学生制度対象者）の定義

(1) 官公庁・企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者を対象とするほか、アルバイトやパートタイムに従事する者についても、適用を除外するものではない。ただし、修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者については、適用は認められない。

(2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者を対象とする。

なお、親族の介護の範囲については、「学生の休学の基準」及び「学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について」を準用する。

(3) 視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者を対象とする。

2 長期履修学生制度の各研究科等での位置付け

長期履修学生制度は、各研究科等の定めるところにより、上記1の「大学院学則第2条第7項における「職業を有している等」の定義」の(1)、(2)、(3)のすべて、又は、いずれかを適用することができるものとする。

3 長期履修学生制度の申請

長期履修学生に申請できる者は、次のいずれかに該当するものとする。

ただし、(2)について、上記1の「大学院学則第2条第7項における「職業を有している等」の定義」の(1)の場合は、入学（進学を含む）の時点において該当していないこと。

(1) 新たに本学大学院に入学（進学を含む）する者

(2) 既に本学大学院に在学し、原則として、在学期間（休学期間を除く）が修士課程及び専門職学位課程（標準修業年限1年の専攻を除く。）では1年未満、博士後期課程では2年未満、獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程では3年未満である者

4 長期履修学生制度の各種手続き

(1) 申請手続き

長期履修学生への申請手続きは、各研究科等の定めるところにより、研究科長又は教育部の部長（以下「研究科長等」という。）に願い出るものとする。

(2) 許可

長期履修学生の許可は、各研究科等において、就業、出産、育児又は介護の形態や計画、障害の程度や状態又はリハビリテーションの状況、履修計画を十分審査の上、各研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て研究科長等が行う。

(3) 期間の変更申請

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間を変更する必要がある場合は、研究科等の定めるところにより、研究科長等に願い出るものとする。

(4) 期間の変更許可

長期履修の期間の変更許可は、当該研究科等の教育会議の議を経て研究科長等が行う。

5 長期履修の開始時期

長期履修の開始時期は、原則として、学年の初めとし、学年の中途から開始することはできない。

6 長期履修学生に係る授業料の額

長期履修学生に係る授業料の額は、「東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則」によるものとする。

7 その他

この申合せは平成 26 年 4 月 1 日に入学する者及び在学している者から実施することとし、平成 22 年 2 月 16 日の「大学院学則第 2 条第 7 項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ」は廃止する。

◆ 東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラムに関する規則

制定 平24. 3. 29 役員会議決
 改正 平24. 6. 28、同25. 3. 28
 同26. 3. 27、同27. 3. 6
 同28. 3. 16、同29. 3. 1
 同30. 3. 2、同31. 2. 19
 令 2. 3. 3、同 7. 2. 20

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の2の規定により実施される博士課程教育リーディングプログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(プログラムの目的)

第2条 プログラムは、グローバルに活躍するリーダーを養成するため、修士課程（専門職学位課程を含む。）から博士後期課程までの一貫した教育（獣医学、医学又は薬学の博士課程を含む。）を行う特別な教育課程とする。

(プログラムの編成)

第3条 プログラムは、主となる研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）を定めて、編成される。

2 複数の研究科等の連携により専門分野の枠を超えて教育課程を編成する場合には、当該研究科等のうちから主となる研究科等を定めるものとする。

第4条 プログラムの名称、主となる研究科等及び養成する人材像等は、次のとおりとする。

プログラムの名称	主となる研究科等	養成する人材像等
1. フォトンサイエンス・リーディング大学院プログラム	理学系研究科	フォトンサイエンスのもつ学際性と革新性を活用して、知を創造する力と知を活用する力の両方を身につけ、産学官の広い分野で、課題解決とイノベーションを先導し、人類社会をリードする人材
2. ライフイノベーションを先導するリーダー養成プログラム	医学系研究科	現在の生命科学研究の本質と医療開発の問題点を的確に見抜き、産官学の必要な関連分野の人材や技術を動員・育成しながら、ライフイノベーションを先導・牽引できる人材
3. サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラム	新領域創成科学研究科	21世紀に人類が直面する地球・社会・人間システムに関わる課題を解決し、持続可能(サステナブル)な社会の構築に貢献できる、幅広い知識、高度な専門性、俯瞰的な見識・倫理観、グローバルリーダーとしてのスキルを身につけた人材
4. 統合物質科学リーダー養成プログラム	工学系研究科	統合物質科学を基軸として、高度な専門性と科学技術全体を俯瞰するグローバルな視点を持ち、産学官の広い分野でオープンイノベーションを先導して、人類社会の課題解決をリードする人材
5. 数物フロンティア・リーディング大学院プログラム	数理科学研究科	数学と諸科学に対してグローバルな視点を持ち、高度な数学を創成し、展開しうる人材。最先端の数学を使いこなし、産業・環境分野に応用して社会に貢献しうる人材
6. ソーシャルICTグローバル・クリエイティブリーダー育成プログラム	情報理工学系研究科	先端ICT（ビッグデータ、複雑システム、ヒューマンシステム）を基軸とし、複数専門分野を統合、新たな価値をもたらす知識社会経済システムを創造的にデザイン、社会イノベーションを先導するトップリーダーとチーム
7. 多文化共生・統合人間学プログラム	総合文化研究科	高度な専門性を備えたうえで、広い視座を持って新たな価値の創造を可能にする学知としての統合人間学、すなわち21世紀型の新しい教養を修得し、多文化共生社会という人類に課せられた重要なテーマに実践的に取り組むことができる人材
8. 活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム	工学系研究科	活力ある超高齢社会を共創する能力、すなわち、高齢社会問題に関する俯瞰的総合的知識と、特定分野における専門的研究能力に加え、分野横断的専門家チームを率いて課題解決に取り組む能力を備えた博士レベルの人材

9. 社会構想マネジメントを先導するグローバルリーダー養成プログラム	公共政策学教育部	グローバルな視野で専門的・俯瞰的な知識を用いて課題を発見し、革新的科学技術と公共政策の統合的解決策を提示（デザイン）し、多様な関係者と連携して実行する人材
------------------------------------	----------	---

（教育課程及び修了要件）

第5条 プログラムの教育課程及び修了要件は、別表のとおりとする。

（選考）

第6条 プログラムの主となる研究科等は、当該プログラムを履修させる者の選考基準及び選考方法を定めるものとする。

（学生の所属）

第7条 プログラムを履修する学生は、所属する研究科等又は専攻を変更することなく履修するものとする。

（修了証）

第8条 プログラムを修了した学生については、当該プログラムの主となる研究科等の長から総長に修了した旨の報告があったときは、修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行し、改正後の東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラムに関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年2月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 教育課程及び修了要件

〔1. フォトンサイエンス・リーディング大学院プログラム〕

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
先端光科学実験実習Ⅰ	1	選択必修	2科目のうち1単位以上
先端光科学実験実習Ⅱ	1		
最先端光科学講義Ⅰ	2	選択必修	16科目のうち6単位以上
最先端光科学講義Ⅱ	2		
最先端光科学講義Ⅲ	2		
最先端光科学講義Ⅳ	1		
最先端光科学講義Ⅴ	1		
最先端光科学講義Ⅵ	1		
最先端光科学講義Ⅶ	1		
最先端光科学講義Ⅷ	1		
最先端光科学講義Ⅸ	1		
最先端光科学講義Ⅹ	2		
最先端光科学講義ⅩⅠ	2		
最先端光科学講義ⅩⅡ	2		
最先端光科学講義ⅩⅢ	2		
最先端光科学講義ⅩⅣ	2		
最先端光科学講義ⅩⅤ	1		
最先端光科学講義ⅩⅥ	1		

上記授業科目の履修のほか、企業等へのインターンシップ、海外研究機関派遣又は国内研究機関派遣のうち、いずれかに参加しなければならない。

〔2. ライフイノベーションを先導するリーダー養成プログラム〕

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
ライフイノベーション分野俯瞰講義	2	必修	
ライフイノベーションリーダー論	2		
ライフイノベーション学外実習	2		
ライフイノベーション学内実習	2		
ライフイノベーション輪講	2		

〔3. サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラム〕

新領域創成科学研究科で開設するサステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムを修了することにより、本プログラムを修了したものとする。

〔4. 統合物質科学リーダー養成プログラム〕

開設研究科	開設専攻	授業科目名等	単位数	履修方法	備考
工学系研究科	共通	統合物質科学俯瞰講義Ⅰ	2	選択必修	2科目のうち2単位以上
		統合物質科学俯瞰講義Ⅱ	2		
		統合物質科学講義Ⅰ	2	選択	
		統合物質科学講義Ⅱ	1		
		統合物質科学講義Ⅲ	1		

上記授業科目の履修のほか、別に定める MERIT コロキウム及び MERIT エグゼクティブセミナーに参加しなければならない。

[5. 数物フロンティア・リーディング大学院プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考		
【数理科学研究科開講科目】					
数物先端科学Ⅰ	2				
数物先端科学Ⅱ	2				
数物先端科学Ⅲ	2				
数物先端科学Ⅳ	2				
数物先端科学Ⅴ	2				
数物先端科学Ⅵ	2				
数物先端科学Ⅶ	2				
数物先端科学Ⅷ	2				
数物先端科学Ⅸ	2				
数物先端科学Ⅹ	2				
【理学系研究科開講科目】					
数物連携先端科学Ⅰ	2	選択必修	30科目のうち6単位以上 修得すること。		
数物連携先端科学Ⅱ	2				
数物連携先端科学Ⅲ	2				
数物連携先端科学Ⅳ	2				
数物連携先端科学Ⅴ	2				
数物連携先端科学Ⅵ	2				
数物連携先端科学Ⅶ	2				
数物連携先端科学Ⅷ	2				
数物連携先端科学Ⅸ	2				
数物連携先端科学Ⅹ	2				
数物連携先端科学ⅩⅠ	2				
数物連携先端科学ⅩⅡ	2				
数物連携先端科学ⅩⅢ	2				
数物連携先端科学ⅩⅣ	2				
数物連携先端科学ⅩⅤ	2				
数物連携先端科学ⅩⅥ	1				
数物連携先端科学ⅩⅦ	1				
数物連携先端科学ⅩⅧ	1				
数物連携先端科学ⅩⅨ	1				
数物連携先端科学ⅩⅩ	1				
【数理科学研究科開講科目】					
社会数理先端科学Ⅰ	2	選択必修	7科目のうち2単位以上修 得すること。		
社会数理先端科学Ⅱ	2				
社会数理先端科学Ⅲ	2				
社会数理先端科学Ⅳ	2				
【理学系研究科開講科目】					
社会数理先端科学Ⅴ	2				
社会数理先端科学Ⅵ	1				
社会数理先端科学Ⅶ	1				

上記授業科目の履修のほか、企業等におけるインターンシップ、海外の研究機関等への派遣のうち、いずれかに参加しなければならない。

[6. ソーシャル ICT グローバル・クリエイティブリーダー育成プログラム]

課程	授業科目名等	単位数	履修方法	備考
博士前期課程	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅰ	2	必修又は 選択必修*	
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅱ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅲ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅳ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅴ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅵ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅶ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅷ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅸ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義Ⅹ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅠ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅡ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅢ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅣ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅤ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅥ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅦ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅧ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅨ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅩ	2		
グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅩⅠ	2			
グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅩⅡ	2			
グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅩⅢ	2			
グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅩⅣ	2			
グローバル・クリエイティブリーダー講義ⅩⅩⅤ	2			
博士後期課程	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅰ	2	必修又は 選択必修*	
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅱ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅲ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅳ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅴ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅵ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅶ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅷ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅸ	2		
	グローバル・クリエイティブリーダー特別講義Ⅹ	2		

上記授業科目の履修のほか、以下を修了要件とする。詳細は別に定める。

- 1 グローバル デザイン ワークショップへの参加
- 2 社会イノベーション プロジェクトの実践
- 3 海外インターンシップ、国内インターンシップへの参加

* プログラム履修学生の所属によって異なる。詳細は別に定める。

[7. 多文化共生・統合人間学プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
多文化共生・統合人間学講義Ⅰ	2	必修	
多文化共生・統合人間学講義Ⅱ	2	選択必修	3科目のうち2単位以上
多文化共生・統合人間学講義Ⅲ	2		
多文化共生・統合人間学講義Ⅳ	2		
多文化共生・統合人間学講義Ⅴ	2	選択必修	4科目のうち4単位以上
多文化共生・統合人間学講義Ⅵ	2		
多文化共生・統合人間学講義Ⅶ	2		
多文化共生・統合人間学講義Ⅷ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅰ	2	選択必修	11科目のうち2単位以上
多文化共生・統合人間学演習Ⅱ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅲ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅳ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅴ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅵ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅶ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅷ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅸ	2		
多文化共生・統合人間学演習Ⅹ	2		
多文化共生・統合人間学演習ⅩⅠ	2		
多文化共生・統合人間学実験実習Ⅰ	2	選択必修	5科目のうち2単位以上
多文化共生・統合人間学実験実習Ⅱ	2		
多文化共生・統合人間学実験実習Ⅲ	2		
多文化共生・統合人間学実験実習Ⅳ	2		
多文化共生・統合人間学実験実習Ⅴ	2		
多文化共生・統合人間学特別研究Ⅰ	1	必修	
多文化共生・統合人間学特別研究Ⅱ	1		
多文化共生・統合人間学特別研究Ⅲ	1		
多文化共生・統合人間学特別研究Ⅳ	1		
多文化共生・統合人間学特別研究Ⅴ	1		
多文化共生・統合人間学特別研究Ⅵ	1	選択	

[8. 活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
高齢社会総合研究学概論Ⅰ	2	必修	
高齢社会総合研究学概論Ⅱ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅰ	2	選択必修	左記科目のうち6単位以上 修得すること。
高齢社会総合研究学特論Ⅱ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅲ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅳ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅴ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅵ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅶ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅷ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅸ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅹ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅺ	2		
高齢社会総合研究学特論Ⅻ	2		
高齢社会総合研究学特論XXI	1		
高齢社会総合研究学特論XXII	1		

高齢社会総合研究学特論 XXIII	1		
高齢社会総合研究学特論 XXIV	1		
高齢社会総合研究学特論 XXV	0.5		
高齢社会総合研究学特論 XXVI	0.5		
高齢社会総合研究学特論 XXVII	0.5		
高齢社会総合研究学特論 XXVIII	0.5		
高齢社会総合研究学実習 I	2	選択必修	学年・課程によって該当する実習・演習を修得すること。詳細は別に定める。
高齢社会総合研究学実習 II	2		
高齢社会総合研究学実習 III	2		
高齢社会総合研究学実習 IV	2		
高齢社会総合研究学実習 V	2		
高齢社会総合研究学実習 VI	2		
高齢社会総合研究学実習 VII	2		
高齢社会総合研究学実習 VIII	2		
高齢社会総合研究学演習 I	1		
高齢社会総合研究学演習 II	1		
高齢社会総合研究学演習 III	1		
高齢社会総合研究学演習 IV	1		
高齢社会総合研究学演習 V	1		
高齢社会総合研究学演習 VI	1		
高齢社会総合研究学演習 VII	1		
高齢社会総合研究学演習 VIII	1		
高齢社会総合研究学演習 IX	1		
高齢社会総合研究学演習 X	1		

[9. 社会構想マネジメントを先導するグローバルリーダー養成プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
Social Design and Global Leadership	2	必修	
工学コンピテンシー I	2	選択必修 1	2科目のうち1科目を履修し、2単位を修得すること。
Case Study (Project Based Learning on the Thechnological Innovation and the Social Solutions)	1		
先端科学技術講義 1	2	選択必修 2	先端科学技術講義 1～70のうち2単位以上修得すること。
先端科学技術講義 2	2		
先端科学技術講義 3	2		
先端科学技術講義 4	2		
先端科学技術講義 5	2		
先端科学技術講義 6	2		
先端科学技術講義 7	2		
先端科学技術講義 8	2		
先端科学技術講義 9	2		
先端科学技術講義 10	2		
先端科学技術講義 11	2		
先端科学技術講義 12	1		
先端科学技術講義 13	1		
先端科学技術講義 14	4		
先端科学技術講義 15	2		
先端科学技術講義 16	2		
先端科学技術講義 17	2		
先端科学技術講義 18	2		

先端科学技術講義 19	2		
先端科学技術講義 20	2		
先端科学技術講義 21	2		
先端科学技術講義 22	2		
先端科学技術講義 23	2		
先端科学技術講義 24	2		
先端科学技術講義 25	2		
先端科学技術講義 26	4		
先端科学技術講義 27	2		
先端科学技術講義 28	2		
先端科学技術講義 29	2		
先端科学技術講義 30	2		
先端科学技術講義 31	2		
先端科学技術講義 32	2		
先端科学技術講義 33	2		
先端科学技術講義 34	2		
先端科学技術講義 35	2		
先端科学技術講義 36	2		
先端科学技術講義 37	2		
先端科学技術講義 38	2		
先端科学技術講義 39	2		
先端科学技術講義 40	1		
先端科学技術講義 41	2		
先端科学技術講義 42	1		
先端科学技術講義 43	1		
先端科学技術講義 44	1		
先端科学技術講義 45	2		
先端科学技術講義 46	2		
先端科学技術講義 47	2		
先端科学技術講義 48	1		
先端科学技術講義 49	2		
先端科学技術講義 50	2		
先端科学技術講義 51	2		
先端科学技術講義 52	2		
先端科学技術講義 53	2		
先端科学技術講義 54	2		
先端科学技術講義 55	2		
先端科学技術講義 56	1		
先端科学技術講義 57	1		
先端科学技術講義 58	2		
先端科学技術講義 59	2		
先端科学技術講義 60	2		
先端科学技術講義 61	2		
先端科学技術講義 62	2		
先端科学技術講義 63	2		
先端科学技術講義 64	2		
先端科学技術講義 65	2		
先端科学技術講義 66	2		
先端科学技術講義 67	2		
先端科学技術講義 68	2		
先端科学技術講義 69	2		
先端科学技術講義 70	2		
グローバル社会・政策講義 1	2	選択必修 2	グローバル社会・政策講義 1 ～80のうち2単位以上修得す ること。
グローバル社会・政策講義 2	2		
グローバル社会・政策講義 3	2		
グローバル社会・政策講義 4	2		
グローバル社会・政策講義 5	2		
グローバル社会・政策講義 6	2		
グローバル社会・政策講義 7	2		

グローバル社会・政策講義 67	2		
グローバル社会・政策講義 68	2		
グローバル社会・政策講義 69	2		
グローバル社会・政策講義 70	2		
グローバル社会・政策講義 71	2		
グローバル社会・政策講義 72	2		
グローバル社会・政策講義 73	2		
グローバル社会・政策講義 74	2		
グローバル社会・政策講義 75	2		
グローバル社会・政策講義 76	2		
グローバル社会・政策講義 77	2		
グローバル社会・政策講義 78	2		
グローバル社会・政策講義 79	2		
グローバル社会・政策講義 80	2		
課題解決力演習 1	2	選択必修 2	課題解決力演習 1~23 のうち 2 単位以上修得すること。(但 し選択必修 1 でとった科目と は重複させない)
課題解決力演習 2	2		
課題解決力演習 3	2		
課題解決力演習 4	2		
課題解決力演習 5	2		
課題解決力演習 6	2		
課題解決力演習 7	2		
課題解決力演習 8	2		
課題解決力演習 9	4		
課題解決力演習 10	2		
課題解決力演習 11	2		
課題解決力演習 12	2		
課題解決力演習 13	2		
課題解決力演習 14	2		
課題解決力演習 15	2		
課題解決力演習 16	2		
課題解決力演習 17	2		
課題解決力演習 18	2		
課題解決力演習 19	2		
課題解決力演習 20	2		
課題解決力演習 21	2		
課題解決力演習 22	2		
課題解決力演習 23	2		

選択必修 2 からは英語による科目 4 単位以上を含めた 8 単位を履修するほか、Qualifying Examination、課題研究構想ワークショップ及び国際プロジェクト実習に合格したうえで、プログラム修了試験に合格すること。

別記様式

第〇〇〇号
修 了 証
東京大学大学院〇〇研究科（又は〇〇学府）〇〇専攻 氏 名
本学大学院博士課程教育リーディングプログラム「プログラムの名称」の教育 課程を修了したことを認める
〇〇年〇〇月〇〇日
東京大学総長 氏 名 ㊟

◆東京大学大学院国際卓越大学院教育プログラムに関する規則

制定 平31. 3.22 役員会決議

改正 令 2. 3.26 同 3. 3.18

同 3. 9.30 同 4. 3.24

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の2の規定により実施される国際卓越大学院教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(プログラムの目的)

第2条 プログラムは、新しい価値創造の試みに果敢に挑戦するとともに、他分野や異文化との積極的な対話と協働を進め、その知見を主体的な行動によって社会にフィードバックできる高度博士人材を養成するため、修士課程（専門職学位課程を含む。）から博士後期課程までの一貫した教育（獣医学、医学又は薬学の博士課程を含む。）を行う特別な教育課程とする。

(プログラムの編成)

第3条 プログラムは、主となる研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）を定めて、編成される。

2 複数の研究科等の連携により専門分野の枠を超えて教育課程を編成する場合には、当該研究科等のうちから主となる研究科等を定めるものとする。

第4条 プログラムの名称、主となる研究科等及び養成する人材像等は、別表のとおりとする。

(教育課程及び修了要件)

第5条 プログラムの教育課程及び修了要件は、主となる研究科等の教育会議の議を経て、総長が決定する。

(選考)

第6条 プログラムの主となる研究科等は、当該プログラムを履修させる者の選考基準及び選考方法を定めるものとする。

(学生の所属)

第7条 プログラムを履修する学生は、所属する研究科等又は専攻を変更することなく履修するものとする。

(修了証)

第8条 プログラムを修了した学生については、当該プログラムの主となる研究科等の長から総長に修了した旨の報告があったときは、修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

プログラムの名称	主となる研究科等	養成する人材像等
1. 国際卓越大学院人文社会系研究科次世代育成プログラム	人文社会系研究科	思想・歴史・言語・文学・心理・社会・文化等の視点の多様性を特質とする人社系の諸学で、伝統ある専門分野の優れた研究を深化させるとともに、分野を横断する視野に基づき、先端的な新領域開拓と国際発信の意欲と能力とを有する人材
2. 教育研究創発国際卓越大学院	教育学研究科	教育を対象とする先端的な調査研究および基礎的研究を実施し、過去と未来を架橋しエビデンスと明確な理念に基づいて政策立案並びに分野融合型の教育関連の先導的な理論と実践を創発し、その成果を広く社会および海外に発信する「知のプロフェッショナル」
3. 先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム	法学政治学研究科	急速な変貌を遂げつつある広義のビジネスロー領域について、法理論と法実務の両者に対する深い理解を基礎に、工学・医学等を含む関係諸科学の成果も踏まえつつ、文理の枠を超えた総合的視野から、新たな理論・実践の枠組みを構築できる研究者・高度専門職業人
4. 先端経済国際卓越大学院	経済学研究科	経済学・経営学および近接領域の視野から、ダイナミックに変貌する現代社会の要請に応え、理論的・実証的な研究を通じて新しい価値創造に挑戦する人材、および新たな学知をベースにした政策評価や政策提言を社会にフィードバックできる人材
5. グローバル・スタディーズ・イニシアティブ国際卓越大学院	総合文化研究科	人文社会科学の先端知を学際的・広域的に習得した上で、多言語・多文化への深い理解を有し、グローバル化により人類社会が直面する諸問題の解決に、社会の多様なセクターと協力しリーダーシップをもって取り組む意欲と能力をもつ「知のプロフェッショナル」
6. 先進基礎科学推進国際卓越大学院	総合文化研究科	複数の基礎科学分野の専門性に立脚することで、俯瞰的視座から基礎科学の意義と長期的なあり方を鋭く見極め、基礎科学を牽引する高い研究能力と教育能力を併せもつ次世代型の卓越した人材
7. フォトンサイエンス国際卓越大学院プログラム	理学系研究科	光科学に関連する専門分野において卓越した研究力を持ち、課題を概観し解決の道筋を見いだす俯瞰力と物事の本質に立ち返り人類社会の複雑な課題を解決する能力を有し、広く世界で活躍できるコミュニケーション能力と国際性をあわせ持った人材
8. グローバルサイエンス国際卓越大学院コース	理学系研究科	理学における高度な専門性と領域を越える柔軟な視野を併せ持ち、英語でのコミュニケーション能力を生かし、世界のアカデミアから企業、行政機関にいたるまで幅広くグローバルに活躍できる知のプロフェッショナル
9. 宇宙地球フロンティア国際卓越大学院プログラム	理学系研究科	宇宙・地球科学に関連する専門分野における卓越した研究力に加え、異分野融合型の研究テーマを自ら発掘・実行し、学際研究や新分野を開拓する力、および世界で活躍できるコミュニケーション能力と国際性をもった人材
10. 変革を駆動する先端物理・数学プログラム	理学系研究科	先端物理・数学の教育を通じ、基本原理に基づく論理的な思考力と先入観のない柔軟な思考を身につけ、科学フロンティアの開拓に挑み、急激に変化する社会における課題解決に貢献する人材
11. 未来社会協創国際卓越大学院	工学系研究科	SDGs を実現する未来社会空間の創生に向け、特定分野の専門性を有して社会実装、先進的な要素技術の開発、基盤研究の深耕を担い、産業界や地域・国など様々な専門家や実行主体を繋ぎ、イノベーションを実践して未来産業の創出に寄与する人材
12. 統合物質・情報国際卓越大学院	工学系研究科	人類社会における世界的課題を根本的に解決するために、物質科学を基盤とし、分野を越えた俯瞰力と柔軟性、先端情報技術を駆使する力、新たな知を生み出し社会価値創造に結びつける力、広い視野と高い倫理性を併せ持ち、将来の産業構造の中核となって社会の持続的発展に貢献する博士人材
13. 高齢社会総合研究国際卓越大学院	工学系研究科	超高齢社会をめぐる多くの研究領域において基盤となる自然科学と人文・社会科学の総合知の体系と、それらの実践現場の状況についての的確な理解に基づき、超高齢社会への対応における様々な現場での課題解決に、積極的に寄与する意欲と能力を備えた人材
14. 量子科学技術国際卓越大学院	工学系研究科	幅広い量子科学技術に精通し、それらの速やかな社会実装ができる卓越した能力を有するとともに、それを通じて SDGs やグローバル・コモンズに関連する課題の解決や新産業創出に寄与できる人材

15. 環境調和農学国際卓越大学院	農学生命科学研究科	さまざまな地域の農業現場の課題を顕在化し、食料・生物資源の生産・流通をデータ駆動型に変換して環境負荷を最小化し、持続可能な生物生産と地球環境を多様なステークホルダーと協創できる農学知と最先端情報技術を備えた人材
16. 生命科学技術国際卓越大学院	医学系研究科	新たな技術に基づく生命現象の「解明」と、解明された原理・理論に基づく「技術」の、それぞれを実践し密に高め合うことで、ヒトの健康に寄与する新しい学問分野を創造できる人材
17. 数物フロンティア国際卓越大学院	数理科学研究科	諸科学や社会のイノベーションには、基盤となる数学理論の構築・刷新が鍵となる。数学を軸とし諸科学に広がりを持つ研究領域の開拓および数学の理論を深化、創成し異分野連携ができる次世代の数学・数理科学のリーダー
18. プロアクティブ環境学国際卓越大学院プログラム	新領域創成科学研究科	高度なデータ解析と予測技術に基づくプロアクティブなアプローチを通じて、持続可能な地球社会の実現に向けた課題を先取りし、サステナビリティ学の理念に依りつつ複雑で多義的な問題に社会が進むべき方向を提示する「環境知のプロフェッショナル」
19. 知能社会国際卓越大学院	情報理工学系研究科	情報技術・理論により急速に社会構造・価値が変化し続ける現・次世代において、情報を深化させ新規分野を創出する人材、およびそれと並び立ち、最先端の情報によりまったく新しい社会価値を創造する人材
20. 社会デザインと実践のためのグローバルリーダーシップ養成国際卓越大学院プログラム	公共政策学教育部	社会が直面するグローバルレベルの課題を的確かつ早期に捉え、科学技術と制度・政策など多様な専門分野の知識を統合して、課題に対する解決策をデザインするとともに、卓越したコミュニケーション能力や行動力により、その実施にあたりリーダーシップを担うことができる人材

別紙 教育課程及び修了要件

[1. 国際卓越大学院人文社会系研究科次世代育成プログラム]

プログラム	授業科目名等	備考	
学部 プログラム	[選択必修科目] 人文社会系研究科開講科目 ・院共科目可 ・論文指導科目不可	6単位以上 ただし、演習科目 4単位含む	
修士課程 プログラム	[必修科目] 学術活動課題演習	1単位	
	[選択必修科目 (A群) : 新領域開発] 多分野交流演習(全専攻共通選択必修科目) 死生学研究・応用倫理研究 人文情報学 他研究科開講科目 「学生交流に関する覚書」に基づき「特別交流学生」として 取得した単位	1単位 以上	5単位 以上
	[選択必修科目 (B群) : 国際発信系] アカデミック・ライティング (英語) 新・日本学	1単位 以上	
博士課程 プログラム	[必修科目] 学術活動課題演習 異分野共同研究演習	1単位 1単位	2単位
	[選択必修科目 (A群) : 新領域開発] 多分野交流演習(全専攻共通選択必修科目) 死生学研究・応用倫理研究 人文情報学 他研究科開講科目	1単位 以上	3単位 以上

	「学生交流に関する覚書」に基づき「特別交流学生」として 取得した単位		
	[選択必修科目 (B群) : 国際発信系] アカデミック・ライティング (英語上級) 新・日本学 外国の大学の大学院で取得した単位	1 単位 以上	

[2. 教育研究創発国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
教育研究創発国際研修Ⅰ	1	必修	
教育研究創発国際研修Ⅱ	1	必修	
教育研究創発国際研修Ⅲ	1	必修	

※《プログラム修了要件》

- 上記の教育研究創発国際研修3単位を修得すること。
- 各専攻での博士課程修了要件を満たすこと。
- 本プログラムの定めるQE及びFEに合格しかつ博士の学位論文審査及び最終試験に合格すること。

[3. 先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム]

授業科目名等	単位数	備 考
実定法特殊研究Ⅰ (先端ビジネスロー基礎セミナー)	1	左記の授業科目をプログラム指定科目とする。
実定法特殊研究Ⅱ (先端ビジネスロー基礎セミナー)	2	
実定法特殊研究Ⅰ (先端ビジネスロー発展セミナー)	1	
実定法特殊研究Ⅱ (先端ビジネスロー発展セミナー)	2	
法学政治学研究科 (総合法政専攻) の授業科目	別に定める	<p>修了要件</p> <p>【総合法政専攻所属学生】 修士課程：次のいずれも満たすこと。 ア. 実定法特殊研究Ⅰ (先端ビジネスロー基礎セミナー)、実定法特殊研究Ⅱ (先端ビジネスロー基礎セミナー) を2単位以上修得する。 イ. プログラム指定科目を26単位以上 (うち、法学政治学研究科 (総合法政専攻) の授業科目であるプログラム指定科目を18単位以上) 修得する。 博士課程：次のいずれも満たすこと。 ア. 実定法特殊研究Ⅰ (先端ビジネスロー発展セミナー)、実定法特殊研究Ⅱ (先端ビジネスロー発展セミナー) を4単位以上修得する。 イ. プログラム指定科目を16単位以上 (うち、法学政治学研究科 (総合法政専攻) の授業科目であるプログラム指定科目を12単位以上) 修得する。</p> <p>【連携先・他専攻所属学生】 修士課程・専門職学位課程：次のいずれも満たすこと。 ア. 実定法特殊研究Ⅰ (先端ビジネスロー基礎セミナー)、実定法特殊研究Ⅱ (先端ビジネスロー基礎セ</p>
次の「特殊研究」として開講される授業科目のうち、別に指定するもの		
行政法特殊研究 (地方自治法を含む。)		
環境法特殊研究		
租税法特殊研究		
財政法特殊研究		
国際法特殊研究		
国際経済法特殊研究		
民法特殊研究		
消費者法特殊研究		
商法特殊研究		
金融商品取引法特殊研究		
民事訴訟法特殊研究		
破産法特殊研究		
刑事法特殊研究 (刑法、刑事訴訟法、刑事学を含む。)		
労働法特殊研究		
社会保障法特殊研究		
経済法特殊研究		
国際私法特殊研究		
知的財産法特殊研究		
コンピュータ法特殊研究		
金融法特殊研究		
国際民事手続法特殊研究		
国際取引法特殊研究		
実定法特殊研究Ⅰ		
実定法特殊研究Ⅱ		
国際ビジネス法特殊研究		

上記以外の特殊研究			ミナー)を2単位以上修得する。
次の「専攻指導」として開講される授業科目			イ.プログラム指定科目を10単位以上(うち、法学政治学研究科(総合法政専攻)の授業科目であるプログラム指定科目を6単位以上)修得する。
租税法専攻指導	4		博士課程:次のいずれも満たすこと。
財政法専攻指導	4		ア.実定法特殊研究Ⅰ(先端ビジネスロー発展セミナー)、実定法特殊研究Ⅱ(先端ビジネスロー発展セミナー)を2単位以上修得する。
国際経済法専攻指導	4		イ.プログラム指定科目を10単位以上(うち、法学政治学研究科(総合法政専攻)の授業科目であるプログラム指定科目を6単位以上)修得する。
民法専攻指導	4		
消費者法専攻指導	4		
商法専攻指導	4		
民事訴訟法専攻指導	4		
破産法専攻指導	4		
刑法専攻指導	4		
刑事学専攻指導	4		
労働法専攻指導	4		
社会保障法専攻指導	4		
経済法専攻指導	4		
国際私法専攻指導	4		
知的財産法専攻指導	4		
他の研究科・教育部の授業科目のうち、別に指定するもの		別に定める	

連携先・他専攻所属の修士課程、専門職課程又は博士課程の学生は、上記授業科目の履修のほか、学位論文が本プログラムと関連することを、趣旨説明(800~1000字程度)および指導教員等の所見を記した書面を提示して示さなければならない。

[4. 先端経済国際卓越大学院]

コース	授業科目名等	単位数	履修方法	備考
経済学	ミクロ経済学ワークショップⅠ	2	選択必修	本プログラムを修了するには、修士課程または博士課程において、所属コースの修了要件を満たすとともに、各コースが指定する左記科目より4単位以上を取得するものとする。
	ミクロ経済学ワークショップⅡ	2		
	マクロ経済学ワークショップⅠ	2		
	マクロ経済学ワークショップⅡ	2		
統計学	統計学輪講 <※>	2		
地域研究	現代経済演習(地域研究ワークショップⅠ)	2		
	現代経済演習(地域研究ワークショップⅡ)	2		
経済史	経済史演習(社会経済史の方法Ⅰ)	2		
	経済史演習(社会経済史の方法Ⅱ)	2		
経営学	経営学ワークショップⅠ	2		
	経営学ワークショップⅡ	2		
	財務・会計ワークショップⅠ	2		
	財務・会計ワークショップⅡ	2		
数量ファイナンス	上級デリバティブⅠ	2		
	上級デリバティブⅡ	2		
	上級デリバティブ演習Ⅰ	2		
	上級デリバティブ演習Ⅱ	2		
	ファイナンスのための確率Ⅰ	2		
	ファイナンスのための確率Ⅱ	2		
	数量ファイナンスⅠ	2		
	数量ファイナンスⅡ	2		
	インベストメント	2		

実証ファイナンス	2	
数量ファイナンス特論（金融工学基礎）	2	

〈※〉 統計学輪講（2単位）を履修する場合は、繰り返し履修することにより4単位を取得するものとする。

[5. グローバル・スタディーズ・イニシアティヴ国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
【基礎科目】			
Supervised Readings I	2	選択必修 2単位	
Supervised Readings II	2		
Supervised Readings III	2		
Supervised Readings IV	2		
研究技法トレーニング I	2	選択必修 2単位	
研究技法トレーニング I-A	1		
研究技法トレーニング I-B	1		
研究技法トレーニング II	2		
研究技法トレーニング II-A	1		
研究技法トレーニング II-B	1		
研究技法トレーニング III	2		
研究技法トレーニング IV	2		
研究技法トレーニング V	2		
研究技法トレーニング V-A	1		
研究技法トレーニング V-B	1		
【専門科目】			
グローバル・スタディーズ俯瞰論 I	2	選択必修 2単位	
グローバル・スタディーズ俯瞰論 II	2		
グローバル・スタディーズ俯瞰論 III	2		
グローバル・スタディーズ俯瞰論 IV	2		
グローバル・スタディーズ解析論 I	2	選択必修 2単位	
グローバル・スタディーズ解析論 II	2		
グローバル・スタディーズ解析論 III	2		
グローバル・スタディーズ解析論 IV	2		
【インターンシップ】			
グローバル・スタディーズ実験実習	2	必修	
【レクチャーシップ】			
グローバル・スタディーズ教育演習	2	必修	
【国際共同研究マネージメント】			
グローバル・スタディーズ国際共同研究実習	2	必修	

◆プログラム修了要件

所属する専攻・プログラム等の修了要件に加えて、必修科目、選択必修科目から合計14単位以上を取得し、QEおよびFEに合格すること。

[6. 先進基礎科学推進国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
【共通科目】			
アカデミック・ライティング I	2	選択必修	異分野ピアレビューに対応
アカデミック・ライティング II	2		
アカデミック・ライティング III	2		
アカデミック・ライティング IV	2		

アカデミック・ライティングV	2		
アカデミック・ライティングVI	2		
アカデミック・ライティングVII	2		
アカデミック・ライティングVIII	2		
アカデミック・ライティングIX	2		
アカデミック・ライティングX	2		
先進基礎科学セミナー I	2		クロスメンター制度に対応
先進基礎科学セミナー II	2		
先進基礎科学セミナー III	2		
先進基礎科学セミナー IV	2		
先進基礎科学セミナー V	2		
先進基礎科学セミナー VI	2		
先進基礎科学セミナー VII	2		
先進基礎科学セミナー VIII	2		
先進基礎科学セミナー IX	2		
先進基礎科学セミナー X	2		
先進基礎科学演習 I	2		研究スキルのチュートリアルに対応
先進基礎科学演習 II	2		
先進基礎科学演習 III	2		
先進基礎科学演習 IV	2		
先進基礎科学演習 V	2		
先進基礎科学演習 VI	2		
先進基礎科学演習 VII	2		
先進基礎科学演習 VIII	2		
先進基礎科学演習 IX	2		
先進基礎科学演習 X	2		
先進基礎科学ゼミナール I	2		前期教養課程との大大連携に対応
先進基礎科学ゼミナール II	2		
先進基礎科学ゼミナール III	2		
先進基礎科学ゼミナール IV	2		
先進基礎科学ゼミナール V	2		
先進基礎科学ゼミナール VI	2		
先進基礎科学ゼミナール VII	2		
先進基礎科学ゼミナール VIII	2		
先進基礎科学ゼミナール IX	2		
先進基礎科学ゼミナール X	2		
[先進基礎科学科目]			
先進基礎実験科学 I	2	選択	先進科学研究機構などとの連携による講義
先進基礎実験科学 II	2		
先進基礎計測科学 I	2		
先進基礎計測科学 II	2		
先進基礎計算科学 I	2		
先進基礎計算科学 II	2		
先進基礎数理科学 I	2		
先進基礎数理科学 II	2		
先進基礎データ科学 I	2		
先進基礎データ科学 II	2		
発見的方法論 I	2		
発見的方法論 II	2		

基礎科学修学Ⅰ	2	少人数国内外短期滞在プログラムに対応
基礎科学修学Ⅱ	2	

[共通科目]のⅠからⅤ、ⅥからⅩはそれぞれSセメスターとAセメスター開講とする。

[先進基礎科学科目]の奇数と偶数はそれぞれSセメスターとAセメスター開講とする。

修了要件は以下のとおりとする。

1. 広い意味での基礎科学の分野に関するテーマで広域科学専攻の博士の学位を取得すること。
2. 本プログラムの共通科目「アカデミック・ライティング」、「先進基礎科学セミナー」、「先進基礎科学演習」、「先進基礎科学ゼミナール」をいずれも2単位以上を修得し、それらを含む14単位以上を修得し、QEおよびFEに合格すること。

[7. フォトンサイエンス国際卓越大学院プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
先端光科学実験実習Ⅰ	1	選択必修	2科目のうち1単位以上
先端光科学実験実習Ⅱ	1		
最先端光科学講義Ⅰ	2	選択必修	19科目のうち6単位以上
最先端光科学講義Ⅱ	2		
最先端光科学講義Ⅲ	2		
最先端光科学講義Ⅳ	1		
最先端光科学講義Ⅴ	1		
最先端光科学講義Ⅵ	1		
最先端光科学講義Ⅶ	1		
最先端光科学講義Ⅷ	1		
最先端光科学講義Ⅸ	1		
最先端光科学講義Ⅹ	2		
最先端光科学講義ⅩⅠ	2		
最先端光科学講義ⅩⅡ	2		
最先端光科学講義ⅩⅢ	2		
最先端光科学講義ⅩⅣ	2		
最先端光科学講義ⅩⅤ	1		
最先端光科学講義ⅩⅥ	1		
最先端光科学講義ⅩⅦ	2		
最先端光科学講義ⅩⅧ	2		
最先端光科学講義ⅩⅨ	2		

上記授業科目の履修のほか、企業等へのインターンシップ、海外研究機関派遣または国内研究機関派遣のうち、いずれかに参加しなければならない。

[8. グローバルサイエンス国際卓越大学院コース]

理学系研究科規則および工学系研究科規則に定める所属各専攻の修了要件を満たしたことにより、本プログラムを修了したものとする。交流会への参加および研究発表、副指導教員との定期的な面談を課す。

[9. 宇宙地球フロンティア国際卓越大学院プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
宇宙地球フロンティア特別演習Ⅰ	1	選択必修	4科目のうち2単位以上
宇宙地球フロンティア特別演習Ⅱ	1		
宇宙地球フロンティア特別演習Ⅲ	1		
宇宙地球フロンティア特別演習Ⅳ	1		
宇宙地球フロンティア特論Ⅰ	2	選択必修	2科目のうち2単位以上
宇宙地球フロンティア特論Ⅱ	2		

宇宙地球フロンティア講義Ⅰ	2	選択必修	18科目のうち6単位以上
宇宙地球フロンティア講義Ⅱ	1		
宇宙地球フロンティア講義Ⅲ	2		
宇宙地球フロンティア講義Ⅳ	1		
宇宙地球フロンティア講義Ⅴ	2		
宇宙地球フロンティア講義Ⅵ	1		
宇宙地球フロンティア講義Ⅶ	2		
宇宙地球フロンティア講義Ⅷ	1		
宇宙地球フロンティア講義Ⅸ	2		
宇宙地球フロンティア講義Ⅹ	1		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅠ	2		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅡ	1		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅢ	2		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅣ	1		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅤ	2		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅥ	1		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅦ	2		
宇宙地球フロンティア講義ⅩⅧ	1		

上記授業科目の履修のほか、企業等へのインターンシップ、海外研究機関派遣または国内研究機関派遣のうち、いずれかに参加しなければならない。

[10. 変革を駆動する先端物理・数学プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
Academic Writing and Presentation	2	必修	
機械学習(AI)演習	2	選択必修	2科目のうち2単位以上
量子コンピューティング演習	2		
SDGs 特論	2	選択必修	5科目のうち2単位以上
エグゼクティブ・プログラム	2		
社会数理先端科学	2		
社会課題実践演習	2		
数物スタートアップ演習	2		
Introductory Course: Quantum Information Science Ⅰ	1	選択必修	18科目のうち2単位以上
Introductory Course: Quantum Information Science Ⅱ	2		
Introductory Course: Neurointelligence Ⅰ	1		
Introductory Course: Neurointelligence Ⅱ	2		
Contemporary Mathematics for Physicists Ⅰ	1		
Contemporary Mathematics for Physicists Ⅱ	2		
Contemporary Physics for Mathematicians Ⅰ	1		
Contemporary Physics for Mathematicians Ⅱ	2		
Contemporary Biology for Mathematicians and Physicists Ⅰ	1		
Contemporary Biology for Mathematicians and Physicists Ⅱ	2		
Contemporary Photon Science Ⅰ	1		
Contemporary Photon Science Ⅱ	2		
Astroinformatics Ⅰ	1		
Astroinformatics Ⅱ	2		
Applied Quantum Beams Ⅰ	1		
Applied Quantum Beams Ⅱ	2		
Math for Industry Ⅰ	1		

Math for Industry II	2		
----------------------	---	--	--

上記授業科目の履修のほか、国際キャリア研修、国外連携機関長期研修、ダイバーシティ・倫理教育への参加を修了要件とする。

[11. 未来社会協創国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
卓越大学院演習Ⅰ	2	選択必修	本プログラムを修了するには、各専攻での修了要件を満たすと共に、左記科目より12単位を取得するものとする。
卓越大学院演習Ⅱ	2		
卓越大学院特別講義Ⅰ	2		
卓越大学院特別講義Ⅱ	2		
卓越プロフェッショナル論	2		
卓越コミュニケーション論	2		
社会空間マネジメント俯瞰講義	2		
社会空間マネジメント分野交流実習	2		
国際社会空間マネジメント実習	2		
エネルギーイニシアティブ特論Ⅰ	2		
エネルギーイニシアティブ特論Ⅱ	2		
エネルギーイニシアティブ特論Ⅲ	2		
エネルギーイニシアティブ特論Ⅳ	2		
エネルギーイニシアティブ特論Ⅴ	2		
国際連携特別講義Ⅰ	2		
国際連携特別講義Ⅱ	2		
国際連携特別講義Ⅲ	2		
国際連携特別講義Ⅳ	2		

※平成30年度以前入学者は上記授業科目を適用する。

授業科目名等	単位数	履修方法	備 考
未来社会協創学原論	2	選択必修	本プログラムを修了するには、各専攻での修了要件を満たすと共に、左記科目より12単位を取得するものとする。
未来社会ビジョン	2		
未来社会マネジメント	2		
未来社会イノベーション	2		
未来社会協創演習	2		
未来社会コミュニケーション	2		
未来社会協創国際演習	2		
未来社会協創実習	2		
未来社会マネジメント実習	2		
未来社会分野交流実習	2		
未来社会協創国際実習	2		
地球環境学特論	2		
持続可能性学特論	2		
未来社会空間特論	2		
未来社会情報特論	2		
未来社会エネルギー特論	2		
未来社会デバイス特論	2		
未来社会マテリアル特論	2		

※平成31年度以降入学者は上記授業科目を適用する。

[12. 統合物質・情報国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
統合物質科学俯瞰講義Ⅰ	2	選択必修	2科目のうち2単位以上
統合物質科学俯瞰講義Ⅱ	2		
統合物質科学講義Ⅰ	2	選択	
統合物質科学講義Ⅱ	1		
統合物質科学講義Ⅲ	1		

上記授業科目の履修のほか、別に定めるMERIT コロキウム及びMERIT エグゼクティブセミナーに参加しなければならない。

[13. 高齢社会総合研究国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
高齢社会通論1	1	必修	
高齢社会通論2	1		
高齢社会横断科目群	4単位以上	選択必修	各専攻から提供される科目一覧の中から選択する
高齢社会演習	1	必修	

<プログラム修了要件>

- ・ 上記の必修科目3単位、選択必修科目4単位以上、合計7単位以上を取得すること。
- ・ 各専攻での博士課程修了要件を満たすこと。
- ・ 本プログラムの定めるQE及びFEに合格すること。

[14. 量子・半導体科学技術国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
(量子・半導体科学技術特別講義)			
量子・半導体科学技術俯瞰講義Ⅰ*	2	選択必修	量子・半導体科学技術特別講義から8単位以上(うち*を2単位以上、†を2単位以上、左の選択必修の中から)取得すること。 量子・半導体科学技術特別講義のうち、左に含めないもの(選択)は別に定める。 なお、修了要件8単位のうち2単位以上は、プログラム生の所属専攻と異なる専攻の講義から取得すること。
量子・半導体科学技術俯瞰講義Ⅱ*	2		
量子・半導体科学技術俯瞰講義Ⅲ*	2		
アントレプレナーシップⅠ†	1		
アントレプレナーシップⅡ†	1		
理学クラスター講義†	2		
現代科学・コミュニケーション論†	2		
科学プレゼンテーション・ライティング演習†	2		
(量子・半導体科学技術実習・演習)			
工学コンピテンシーI-プロジェクト・ベースト・ラーニング	2	選択必修	左記から1つ以上を履修すること。 単位数は修了要件としては考慮しない。
工学コンピテンシーII-研究インターンシップ	2		
工学コンピテンシーIII-サマーキャンパー	2		
量子計算論	2		
Q-STEP 博士演習	-		

必修となる研究訓練として以下の項目全てに参加することを修了要件とする。

- (1) Q-STEP セミナー (年数回開催。4.5年間で4回以上参加)

(2) Q-STEP 成果報告会 (年 1 回の研究成果全体報告会)

(3) 副指導教員によるフィードバック (年に 2 回以上の研究進捗に関する面談指導)

〔15. 環境調和農学国際卓越大学院〕

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
<下記科目群より合計 12 単位>			
農学現象の数理科学的理解	2	必修	
ワン・アーツロジーⅠ	2	選択必修	選択必修科目より 4 単位以上
ワン・アーツロジーⅡ	2	選択必修	
ワン・アーツロジーⅢ	2	選択必修	
環境調和実学研修Ⅰ	2	選択必修	
環境調和実学研修Ⅱ	2	選択必修	
環境調和実学研修Ⅲ	2	選択必修	
生物配列解析基礎	1	選択	
ゲノム情報解析基礎	1	選択	
バイオスタティスティクス基礎論	1	選択	
知識情報処理論	1	選択	
生物配列統計学	1	選択	
分子モデリング [*] と分子シミュレーション	1	選択	
オーム情報解析	1	選択	
機能ゲノム学	1	選択	
システム生物学概論	1	選択	
構造バイオインフォマティクス基礎	1	選択	
フィールドインフォマティクス	1	選択	
農学生命情報科学特論Ⅰ	1	選択	
農学生命情報科学特論Ⅱ	1	選択	
農学生命情報科学特論Ⅲ	1	選択	
農学生命情報科学特論Ⅳ	1	選択	
農学生命情報科学実習Ⅰ	1	選択	
農学生命情報科学特別演習	1	選択	
食の科学ゼミナールⅠ	2	選択	
食の科学ゼミナールⅢ	2	選択	
バイオマス利用研究特論Ⅰ	2	選択	
バイオマス利用研究特論Ⅱ	2	選択	
国際農業と文化ゼミナール	2	選択	
国際農業と文化実習	4	選択	
生物多様性と農業	1	選択	
自然再生事業モニタリング実習	1	選択	
農学における情報利用ゼミナール	1	選択	
サイエンスコミュニケーション	1	選択	
サイエンスコミュニケーション演習	1	選択	
大学におけるイノベーションと社会実装	1	選択	
共生型新産業創出コロキウム	1	選択	
共生型新産業創出コロキウム・発展編	1	選択	
研究倫理/医療倫理Ⅰ	1	選択	
創薬データサイエンス概論	1	選択	
生物データマイニング特論	1	選択	
基礎講義Ⅰ	2	選択	
科学技術倫理討論演習	2	選択	

生命科学実験解析学	1	選択	
-----------	---	----	--

上記12単位の外、所属する課程（修士課程修了要件30単位、博士後期課程修了要件20単位、獣医学博士課程修了要件32単位）の修了単位を取得することとする。

[16. 生命科学技術国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
生命科学技術俯瞰講義	2	必修	
生命科学技術特別演習	2		
生命科学技術国際卓越講義	2	選択	5科目のうち2単位以上
生命科学技術社会実装論	2		
生命科学技術実験実習	2		
生命科学技術実践演習	2		
生命科学技術セミナー	1		

1. 上記授業科目の中から、必修科目2科目を含め、選択科目と合わせ6単位以上を修得すること。
2. 上記授業科目のほか、生命科学技術国際卓越大学院プログラムの許可を得て所属研究科以外の別に定める授業科目の単位を修得した場合には、これを上記1.の選択科目としてプログラム修了に要する単位とすることができる。
3. 平成30年度以前に、本プログラムで別に定める授業科目を履修し単位を修得した場合は、その単位を本プログラムの指定する各科目の単位と読み替える。

[17. 数物フロンティア国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
【数理科学研究科開講科目】			82科目のうち6単位以上修得すること。
数物先端科学Ⅰ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅱ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅲ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅳ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅴ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅵ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅶ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅷ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅸ	2	選択必修	
数物先端科学Ⅹ	2	選択必修	
【理学系研究科開講科目】			
数物連携先端科学Ⅰ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅱ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅲ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅳ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅴ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅵ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅶ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅷ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅸ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅹ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅺ	2	選択必修	
数物連携先端科学Ⅻ	2	選択必修	
数物連携先端科学ⅫⅢ	2	選択必修	
数物連携先端科学ⅫⅣ	1	選択必修	
数物連携先端科学ⅫⅤ	1	選択必修	
数物連携先端科学ⅫⅥ	1	選択必修	

数物連携先端科学 XVII	1	選択必修
数物連携先端科学 XVIII	1	選択必修
数物連携先端科学 XIX	1	選択必修
数物連携先端科学 XX	1	選択必修
【新領域創成科学研究科開講科目】		
数物連携先端科学 XXI	2	選択必修
数物連携先端科学 XXII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXIII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXIV	2	選択必修
数物連携先端科学 XXV	2	選択必修
数物連携先端科学 XXVI	2	選択必修
数物連携先端科学 XXVII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXVIII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXIX	2	選択必修
数物連携先端科学 XXX	2	選択必修
【工学系研究科開講科目】		
数物連携先端科学 XXXI	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXIII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXIV	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXV	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXVI	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXVII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXVIII	2	選択必修
数物連携先端科学 XXXIX	2	選択必修
数物連携先端科学 XL	2	選択必修
【情報理工学系研究科開講科目】		
数物連携先端科学 XLI	2	選択必修
数物連携先端科学 XLII	2	選択必修
数物連携先端科学 XLIII	2	選択必修
数物連携先端科学 XLIV	2	選択必修
数物連携先端科学 XLV	2	選択必修
数物連携先端科学 XLVI	2	選択必修
数物連携先端科学 XLVII	2	選択必修
数物連携先端科学 XLVIII	2	選択必修
数物連携先端科学 XLIX	2	選択必修
数物連携先端科学 L	2	選択必修
【数理科学研究科開講科目】		
社会数理先端科学 I	2	選択必修
社会数理先端科学 II	2	選択必修
社会数理先端科学 III	2	選択必修
社会数理先端科学 IV	2	選択必修
【理学系研究科開講科目】		
社会数理先端科学 V	2	選択必修
社会数理先端科学 VI	1	選択必修
社会数理先端科学 VII	1	選択必修
【経済学研究科開講科目】		
社会数理先端科学 VIII	2	選択必修
社会数理先端科学 IX	2	選択必修

社会数理先端科学 X	2	選択必修
社会数理先端科学 XI	2	選択必修
社会数理先端科学 XII	2	選択必修
【医学系研究科開講科目】		
生命数理先端科学 I	2	選択必修
生命数理先端科学 II	2	選択必修
生命数理先端科学 III	2	選択必修
生命数理先端科学 IV	2	選択必修
生命数理先端科学 V	2	選択必修
【総合文化研究科開講科目】		
生命数理先端科学 VI	2	選択必修
生命数理先端科学 VII	2	選択必修
生命数理先端科学 VIII	2	選択必修
生命数理先端科学 IX	2	選択必修
生命数理先端科学 X	2	選択必修

・プログラム履修生は自専攻以外の科目を履修することができる。

・「社会数理先端科学 III」は「社会数理実践研究」として開講される。ただし、博士後期課程における「社会数理先端科学 III」は必修である。

・上記授業科目の履修のほか、企業等におけるインターンシップ、あるいは、国内外の研究機関（学内の他専攻も含む）への派遣のうち、いずれかに参加しなければならない。

[18. プロアクティブ環境学国際卓越大学院プログラム]

授業科目名等		単位数	履修方法	備考
	プロアクティブ環境学 I	2	必修	
	プロアクティブ環境学 II	2	必修	
D	新領域創成科学特別講義 X (科学・技術英語 S)	1	必修	
D	新領域創成科学特別講義 XI (科学・技術英語 W)	1	必修	
D	Critical Thinking Basics – Select concepts, tools and techniques I	1	必修	いずれかを履修
D	Critical Thinking Basics – Select concepts, tools and techniques II	1		
D	Critical Thinking Skills – Select applications & reflection I	1		
D	Critical Thinking Skills – Select applications & reflection II	1		
A	交渉・合意形成とサステナビリティ	1	選択必修	
A	日本から考えるサステナビリティ学	2	選択必修	
A	サステナビリティのマネジメント・政策学	1	選択必修	
A	サステナビリティ学最前線	2	選択必修	
A	教育とサステナビリティ	2	選択必修	
A	地球持続戦略論	2	選択必修	
A	サステナビリティの計画・デザイン	2	選択必修	
A	生物多様性	2	選択必修	
A	環境情報論	2	選択必修	
A	開発経済学	1	選択必修	
A	災害とリスクの過程分析	2	選択必修	
A	陸域自然環境論	2	選択必修	
A	海洋自然環境論	2	選択必修	

B	プロアクティブ・リサーチコモンズ	4	選択必修	
B	最適システム設計論	2	選択必修	
B	システム設計学国際演習	1	選択必修	
B	システムアーキテクチャ	2	選択必修	
B	統合環境デザイン論	2	選択必修	
B	建築環境デザインスタジオ I	2	選択必修	
B	建築環境デザインスタジオ II	2	選択必修	
B	都市環境デザインスタジオ	4	選択必修	
B	自然環境デザインスタジオ I	4	選択必修	
B	自然環境デザインスタジオ II	2	選択必修	
B	農村環境デザインスタジオ	2	選択必修	
B	緑地環境デザインスタジオ	2	選択必修	
B	建築構造デザインスタジオ	4	選択必修	
B	流域環境デザインスタジオ I	4	選択必修	
B	プラズマ計測法	2	選択必修	
B	プラズマ応用工学	2	選択必修	
B	数値流体力学入門	2	選択必修	
B	計測情報処理論	2	選択必修	
B	非線形システム解析論 I	2	選択必修	
B	非線形システム解析論 II	2	選択必修	
B	バイオデータプログラミング演習 I	1	選択必修	
B	バイオデータプログラミング演習 II	1	選択必修	
B	生物データマイニング特論	1	選択必修	
B	生物情報学基礎論 I	2	選択必修	
B	ゲノム配列解析論 I	1	選択必修	
B	生物データマイニング論	1	選択必修	
B	生物統計論	1	選択必修	
B	基礎講義 I	2	選択必修	
B	橋渡し研究概論	1	選択必修	
B	バイオ知財法概論	1	選択必修	
B	創薬データサイエンス概論	1	選択必修	
B	生命生存応答学	1	選択必修	
B	生体分子認識化学	1	選択必修	
B	生体分子の認識と応答の科学	1	選択必修	
B	適応進化遺伝学	1	選択必修	
B	人類進化学	1	選択必修	
C	Advanced UTSIP	2	選択必修	修士課程で履修
C	新領域創成科学特別講義VII (学融合セミナー I)	1	選択必修	修士課程で履修
C	新領域創成科学特別講義VIII (学融合セミナー II)	1	選択必修	修士課程で履修
C	新領域創成科学特別講義IX (学融合セミナー III)	1	選択必修	修士課程で履修
C	プロアクティブ環境学海外演習 I	2	選択必修	7~14 日間の海外実習 修士課程2年次での履修を推奨
C	プロアクティブ環境学海外演習 II	4	選択必修	3~6 ヶ月の海外留学 博士課程で履修
C	プロアクティブ環境学研究インターンシップ I	2	選択必修	3~6 ヶ月の研究インターンシップ 博士課程で履修

C	プロアクティブ環境学研究インターンシップⅡ	2	選択必修	3～6 ヶ月の研究インターンシップ 博士課程で履修
C	プロアクティブ環境学異分野研究Ⅰ	2	選択必修	関連研究科の、履修生の専門とは異なる分野のゼミへの参加
C	プロアクティブ環境学異分野研究Ⅱ	2	選択必修	関連研究科の、履修生の専門とは異なる分野のゼミへの参加
C	現地社会システム演習	4	選択必修	

◆ プログラム修了要件：所属する専攻・プログラム等の修了要件に加えて、以下の指定に沿って必修科目、選択必修科目から合計 15 単位を取得し、QEおよびFEに合格すること。

1. 必修科目（「プロアクティブ環境学Ⅰ」および「プロアクティブ環境学Ⅱ」ならびにD科目群）は修士課程で履修
2. プログラム生ごとに、サステナビリティ学科目群（A科目群）かプロアクティブ・リサーチコモンズ科目群（B科目群）を選択の上、選択した科目群から4単位
3. 環境知プロフェッショナル実習科目群（C科目群）から4単位

※特別枠でプログラム履修生となる者については、採用決定時にプログラム運営委員会が指定する条件による。

[19. 知能社会国際卓越大学院]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
情報学講義Ⅰ	2	選択	
情報学講義Ⅱ	2		
情報学講義Ⅲ	2		
情報学講義Ⅳ	2		
情報学講義Ⅴ	2		
情報学講義Ⅵ	2		
情報学講義Ⅶ	2		
情報学講義Ⅷ	2		
情報学講義Ⅸ	2		
情報学講義Ⅹ	2		
情報学講義Ⅺ	2		
情報学講義Ⅻ	2		
情報学講義Ⅼ	2		
情報学講義Ⅽ	2		
情報学講義Ⅾ	2		
情報学講義Ⅿ	2		
情報学講義ⅰ	2		
情報学講義ⅱ	2		
情報学講義ⅲ	2		
情報学講義ⅳ	2		
情報学講義ⅴ	2		
情報学講義ⅵ	2		
情報学講義ⅶ	2		
情報学講義ⅷ	2		
情報学講義ⅸ	2		
情報学講義ⅹ	2		
知能社会講義Ⅰ	2		
知能社会講義Ⅱ	2		
知能社会講義Ⅲ	2		
知能社会講義Ⅳ	2		
知能社会講義Ⅴ	2		
知能社会講義Ⅵ	2		
知能社会講義Ⅶ	2		
知能社会講義Ⅷ	2		
知能社会講義Ⅸ	2		

知能社会講義 X	2		
知能社会講義 XI	2		
知能社会講義 XII	2		
知能社会講義 XIII	2		
知能社会講義 XIV	2		
知能社会講義 XV	2		
知能社会講義 XVI	2		
知能社会講義 XVII	2		
知能社会講義 XVIII	2		
知能社会講義 XIX	2		
知能社会講義 XX	2		
情報学演習 I	1	選択	
情報学演習 II	1		
情報学演習 III	1		
情報学演習 IV	1		
情報学演習 V	1		
情報学演習 VI	1		
情報学演習 VII	1		
情報学演習 VIII	1		
情報学演習 IX	1		
情報学演習 X	1		
知能社会演習 I	1		
知能社会演習 II	1		
知能社会演習 III	1		
知能社会演習 IV	1		
知能社会演習 V	1		
知能社会演習 VI	1		
知能社会演習 VII	1		
知能社会演習 VIII	1		
知能社会演習 IX	1		
知能社会演習 X	1		

- ・前期課程修了要件は、各教育課程の修了要件を満たし、選択科目2単位以上。
- ・全課程修了要件は、各教育課程の修了要件を満たし、選択科目6単位以上。
- ・前期課程の修了には、必要な研究指導を受け、前期課程学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。さらに、QEに合格しなければならない。
- ・全課程の修了には、必要な研究指導を受け、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。さらに、ワークショップを含む諸活動、異分野インターシップを遂行し、全課程で行った研究の知能社会創造プロジェクトとしての審査に合格しなければならない。
- ・情報学講義と情報学演習を併せて8単位以上取得するとともに、諸分野と情報学の融合に関連する知能社会創造プロジェクトを遂行し、所定の審査に合格することにより、情報学マイナーを認定する。ただし、情報理工学、学際情報学、社会情報学を専攻分野とする学生については対象としない。

[20. 社会デザインと実践のためのグローバルリーダーシップ養成国際卓越大学院プログラム]

授業科目名等	単位数	履修方法	備考
<必修科目> Social Design and Global Leadership 別に定める科目※	2	必修	2単位
<PBL (Project Based Learning) 科目>			

Case Study (Project Based Learning on the Technological Innovation and the Social Solutions) 工学コンピテンシーⅠープロジェクト・ベースト・ラーニング 別に定める科目※	2 2	選択必修1	2単位
<グローバル社会・政策コア科目> Introduction to Social Science Science, Technology and Public Policy Global Business Strategy and Policy 別に定める科目※	2 2 2	選択必修2	2単位以上
<先端科学技術コア科目> Advanced Study of Science & Technology 国際保健政策学特論Ⅰ レジリエンス工学特論E 別に定める科目※	2 2 2	選択必修3	2単位以上
<課題解決力コア科目> 社会デザインと実践演習 Case Study (International Field Workshop) 工学コンピテンシーⅢーサマー・キャンパー 別に定める科目※	2 2 2	選択必修4	2単位以上

- ・修了要件は必修、選択必修1～4を含む12単位以上を取得するとともに、RDW及び修了審査に合格することとする。
- ・選択必修2～4のうち、4単位以上は英語科目とする（英語科目に該当するかについては別に定める）。
- ・選択必修1として履修した科目については選択必修4として算入することはできない。
- ・合併科目については科目コード毎に別科目として位置付ける。

※授業科目の詳細リストについてはHP参照。

別記様式

第〇〇〇号
修 了 証
東京大学大学院〇〇研究科(又は〇〇学府)〇〇専攻
氏 名
〇〇〇 (プログラムの名称) の教育課程を修了したことを認める
〇〇年〇〇月〇〇日
東京大学総長 氏 名 ㊟

◆ 大学院における成績評価に関する基準について

平成 27. 11. 30

学部・大学院教育部会

大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）により明示することが求められている成績評価基準に関しては、大学院として以下のように申し合わせることにする。

1. 大学院学則第14条第4項第1号の各号に規定する優、良、可及び不可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 優 当該科目について優秀な学修達成度を示している。
 - (2) 良 当該科目について標準的な学修達成度を示している。
 - (3) 可 当該科目について最低限の学修達成度を示している。
 - (4) 不可 当該科目について最低限の学修達成度を示していない。

2. 前項の基準について、研究科又は教育部において別の定めがある場合は、その定めるところによる。

この申合せは、平成27年11月30日から実施する。

◆ 大学院における共通授業科目の開設・履修等に関する細則

平成23.11.15
教育運営委員会

(目的)

第1条 この細則は、東京大学大学院学則第9条の3第1項に定める共通授業科目について、同条第3項の規定に基づき、その開設、履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(届出及び公表)

第2条 共通授業科目を開設する研究科等（以下「開設研究科等」という。）の長は、当該科目の開設に当たり、当該科目の名称、目的、単位数、履修資格、定員、内容、授業の方法、成績評価基準その他必要事項をあらかじめ別紙様式により、教育運営委員会に届け出なければならない。

2 届出後に当該科目の内容等に変更が生じる場合は、前項の規定を準用する。

3 届出の経た当該科目は、「全学授業カタログ」に「大学院共通授業科目」として記載する等、学生に対し必要な情報を公表しなければならない。

(提案)

第3条 研究科等の長は、複数の教育研究部局の教員の協力を必要とする共通授業科目の構想（以下「部局横断型構想」という。）について、当該科目の開設を教育運営委員会に提案することができる。

2 教育運営委員会は、全学的な観点から特に意義があると認める部局横断型構想について、特定の研究科等の長に対し、前項に係る提案を行うよう求めることができる。

(作業委員会)

第4条 教育運営委員会は、部局横断型構想の提案があった場合、当該構想を適当と認めるときは、当該共通授業科目の企画及び実施に密接に関係する教育研究部局に所属する教職員で構成する作業委員会を設け、当該科目の内容等について検討させるものとする。

2 作業委員会は、前条第1項の提案を行った研究科等と緊密な連携を図り、開設研究科等を選定の上、授業計画案を策定し、教育運営委員会に提出するものとする。

3 教育運営委員会は、作業委員会から授業計画案の提出を受けた場合、特に支障の無い限り当該科目の開設予定の研究科等に対して、第2条第1項の規定に基づく届出及び具体的な実施の準備を求めるものとする。

(履修手続)

第5条 各研究科等においては、開設する共通授業科目の目的、履修資格、内容等を踏まえ、学生の当該科目の履修について適切に配慮するものとする。

2 学生の共通授業科目の履修については、当該学生の所属研究科等が定める手続によって行うものとする。

3 共通授業科目を履修して学生が取得した単位の取扱いについては、各研究科等の定めるところによる。

(学部学生の聴講)

第6条 開設研究科等の長は、共通授業科目の聴講を希望する学部学生があるときは、大学院の学生の修学に妨げがないときに限り、当該学生に対し聴講を許可することができる。

(成績評価等)

第7条 共通授業科目の成績評価は、開設研究科等が行う。

2 複数の共通授業科目からなるプログラムであって、教育運営委員会が適当と認めるものについては、当該プログラムを修了した者に対し教育運営委員会委員長名で修了証を交付することができる。

(部局横断型教育プログラムとの関係)

第8条 共通授業科目が部局横断型教育プログラムを構成する科目である場合、当該科目については、この細則によるほか、教育運営委員会が定める部局横断型教育プログラム開設内規等に従って開設及び実施しなければならない。

附 則

この細則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

別紙様式

大学院共通授業科目開設届出書

実施部局名	
実施責任者（所属）	
授業科目名	
開講区分（ターム等）	
単 位 数	
時 限	
担当教員（所属）	
授業科目の目的及び内容 1) 目的 2) 内容（編成方針等） 3) 履修後に身に付く能力	
履 修 資 格	
定 員	
授業の方法	
成績評価基準	
実 施 体 制	

(注)「部局横断型構想」の場合は、実施体制欄に明記すること。

◆ 学部後期課程教育における成績評価の改善に関する申合せ

平成25. 7. 9

教育運営委員会

改正 令和5. 9. 19

学部後期課程教育における成績評価の方法については、国際化への対応に留意しつつ、教育の質の向上及び公平性の確保の観点から、以下のとおり全学的な見直しを行う。その際、成績評価基準の明示に関する大学設置基準の規定を踏まえて適切な対応をとる。

1. 授業科目を開設する組織における対応

(1) 「優上」の追加及びその評価

成績評価について、「優、良、可、不可」に加え、各区分の趣旨の明確化を図りつつ、最優秀者の区分として「優上」を新たに設ける。授業科目の評価に当たっては、上位5～10%程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優上」を取得することを目安とする。

(2) 「優」以上の評価

授業科目の評価に当たっては、30%程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優」及び「優上」を取得することを目安とする。

(3) 申合せの対象となる授業科目の範囲

申合せの対象となる授業科目の範囲については、少人数の授業科目、演習等を除くなど、当該授業科目の実施態様に応じ、授業科目を開設する組織において適切に定める。

2. 本部における対応

(1) 学務システムの改善

上記1. に定める成績評価の区分の変更に対応するとともに、「優上」及び「優」に係る評価の適切な運用に資するため、教員が的確な成績情報の入力を容易に行えるようにする等、学務システムの改善を図る。

(2) 成績評価の改善のフォローアップ

本申合せに定められた内容の実施状況について調査・把握を行い、その適切な運用のために必要と認める場合、全学的な観点から所要の措置をとる。

3. その他

(1) 本申合せによる成績評価は、学部後期課程の授業科目の履修学生に対して適用する。

(2) 本申合せの実施による成果を評価しつつ、総合的な教育改革の進捗状況を踏まえ、成績評価の見直しを継続的に検討・実施する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年9月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

◆学部後期課程における全学部共通授業科目群の科目開設・履修等に関する細則

平成 26. 2. 18

教育運営委員会

改正 令和 5. 2. 21

(目的)

第1条 この細則は、東京大学学部通則第15条第2項に定める全学部共通授業科目のうち、同条第3項に定める全学部共通授業科目群の科目（以下「共通授業科目」という。）について、同条第5項の規定に基づき、その開設、履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(届出及び公表)

第2条 共通授業科目を開設する学部(以下「開設学部」という。)の長は、当該科目の開設に当たり、当該科目の名称、目的、単位数、履修資格、定員、内容、授業の方法、成績評価基準その他必要事項をあらかじめ別紙様式により、教育運営委員会に届け出なければならない。

2 届出後に当該科目の内容等に変更が生じる場合は、前項の規定を準用する。

3 届出の手続を経た当該科目は、「全学授業カタログ」に「全学部共通授業科目」として記載する等、学生に対し必要な情報を公表しなければならない。

(提案)

第3条 学部長は、複数の教育研究部局の教員の協力を必要とする共通授業科目の構想(以下「部局横断型構想」という。)について、当該科目の開設を教育運営委員会に提案することができる。

2 教育運営委員会は、全学的な観点から特に意義があると認める部局横断型構想について、特定の学部長に対し、前項に係る提案を行うよう求めることができる。

(作業委員会)

第4条 教育運営委員会は、部局横断型構想の提案があった場合、当該構想を適当と認めるときは、当該共通授業科目の企画及び実施に密接に関係する教育研究部局に所属する教職員で構成する作業委員会を設け、当該科目の内容等について検討させるものとする。

2 作業委員会は、前条第1項の提案を行った学部と緊密な連携を図り、開設学部を選定の上、授業計画案を策定し、教育運営委員会に提出するものとする。

3 教育運営委員会は、作業委員会から授業計画案の提出を受けた場合、特に支障の無い限り当該科目の開設予定の学部に対して、第2条第1項の規定に基づく届出及び具体的な実施の準備を求めるものとする。

(履修手続)

第5条 各学部においては、開設する共通授業科目の目的、履修資格、内容等を踏まえ、学生の当該科目の履修について適切に配慮するものとする。

2 学生の共通授業科目の履修については、当該学生の所属学部が定める手続によって行うものとする。

3 共通授業科目を履修して学生が取得した単位の取扱いについては、各学部の定めるところによる。

(前期課程学生の聴講)

第6条 開設学部長は、共通授業科目の聴講を希望する前期課程学生があるときは、後期課程学生の修学に妨げがないときに限り、当該学生に対し聴講を許可することができる。

(成績評価等)

第7条 共通授業科目の成績評価は、開設学部が行う。

2 複数の共通授業科目からなるプログラムであって、教育運営委員会が適当と認めるものについては、当該プログラムを修了した者に対し教育運営委員会委員長名で修了証を交付することができる。

(部局横断型教育プログラムとの関係)

第8条 共通授業科目が部局横断型教育プログラムを構成する科目である場合、当該科目については、この細則によるほか、教育運営委員会が定める部局横断型教育プログラム開設内規等に従って開設及び実施しなければならない。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式

全学部共通授業科目開設届出書

実施部局名	
実施責任者（所属）	
授業科目名	
開講区分（ターム等）	
単 位 数	
時 限	
担当教員（所属）	
授業科目の目的及び内容 1) 目的 2) 内容（編成方針等） 3) 履修後に身に付く能力	
履 修 資 格	
定 員	
授業の方法	
成績評価基準	
実 施 体 制	

（注）「部局横断型構想」の場合は、実施体制欄に明記すること。

◆ 東京大学グローバル教育センター「グローバル教養科目群」規則

制定	令 5. 3. 23	役員会議決
改正	令 6. 2. 22	
改正	令 7. 2. 13	

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則（昭和38年12月17日評議会可決。以下「学部通則」という。）第15条第2項に規定する全学部共通授業科目のうち、同条第3項に規定するグローバル教養科目群について、同条第5項の規定に基づき、必要事項を定めることを目的とする。

(開設部局)

第2条 グローバル教養科目群は、東京大学グローバル教育センターが開設する。

(開設目的)

第3条 東京大学グローバル教育センターは、東京大学グローバル教育センター規則第2条で掲げる「グローバルシチズン」の育成を目的として、グローバル教養科目群を開設する。

(単位)

第4条 授業科目は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(授業科目)

第5条 グローバル教養科目群の下に、別表の授業科目を置く。

(授業の方法)

第6条 授業は、学部通則第15条の2を準用し実施するものとする。この場合において、同条中の「学部長」とあるのは、本規則において「東京大学グローバル教育センター長」と読み替える。

(履修方法)

第7条 履修方法は、所属学部等が定める。

(単位の修得)

第8条 単位の修得は、試験により証明する。

2 一部の科目については、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により証明することができる。

(評点)

第9条 評点は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。ただし、特定の科目について東京大学グローバル教育センター長が必要と認める場合の評点は、合格又は不合格とすることができる。

2 前項の評点の基準は、別に定める。

(教育運営委員会への報告)

第10条 東京大学グローバル教育センター長は、各年度に開講する科目を東京大学教育運営委員会へ報告するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、グローバル教養科目群の開設に関し必要な事項は、東京大学グローバル教育センター長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

授業科目名
グローバル教養科目
グローバル教養言語科目
グローバルリーダー育成プログラム科目

◆ 部局横断型教育プログラム開設内規

平成 20.9.9
教育運営委員会
改正 令和 2.2.12
令和 4.10.25

(目的)

第1条 この内規は、各学部、研究科又は教育部（以下「教育部局」という。）における固有の教育カリキュラムに加えて、学際的あるいは分野融合的な部局横断型教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関する必要な手続について定めることを目的とする。

- 第2条** プログラムとは、定められたテーマに沿って講義・演習等を複数の教育部局において開設し、それらをひとまとまりとして履修するものをいう。
- 2 プログラムは、意欲ある学生が、所属する教育部局固有の教育カリキュラムに加えて履修することができるものとする。プログラムの修了をもって教育部局の卒業又は修了に代えることはできない。
 - 3 プログラムには適切な名称をつけるものとする。

(主体)

- 第3条** プログラムの主体は教育運営委員会とする。
- 2 教育運営委員会は、プログラムの運営にあたって、教育部局、及び、研究所・機構・センター（以下「研究部局」という。）に所属する教職員の協力を求めることができる。

(提案)

- 第4条** プログラムの開設は教育部局の長（学部プログラムであれば学部長、大学院プログラムであれば研究科長等）が教育運営委員会に提案する。
- 2 教育運営委員会は、提案されたプログラムについて審議し、適当と認めるときは、作業委員会を設け、プログラムの具体的内容等について検討させるものとする。

(作業委員会と講義・演習等)

- 第5条** 作業委員会は提案されたプログラムの企画・実施に密接に関係する教育部局、及び、研究部局に所属する教職員で構成する。
- 2 作業委員会の主査は、前項の委員である構成員のうちから教育運営委員会が指名する。主査は必ずしも教育運営委員会の委員であることを要しない。
 - 3 作業委員会は、プログラムの具体的内容・修了要件等について検討し、企画案を策定する。ただし、修了要件については12単位以上を目安とする。
 - 4 作業委員会は、プログラムを構成する各講義・演習等について、それぞれそれを開設する教育部局を、当該教育部局と協議しつつ選定する。
 - 5 プログラムを構成する講義・演習等を開設する教育部局は、その科目を当該プログラムの科目として認定する。
 - 6 このプログラムの科目として認定された講義・演習等を、それぞれの教育部局の授業科目としてどのように取り扱うかは、当該教育部局において決定する。
 - 7 作業委員会は、策定した企画案を教育運営委員会に提案する。

(実施)

- 第6条** 教育運営委員会は、作業委員会から提案された企画案について審議し、適当と認めるときは、プログラムとして正式に承認する。

2 プログラムは、「全学授業カタログ」に、「部局横断型教育プログラム」として記載する。

第7条 プログラムの履修を希望する学生は、学生の所属部局の担当部署で申請を行う。

- 2 担当部署は申請をとりまとめて作業委員会へ送付する。
- 3 履修するそれぞれの科目の履修手続は、各教育部局における授業科目の履修手続に準じるものとする。
- 4 単位の認定は、それぞれの科目担当教員の評価に基づいて、当該教育部局が行う。

(修了)

第8条 作業委員会は、プログラムの履修をあらかじめ申請した学生について、プログラムの修了に必要な単位を取得したか否かを確認する。

第9条 教育運営委員会は、作業委員会から前条の確認の報告を受けたときは、当該学生についてプログラムの修了を認定し、その者に対し教育運営委員会委員長名で修了証を交付する。

- 2 別に定める基準を満たすプログラムについては、教育運営委員会委員長の認定により総長名で修了証を交付することができるものとする。

(名称変更)

第10条 プログラムの名称変更は、提案した教育部局の長又は当該作業委員会が、変更の事由、変更後の名称及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類を添えて、教育運営委員会に提案するものとする。

- 2 教育運営委員会は、前項に掲げる提案事項に基づき審議し、適当と認めるときは、プログラムの名称変更を承認する。
- 3 プログラムの名称を変更するに当たっては、学生に対して適切な配慮をするものとする。

(廃止)

第11条 プログラムの廃止は、提案した教育部局の長又は当該作業委員会が、廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類を添えて、教育運営委員会に提案するものとする。

- 2 教育運営委員会は、前項に掲げる提案事項に基づき審議し、適当と認めるときは、プログラムの廃止を承認する。
- 3 プログラムを廃止するに当たっては、学生に対して適切な配慮をするものとする。

(その他)

第12条 プログラム開設の提案については、原則として毎年行うものとする。

ただし、前年度から継続して開設するプログラムについて、次の条件を満たすものは、作業委員会による提案を省略することができる。

- (1) 前年度からプログラムを構成する講義・演習等に変更がないこと。
- (2) 前号の他に、前年度教育運営委員会に提案し、承認されたプログラムの具体的内容に変更がないこと。

附 則

この内規は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月25日から施行する。

◆ 東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則

制定	平16. 4. 1	
改正	平17. 1. 28	平18. 2. 24
	平19. 3. 22	平19. 9. 27
	平21. 3. 26	平22. 3. 25
	平23. 3. 28	平23. 6. 1
	平24. 3. 29	平26. 3. 27
	平26. 11. 27	平28. 1. 28
	平30. 3. 20	平31. 3. 22
	令 6. 3. 21	令 7. 1. 30

(目的)

第1条 本規則は、次の各号に列記する規則の規定に基づき、検定料、入学料及び授業料等の費用を定めることを目的とする。

- (1) 東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第58条の2第1項、同条第2項及び第66条第1項
- (2) 東京大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第35条第1項
- (3) 東京大学学位規則(以下「学位規則」という。)第4条第4項及び第18条第2項
- (4) 東京大学教育学部附属中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)学則第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項
- (5) 東京大学医科学研究所研究生規則第10条、東京大学地震研究所研究生規則第10条、東京大学生産技術研究所研究生規則第10条、東京大学定量生命科学研究所研究生規則第10条、東京大学物性研究所研究生規則第10条、東京大学大気海洋研究所研究生規則第10条及び東京大学先端科学技術研究センター研究生規則第10条
- (6) 東京大学大学院情報学環教育部(以下「情報学環教育部」という。)規則第26条

(検定料、入学料及び授業料の額)

第2条 学部通則第58条の2第1項及び大学院学則第35条第1項に規定する学部学生及び大学院学生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、学生の区分に応じた別表1に掲げる額とする。

2 学部通則第2条第2項又は大学院学則第2条第7項の規定により、修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業又は課程を修了することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)に係る授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

3 中等教育学校学則第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項に規定する中等教育学校の生徒に係る検定料、入学料及び授業料の額は、別表2に掲げる額とする。

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第3条 長期履修学生が長期在学期間を終了した後も在学する場合には、その超えた期間に納付すべき授業料の年額は、別表1に掲げる年額と同額を徴収するものとする。

2 長期履修学生が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、前条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額として、当該学年の初めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

3 長期履修学生が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額(当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、前条第1項に規定する授業料の年額)を新たな授業料の年額とし、この授業料の年額に当

該者が在学した期間（在学途中に長期履修学生として認められた場合は長期履修開始後の期間とする。以下同じ。）の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。

- 4 長期履修学生が長期在学期間を延長することを認められる場合又は学生が在学途中に長期履修学生として認められる場合の授業料の年額は、新たな長期在学期間に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額を新たな授業料の年額とする。また、すでに履修した期間の授業料との差額調整は行わないものとする。
- 5 授業料の改定が行われる場合の長期履修学生に係る授業料の年額は、改定後の授業料に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額を新たな授業料の年額とする。また、すでに履修した期間の授業料との差額調整は行わないものとする。
- 6 その他長期履修学生の授業料に関して必要な事項は、別に定める。

（研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額）

第4条 学部通則第58条の2第2項に規定する研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表3に掲げる額とする。

（研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額）

第5条 東京大学医科学研究所研究生規則第10条、東京大学地震研究所研究生規則第10条、東京大学生産技術研究所研究生規則第10条、東京大学定量生命科学研究所研究生規則第10条、東京大学物性研究所研究生規則第10条、東京大学大気海洋研究所研究生規則第10条及び東京大学先端科学技術研究センター研究生規則第10条に規定する研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額は、別表4に掲げる額とする。

（情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額）

第6条 情報学環教育部規則第26条に規定する情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表5に掲げる額とする。

（論文審査手数料の額）

第7条 学位規則第4条第4項に規定する論文審査手数料の額は、別表6に掲げる額とする。

（学位記の再交付手数料の額）

第8条 学位規則第18条第2項に規定する学位記の再交付手数料の額は、別表7に掲げる額とする。

（寄宿料の額）

第9条 学部通則第66条第1項及び大学院学則第35条第1項に規定する寄宿料の額は、別表8に掲げる額とする。

（規則の改廃）

第10条 この規則の改廃は、経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議を経て、これを行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、この規則による改正後の東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 備考の改正規定は、平成 24 年 3 月 29 日から施行し、改正後の東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則別表 1 備考の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日以前の 9 月入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、卒業・修了見込年度に限り、前期の授業料を年額の 12 分の 5 として徴収するものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 7 年 3 月 31 日以前に学部前期課程に入学し、又は再入学し、引き続き在学する者については、この規則による改正後の別表 1 の授業料の項中「学部学生」の欄に定める授業料の額にかかわらず、改正前の授業料の額を適用する。

別表 1 学部学生及び大学院学生の検定料、入学料及び授業料の額

学生の区分	学部学生	大学院学生 (法科大学院学生を除く)		法科大学院学生
		修士課程・専門 職学位課程	博士後期課程・ 獣医学、医学又は 薬学を履修する 博士課程	
検 定 料		30,000 円		
		書類等による選抜 10,000 円		
	第一段階目の選抜	4,000 円		7,000 円
	第二段階目の選抜	13,000 円		23,000 円
授 業 料 (年 額)	642,960 円	535,800 円	520,800 円	804,000 円
入 学 料	282,000 円	282,000 円		282,000 円

備考

- この表の検定料の項中、「大学院学生(法科大学院学生を除く)」の欄において「書類等による選抜」とあるのは、各研究科等の定めるところにより、出願書類等による選抜を行う場合の検定料の額を示す。
- この表の検定料の項中、「学部学生」及び「法科大学院学生」の欄においては、出願書類等による選抜(この表において「第一段階目の選抜」という。)の後、その合格者に限り学力検査その他による選抜(この表において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合のそれぞれの検定料の額を示す。
- この表の検定料の項中、「学部学生」の欄に定める検定料の額にかかわらず、教養学部前期課程国際教養コースへの入学に係る検定料の額は、5,000 円とする。

- 4 学部への編入学若しくは再入学又は大学院（法科大学院を含む）への転入学若しくは再入学に係る検定料の額は、30,000円とする。ただし、外国において学部通則第10条第1項第5号に相当する課程を修了した者で、学部後期課程への入学を志願するものについて、各学部の定めるところにより、出願書類等による選抜を行う場合の検定料の額は、10,000円とする。
- 5 学部後期課程への編入学、学士入学若しくは再入学又は大学院（法科大学院を含む）への転入学若しくは再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 6 学部通則第50条第1項ただし書きに規定する9月入学者の入学年度及び卒業・修了見込年度における授業料は、年額の2分の1をそれぞれ11月及び5月に徴収するものとし、その他の年度にあつては、同項本文に規定するところによる。なお、9月入学者が卒業・修了見込年度の8月に卒業・修了する場合は、標準修業年限を超える場合を除き、学部通則第52条の規定は適用しない。

別表2 中等教育学校の生徒に係る検定料、入学料及び授業料の額

区 分		前 期 課 程	後 期 課 程
検 定 料 (一般選抜)		5,000円	9,800円
検 定 料 (推薦選抜)	第1次選考	1,300円	
	第2次選考	3,700円	
入 学 料		0円	56,400円
授 業 料		年額 0円	年額 115,200円

別表3 研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額

区 分	研 究 生	聴 講 生	科 目 等 履 修 生
検 定 料	9,800円	9,800円	9,800円
入 学 料	84,600円	28,200円	28,200円
授 業 料	月額 28,900円	1単位につき 14,800円	1単位につき 14,800円

別表4 研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額

区 分	研 究 所 研 究 生
検 定 料	9,800円
入 学 料	84,600円
研 究 料	月額 28,900円

別表5 情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額

区 分	情 報 学 環 教 育 部 研 究 生
検 定 料	15,800円
入 学 料	141,000円
授 業 料	年額 173,600円

備考

平成14年度以前の入学者に係る授業料の年額は、165,600円とする。

別表6 論文審査手数料の額

1件につき 160,000円（ただし、本学の学部若しくは大学院の学生として在学していた者又は本学の教職員として在職している者は、60,000円とする。）

別表7 学位記の再交付手数料の額

1件につき 10,000円

別表8 寄宿料の額

単身用居室で1人当たりの建物（共用部分を含む）の面積が20㎡以上25㎡未満のもの	月 額 4,700円
--	------------

授業料、入学料、検定料の額（令和7年度）

(注)「東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用の額に関する規則」に定める授業料等の額は、以下のとおりである。

(1) 学部学生・大学院学生

授業料

	学部学生	大学院学生 (法科大学院学生を除く)		法科大学院学生
		修士課程・専門職学位課程	博士課程・獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程	
令和6年度以前入学者（年額）	535,800円	535,800円	520,800円	804,000円
令和7年度入学者（年額）	642,960円	535,800円	520,800円	804,000円

※ 編入学、再入学、転入学、学士入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額。

入学料、検定料

	学部学生	大学院学生 (法科大学院学生を除く)	法科大学院学生
入学料	282,000円	282,000円	282,000円
検定料	第一段階目の選抜 4,000円	30,000円	第一段階目の選抜 7,000円
	第二段階目の選抜 13,000円	書類等による選抜 10,000円	第二段階目の選抜 23,000円

※ 学部英語コースへの入学に係る検定料の額は5,000円。

(2) 研究生・聴講生

	研究生	聴講生
授業料	月額 28,900円	1単位につき 14,800円

◆ 東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱

(平成17年3月17日東大規則第343号)

(目的)

第1条 この要綱は、学部学生又は大学院学生のうち授業料を未納の者(以下「授業料未納者」という。)に対する卒業又は修了及び学籍に関する取り扱いを定めるものである。

(退学命令手続関係)

第2条 授業料未納者に対して、「東京大学授業料督促要領」第2条から第4条に定める督促及び指導をしてもなお授業料が納付されない場合、学部長、研究科長又は教育部長は、すみやかに東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第24条に定める退学命令手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めたうえで、退学命令手続を猶予することができる。この場合の猶予期間は、「東京大学授業料督促要領」第4条に定める督促状に記載されている授業料納付期限日から起算して、1年以内とする。

(卒業又は修了の関係)

第3条 授業料未納者が、学部通則、東京大学大学院学則又は東京大学大学院専門職学位課程規則に定める卒業又は修了要件を満たした場合においても、授業料の納付が確認されるまでは、卒業又は修了の認定を行ってはならない。

(願い出による退学関係)

第4条 授業料未納者が、学部通則第23条に定める退学を願い出た場合においては、これを受理してはならない。

(休学関係)

第5条 授業料未納者が、学部通則第19条第2項に定める休学を願い出た場合においては、これを許可してはならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、休学を許可することができる。この場合においては、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

◆ 学生の休学の基準等

(1) 学生の休学の基準

制定	昭38. 12. 17	評議会可決
改正	同45. 11. 17	同47. 10. 17
	同61. 2. 18	平15. 1. 21
	同16. 11. 29	同19. 3. 22
	同22. 3. 25	同30. 3. 2
	令 6. 3. 19	

東京大学教育研究評議会規則第4条第1項第8号に規定する学生の身分に関する重要事項として、休学についての基準を次のように定める。

第1条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第2項の規定により休学を許可することができるものとする。

- (1) 海外の教育・研究施設において修学するため2月以上の休学を必要とする者
- (2) 海外における調査、見学のため2月以上の休学を必要とする者
- (3) 経済的理由によつて2月以上の休学を必要とする者
- (4) 外国人学生で、やむを得ない事情により一時帰国するため2月以上の休学を必要とする者
- (5) 出産又は育児のため2月以上の休学を必要とする者
- (6) 学生が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他総長が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため2月以上の休学を必要とする者
- (7) 学生が自発的に社会に貢献する活動で総長が別に定めるものに参加するため2月以上の休学を必要とする者
- (8) 本学の医学部医学科の学生で、東京大学大学院学則第16条第3項第8号の規定により本学大学院の医学を履修する博士課程に在学するため休学を必要とする者
- (9) 外国人学生で、在留資格認定証明書が交付されないことにより入国できないため2月以上の休学を必要とする者
- (10) 第1号から第9号までに掲げるもののほか、学生本人の意思にかかわらず、教育研究の機会が保障されない状況にあるため2月以上の休学を必要とする者

第2条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第4項の規定により休学を命ずることができるものとする。

- (1) 感染症のため修学することが適当でない認められた者
- (2) 精神障害のため修学することが適当でない認められた者

附 則

この規則は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第1条第8号の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について

〔 総 長 裁 定 〕
平成15年 1 月 21 日

1. 学生の休学の基準第1条第6号の総長が別に定める者は、次に掲げる者であって学生と同居しているものとする。
 - ① 祖父母及び兄弟姉妹
 - ② 学生又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び学生との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者
 - イ) 父母の配偶者
 - ロ) 配偶者の父母の配偶者
 - ハ) 子の配偶者
 - ニ) 配偶者の子
 - ホ) 孫（その父母のいずれかが死亡している者に限る。）
2. 学生の休学の基準第1条第7号の総長が別に定める活動は、次のとおりとする。
 - ① 青年海外協力隊その他の国際協力を行う団体に参加する活動
 - ② 学生が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合であって、下記の事項の一に該当し、休学することが適当であると認められるとき。
 - イ) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
 - ロ) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ) イ) 及びロ) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(3) 初年次特別休学の取扱いについて

〔 教 育 研 究 評 議 会 〕
平成24年 11 月 27 日

東京大学学部通則第19条の2に規定する初年次における特別な休学（以下「初年次特別休学」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

1. 教養学部長は、初年次長期自主活動プログラムに採用された者に対して初年次特別休学を許可することができる。
2. 初年次特別休学の期間は、当該学年の初めから終わりまでとし、延長は認めない。
3. 前条の期間内の復学は、やむを得ない場合を除き、認めない。
4. この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

(4) 休学期間に算入しないことができる休学の事由および期間について

〔 教育 研究 評 議 会 〕
〔 令 和 6 年 3 月 1 9 日 〕

東京大学学部通則第20条第4項（東京大学大学院学則第29条第2項及び東京大学大学院専門職学位課程規則第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する休学期間に算入しないことができる事由及び期間の取扱いについて、次のとおり定める。

第1条 休学期間に算入しないことができる休学の事由及び期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、学部又は研究科若しくは教育部の長は、第3号に規定する事由が生じているかどうか又は当該事由が継続しているかどうかを判断するにあたっては、教育運営委員会の意見を聴くことを要する。

- (1) 学生の休学の基準第1条第4号に該当する場合であって、出身国の法令に基づく義務に服するとき
2年を限度として当該義務に服する期間
- (2) 学生の休学の基準第1条第9号に該当する場合 1年以内
- (3) 学生の休学の基準第1条第10号に該当する場合 1年以内

第2条 前条の規定にかかわらず、同条第2号又は第3号に該当する場合であって、当該期間の経過後も当該事由が継続していると学部又は研究科若しくは教育部の長が認めるときは、引き続き当該事由が継続する期間を休学期間に算入しないことができる。この場合において、学部又は研究科若しくは教育部の長は、同条第2号又は第3号に定める期間ごとに、当該事由の継続の有無を判断するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

◆ 東京大学学生生活関連規程集

(1) 前 文

東京大学は、東京大学憲章において大学構成員の責務を、「東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める」と定めている。東京大学は、平成16年4月1日の法人化を受け、上の東京大学憲章の精神に則って新たに学生生活関連の諸規程を制定する。

従来の学部共通細則およびその取扱内規は平成16年12月31日をもってこれを廃止し、ここに、下記の「学生生活の基本指針」、「学生証等に関する規程」および「課外活動団体の届出及び課外活動施設の利用に関する規程」*からなる「東京大学学生生活関連規程集」を設ける。

この前文の理念に抵触しない限り、各部局が学生生活に関する規定を独自に設けることは、これを妨げない。

学生の懲戒は、透明性と公平性の高い制度を新たに設けて、これを行う。

なお、学生と教職員に共通の「掲示に関する内規」は「掲示に関する規程」として承継する。

*平成25年4月16日改正により、名称は「課外活動団体に関する規程」に変更された。

(2) 「学生生活の基本指針」

(平成16年10月26日東大規則第250号)

東京大学の学生は、個々人が東京大学の構成員であるとの自覚に立ち、大学という知の探求と創造の場にふさわしい環境を整えるよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成17年1月1日から施行する。

(3) 「学生証等に関する規程」

(平成16年10月26日東大規則第251号)

(携 帯)

第1条 本学の学部の学生、研究生、聴講生および特別聴講学生ならびに大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生および特別研究学生（以下「学生等」という。）は、それぞれ学生証、研究生証、聴講生証、科目等履修生証、特別聴講学生証、特別研究学生証（以下「学生証等」という。）の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員等の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返 還)

第2条 学生証等は、卒業、修了、退学の場合またはその有効期間を経過したときは、直ちに学部長、大学院研究科長または大学院教育部の部長（以下「部局長」という。）に返還しなければならない。

(再交付等)

第3条 学生証等を破損、紛失したとき、または留年、休学などによりその有効期間が経過したときは、直ちに部局長に届け出て再交付または更新の手続きを受けなければならない。

2 再交付を受けようとするときは、別に定められた料金を納めるものとする。

(住所及び連絡者の届出)

第4条 学生等は、入学後速やかに所定の様式により住所および父母又はこれに代る連絡者を部局長に届け出るものとする。住所または連絡者に変更があった際も、同様とする。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

☆【料金】「学生証等の再交付手数料について」

(平成24年3月6日総長裁定・抄)

○再交付手数料 2,000円

(4) 「課外活動団体に関する規程」

(平成16年10月26日東大規則第252号)

改正 平成19年7月1日

平成22年3月30日

平成25年4月16日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における課外活動団体の活動に関し、届出及び課外活動施設の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(課外活動団体及び届出学生団体)

第2条 本学における課外活動団体とは、本学の学生を中心に構成され、課外の文化、芸術、体育等に関する活動を行う団体とする。

2 届出学生団体（以下「届出団体」という。）とは、前項の団体のうち次条以降に定める手続を行った団体とする。

(届出)

第3条 本学の課外活動施設*¹（体育施設を除く。）を利用又は支援*²を希望する課外活動団体は、本学の学生3名以上の責任者（うち1名は責任代表者）及び顧問教員を定め、所定の様式により本部学生支援課長に届け出るものとする。

*¹ 「課外活動施設」とは、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が課外活動団体に当該施設の利用を認めた施設とする。

*² 「支援」とは、本学による広報協力、本学主催行事又は学外行事参加にかかる援助及び活動の成果に対する顕彰等とする。

2 課外活動団体のうち本学運動会運動部については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

3 教養学部在籍する学生を責任代表者とする課外活動団体については、第1項の規定にかかわらず、教養学部長が別途定めるところに従う。ただし、当該団体が教養学部以外の部局が管理する施設を利用又は本学主催行事に参加する場合は、第1項の規定により届け出るものとする。

4 第1項の届出は、年度ごとに行うものとする。届出を行った年度の翌年度以降においては、5月31日までにすることとする。

5 届出内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく本部学生支援課長に届け出るものとする。

(責任代表者)

第4条 責任代表者は、本学の学部学生又は大学院学生とする。

2 責任代表者は、届出団体を統轄するとともに、顧問教員の承認を受け各種届出・報告等を行う。

(顧問教員)

第5条 顧問教員は、本学の教授、准教授又は講師とする。

2 顧問教員は、届出団体に対する指導・助言等を行う。

(課外活動施設の利用)

第6条 届出団体は、課外活動施設を利用することができる。ただし、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が特に定めた場合はこの限りでない。

2 施設の利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が別に定めた利用時間がある場合は、その定めるところに従うものとする。

(学外活動届)

第7条 届出団体は、学外で活動を行う場合、所定の様式により、本部学生支援課長に届け出るものとする。

(報告等)

第8条 課外活動団体は、本学の一員であるとの自覚に立ち、相互の敬愛と協力のもと、構成員の心身の健康及び安全に留意し活動しなければならない。

2 課外活動団体は、その活動において問題等が発生した場合、速やかに顧問教員等に報告を行いその指示に従うとともに、関係する部局長又は本部学生支援課長に報告を行うものとする。

3 課外活動団体は、前項の報告等に関し、本学から調査の要請が行われた場合は、その調査に協力し、誠実に対応するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

2 平成16年4月1日以降において本規程施行前に旧学部共通細則第8条による届け出を行った団体については、本規程第1条及び第2条により届け出たものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月16日から施行する。

◆ 東京大学学生懲戒処分規程等

(1) 東京大学学生懲戒処分規程

(平成16年10月26日東大規則第253号)

改正 平成19年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、東京大学学部通則第25条および東京大学大学院学則第42条に規定する懲戒に関し手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「学生」および「懲戒処分の対象となる学生」(以下「当該学生」という。)とは、学部学生および大学院学生をいう。

2 この規程において「部局」とは、学部、研究科および教育部をいう。

3 この規程において「部局長」とは、学部においては学部長、研究科においては研究科長、教育部において部長をいう。

(懲戒処分の対象)

第3条 懲戒処分の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 本学の規則に違反する行為
- (7) 本学における教職員の業務ならびに学生等の学習、研究および正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為。ただし、学生の正当な自治活動の一環として、大学または部局等への意思表示のために、授業を受けることの放棄を呼びかけること自体は、ここにいう行為にはあたらないものとする。

(懲戒処分の種類)

第4条 懲戒処分の種類は、退学および有期の停学とする。

(懲戒処分のための手続)

第5条 第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号および第7号に関する懲戒処分のための手続は、次条以下においてこれを定める。

2 第3条第3号に関する懲戒処分のための手続は、「セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項(平成14年4月16日評議会決定)」による。ただし、同了解事項において「評議会への付議」とあるのは、「学生懲戒委員会への付議」と読み替える。

(懲戒処分に関する部局の意見)

第6条 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為が当該部局の学生によって行われたことを知り得たときは、遅滞なく事実確認および当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合には、懲戒処分に関する意見を作成し、速やかに総長および当該学生にこれを通知する。部局による事情聴取にあたっては第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。

2 懲戒処分に関する意見には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断および懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

(学生懲戒委員会)

第7条 教育研究評議会の下に学生懲戒委員会を置く。

2 学生懲戒委員会は、副学長1名、評議員、研究科に置かれる副研究科長および研究科以外の大学院組織に置かれる副部長(以下「評議員等」という。)のうちから5名ならびに教員15名(本学の教授または准教

授であることを要する。)の計21名の委員によって構成される。

- 3 総長は、委員長をつとめる副学長を任命する。
- 4 教育研究評議会は、副学長以外の学生懲戒委員会委員を選任する。
- 5 総長は、前条に定めるところにより懲戒処分に関する意見が通知されたときは学生懲戒委員会に、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。
- 6 学生懲戒委員会は、前項に定めるところにより審査を付議されたときは学生懲戒委員会の中に担当班を設置する。個々の事案の懲戒処分手続は、学生懲戒委員会の担当班がこれを行う。
- 7 学生懲戒委員会の担当班は、学生懲戒委員会委員長である副学長、評議員等1名および教員3名の計5名によって構成される。担当班の班長は当該副学長が、副班長は当該評議員等がつとめる。
- 8 学生懲戒委員会は、担当班を組織するにあたり、懲戒手続の公平性の確保に努める。

(当該学生の意思の確認)

第8条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が、部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てるか否かを確認する。

(当該学生および部局からの事情聴取ならび資料等の提出要請)

第9条 学生懲戒委員会の担当班は、適宜、当該学生および当該部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。

(不服の申し立てがない場合の手続)

第10条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認されなかった場合には、直ちに当該意見の適否の判断を行うことができる。

- 2 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当であると判断した場合には、その旨を学生懲戒委員会に報告する。総長は、学生懲戒委員会からの報告を受けて、当該部局長に対して、この懲戒処分をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じたことを教育研究評議会に報告する。
- 3 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当でないとして判断した場合には、必要に応じて前条に定める調査を行った後、新たな懲戒処分案を作成し学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。当該学生からの事情聴取および懲戒処分案の作成にあたっては、次条第2項、第3項および第5項の手続が適用される。

(不服が申し立てられた場合の手続)

第11条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認された場合には、遅滞なく当該学生および部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めるものとする。

- 2 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生に自己を防御する機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由が無いのに事情の聴取に応じない場合または自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。
- 3 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者(弁護士を含む。)の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。
- 4 学生懲戒委員会の担当班は、懲戒処分案を作成し、学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。
- 5 懲戒処分案には、懲戒処分の根拠となる事実の存否および懲戒処分の相当性に関する判断が含まれる。懲戒処分を相当であるとした場合には、量定に関する判断も含まれる。

(参考人団)

第12条 第10条第3項ならびに前条第4項および第5項の懲戒処分案に関し、その公平性と透明性を高めるため、次項以下に定める参考人団を置く。

- 2 参考人団は、評議員1名、教員5名(以下「教員団員」という。)および学生5名(以下「学生団員」という。)の計11名によって構成される。参考人団を構成する評議員および教員団員は、学生懲戒委員会委員以外から総長が任命する。

- 3 参考人団を構成する評議員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。参考人団の団長は、評議員がつとめる。団長は、参考人団を統括する。
- 4 教員団員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。
- 5 学生団員は、各部局から選出された学生参考人で構成される学生参考人会の中から、互選により選出される。学生団員は、当該学生と所属部局が異なる者でなければならない。また当該学生と個人的に交際関係のある者であってはならない。学生参考人の選出その他必要な事項に関しては、別途定める。

(参考人団による評決)

第13条 参考人団は、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案が妥当であるか否かに関する評決を行う。

- 2 参考人団は、評決に先立って、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案の説明を受ける。参考人団は、必要があれば、当該学生および当該部局の意見を聴取することができる。当該学生からの事情聴取にあたっては、第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。
- 3 評決にあたっては、団長および7名以上の団員（教員団員および学生団員をいう。以下同じ。）の出席を要する。評決は、出席した団員の多数決によって行われる。団長は、評決に加わることができない。ただし、可否同数の場合には、団長の決定による。
- 4 団長は、評決結果を学生懲戒委員会に報告する。

(総長による処分または再審査の命令)

第14条 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当であると評決した場合には、それに基づいて懲戒処分案を確定し、総長に報告する。総長は、当該部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

- 2 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当でないとして評決した場合には、その旨の理由を付して総長に報告する。総長は、学生懲戒委員会に対して、当該事案の再審査を命ずる。

(再審査)

第15条 再審査は、学生懲戒委員会において新たに組織される担当班によって行われる。

- 2 学生懲戒委員会は、再審査に基づいて新たに作成した懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を総長に報告する。
- 3 総長は、審査の全過程を斟酌の上、懲戒処分（処分不相当とすることを含む。）を決定し、部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

(学生による再審査請求)

第16条 懲戒処分を受けた当該学生は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合その他正当な理由がある場合には、総長に対して再審査を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときには、総長は遅滞なく再審査の要否の審査を学生懲戒委員会に付議する。

(関係者の守秘義務)

第17条 学生懲戒委員会の委員ならびに参考人団の団長および団員（学生参考人を含む。以下この条において同じ。）は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、委員、団長または団員の地位を解かれた後も継続する。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもの以外に、この規程の実施にあたって必要な事項は、別途これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[了解事項]

1. 本規程で定める学生懲戒処分制度は、東京大学が全学的な規模で統合的な制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

2. 譴責、謹慎等の懲戒より軽い措置は、部局において部局長がこれを行う。
3. 東京大学は、学生処分¹の歴史的経過を踏まえ、懲戒処分を進めるに当たって当該学生からの事情聴取および当該学生²の意思確認を重視している。ただし、逮捕・勾留された学生の身柄拘束が長期におよび大学による事情聴取と意思確認が行えなかったため、処分相当と思われながら、処分が行えなかった事例が過去に一再ならずあったことに鑑み、そうした場合においては部局長の申し出と学生懲戒委員会の発議に基づき、総長が認めることにより、本規程第6条に定める当該学生からの事情聴取および第8条に定める当該学生³の意思確認を経ることなく、懲戒処分⁴手続を進めることができるものとする。なお、この懲戒処分手続の例外措置が恣意的に運用されることのないよう、「逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針」において本了解に基づく手続を具体的に定めることとする。

(2) 学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せ

(1) 規程と部局の裁量

学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）の定める学生懲戒処分制度は、全学的規模で整合的な学生懲戒処分制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

(2) 規程の定める処分と部局の採りうる措置

- ① 規程が定める処分は、学部通則第25条第4項（大学院にあっては大学院学則第42条の準用規定をいう。）に規定された退学と停学である。規程は停学を「有期の停学」としており、その期間は原則として、1年、6ヶ月、2ヶ月の3種類とする。これらの処分はすべて、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）の申し出により、規程第7条以下に定めた全学的な手続を経て決定される。
- ② 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為が発生したとき、公正な調査の結果、その行為が規程の定める処分に相当しないと判断したなら、当該事案を総長の了解をもとめることなく、部局内で採りうる措置によって処理することができる。部局長が部局の裁量で採りうる措置とは、1) 譴責、説諭等の懲戒処分より軽い措置、または2) 部局がそれぞれの教育目標に応じて主体的に行う学部通則第23条（大学院にあっては大学院学則第30条の準用規定をいう。以下同じ。）に定める「願出による退学」（いわゆる自主退学）の受理および単位の取消である。部局長は、こうした措置を部局内で採った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。
- ③ 上記②の部局の判断による部局内措置1)は、規程第3条に該当するが、違反の程度が軽微であり、情状酌量の余地があると判断された場合に限定される。ただし、当該行為が「軽微」か否かの判断が容易に下せない場合、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議するものとする。なお、軽微とはいえない事案であっても、当該学生の精神状態に問題があると考えられるときは、部局長は保健センターの精神科医または学生相談所の相談員の判断に基づき、当該事案を処分不相当とすることができる。この場合部局長は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。また部局内措置2)は規程による正規の懲戒処分より実質的に重くなることがありうるので、部局はそれらの措置を講じるとき、部局独自の教育目標の実現に欠かせない措置を採っていることに自覚的であればならない。
- ④ 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為を起こした学生に登校を禁じることが必要と判断した場合、謹慎を命ずることができる。

(3) 「願出による退学」の受理を認めてはならない時期

規程第3条に掲げる行為を行った学生が、学部通則第23条に定める「願出による退学」を部局長に申し出た場合、次の時期には部局長はこれを受理してはならない。

- 1) 部局が当該行為に対する調査を開始しているが、懲戒処分の相当性に関する意見がまだ定まっていない時期
- 2) 部局が当該行為を処分相当と判断し、規程による懲戒処分手続が開始されてから、総長による最終決

定が下されるまでの時期

(4) 退学処分

- ① 規程による退学処分を受けた学生に十分な反省が見られる場合、学部通則第9条（大学院にあっては大学院学則第22条第1号をいう。）の規定にしたがい、部局長は部局教授会（大学院にあっては教育会議をいう。以下同じ。）の議を経て再入学を認めることができるが、最長の停学処分が1年間であることとの整合性を考慮し、退学処分になった者の再入学は、処分決定から1年以上経過しないと認めてはならない。
- ② 部局長は、部局教授会が退学処分者の再入学を決定した場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(5) 停学処分

- ① 停学期間は、学部通則第3条、大学院学則第27条並びに専門職学位課程規則第17条および第25条に定める在学年限に算入するが、学部通則第2条に定める修業年限、大学院学則第2条第5項、第6項および第7項に定める標準修業年限並びに専門職学位課程規則第4条および第20条に定める標準修業年限には算入しない。ただし2ヶ月の停学の場合に限り、この期間を修業年限・標準修業年限に算入するものとする。
- ② 停学期間中の学生は、授業に出席すること、単位を取得することができないが、授業料は学部通則第53条第2項（大学院にあっては大学院学則第39条第1項の準用規定をいう。）に従って納付しなければならない。
- ③ 部局長が、停学期間の半ばを過ぎた学生が十分な反省をしていると判断した場合は、学生懲戒委員会に停学期間の短縮を提案することができる。部局長からの提案があった場合、学生懲戒委員会はすみやかに結論を出すものとする。
- ④ 停学処分と進学・進級・卒業（修了）認定との関係に問題が生じた場合は、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議の上、適切と思われる措置を採ることができる。

(6) 研究生等の懲戒処分

- ① 学部長の権限で退学を命ずることのできる学部の研究生、聴講生および特別聴講学生（学部通則第28条～第42条、第42条の3）に対する懲戒処分は学部長が、研究科長（教育部の部長を含む。以下同じ。）の権限で退学を命ずることのできる特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生および大学院研究生（大学院学則第31条～第33条、大学院研究生規則、大学院外国人研究生に関する規程）に対する懲戒処分は研究科長が、研究所長の権限で退所または退学を命ずることのできる研究所研究生（各研究所研究生規則）に対する懲戒処分は研究所長が、それぞれ行う。その際、学部長・研究科長・研究所長は、当該研究生等の権利にも十分な配慮を払わなければならない。
- ② 学部長・研究科長・研究所長が、これら研究生等への懲戒処分を行った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(7) 2以上の部局に関わる事案の処理

- ① 規程では、懲戒処分の対象となりうる行為を行った学生の処分に関する意見を作成し、全学的手続きを求めるのは、当該学生が現在所属する部局と定めている。従ってある部局が、以前所属していた学生が懲戒処分の対象となりうる行為を行っていたことを知ったときは、その旨を遅滞なく学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。副学長は、その旨をすみやかに当該学生が現在所属している部局の長に伝達するものとする。
- ② 懲戒処分の対象となりうる行為が、もっぱら学生が過去に所属していた部局のみに関わる行為である場合には、当該学生が現在所属している部局の長は、当該事案の事実確認にあたり、学生懲戒委員会の委員長たる副学長を通じて、過去の所属部局の長の協力を要請するものとする。
- ③ 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為に自部局の学生だけでなく、他部局の学生も関与していたことを知った場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に伝える。副学長は、その旨を他の学生が所属している部局の長に伝達するものとする。

(3) 逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針

1. 学生が逮捕・勾留された場合、あるいは起訴された場合、当該学生を懲戒処分に処すべきか否かは、大学が独自に判断すべき事項である。大学は、①当該学生が犯した罪が軽微であって、大学として問題にする必要がないと判断した場合、②学問の自由や大学の自治という観点に照らして懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合、③当該学生が有罪判決によってすでに十分な公的制裁を受けていると判断される場合などには、当該学生に大学としての処分を行わないことがありうる。
2. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を認めている場合は、大学は学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）に基づく処分手続を開始する。このケースで、大学として当該学生への接見ができない場合、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないように、十分な配慮をしなければならない。
3. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合は、大学は自らが主体的に行う事実認定に基づいて、懲戒処分が必要か否かを慎重に判断する。懲戒処分が必要と判断された場合は、当該学生が否認を続けていても、司法の判断を参照しつつ、大学として処分を行うことがありうる。部局長が処分相当と判断したにもかかわらず当該学生への接見ができない場合、部局長はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないように、十分な配慮をしなければならない。
4. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合であっても、上記3とは逆に大学が冤罪の可能性があると判断し、かつ当該学生の身柄拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際には、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項（大学院にあっては大学院学則第29条第3項の準用規定をいう。以下同じ。）の規定によりこれを認めることができる。
5. 被疑内容が学問の自由や大学の自治という観点に照らして、懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合で、当該学生の拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際にも、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項の規定によりこれを認めることができる。
6. 学生が犯罪の嫌疑をかけられ逃走をはかり、大学としての事情聴取が行えない場合には、本指針の規定を援用することができるものとする。

(4) 学生参考人に関する細則

（平成16年10月26日東大規則第254号）

改正 平成22年4月1日

（目 的）

- 第1条** この細則は、東京大学学生懲戒処分規程（以下「規程」という。）第12条に規定する学生参考人会を構成する学生（以下「学生参考人」という。）および参考人団を構成する学生参考人（以下「学生団員」という。）についての細目を定めることを目的とする。

(学生参考人の選出)

第2条 規程第12条第5項に規定する学生参考人の選出は、次項以下の手続による。

- 2 各部局から選出される学生参考人の数は、別表のとおりとする。
- 3 部局長は、所属する学生（休学中の者を除く。）の中から抽選により学生参考人を選出する。部局長は、選出された学生参考人の名簿を総長に提出する。
- 4 選出された学生参考人は、原則として辞退することができない。
- 5 学生参考人の任期は、1年とする。
- 6 学生参考人に欠員が生じたときは、当該部局はすみやかに欠員を補充しなければならない。補欠の学生参考人の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 7 総長は、選出された学生参考人に対して、学生参考人である旨を記した文書を交付する。

(学生参考人会の組織及び庶務)

第3条 学生参考人会には、代表1名及び副代表2名を置く。

- 2 代表及び副代表は、互選により選出される。
- 3 規程第12条第5項に規定する学生団員の選出が必要となった場合は、代表または副代表が学生参考人会を招集し、互選により選出する。
- 4 学生参考人会の庶務は、本部学生支援課において処理する。

(学生団員の待遇)

第4条 規程第12条第5項に規定する学生団員に対しては、大学から謝金が支払われる。

(学生参考人の氏名及び学生団員の氏名の公開)

第5条 学生参考人の氏名は、公開する。

- 2 学生団員の氏名は、公開しない。

(学生参考人による評決の傍聴)

第6条 学生参考人は、自身が学生団員ではない参考人団による規程第13条に規定する説明および評決を傍聴することができる。ただし、懲戒処分の対象となる学生がこれを望まない場合には、傍聴することができない。

(この細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、学生委員会の審議を経て、総長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に選出される学生参考人の任期は、第2条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

了解事項 学生団員は、学生参考人としての任期満了時点において評決が完了していない場合には、東京大学の学生である限り、本細則第2条第5項の規定にかかわらず、評決の時点まで学生参考人としての任期を延長し学生団員の任務にあたる。なおこのような場合にも、当該部局は、通常の任期満了時まで次期の学生参考人を定数どおり選出するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。別表（第2条第2項関係）

学部

部 局 名	参考人選出数
法学部	2
医学部	1
工学部	2
文学部	2
理学部	2
農学部	2
経済学部	2
教養学部（前期課程）	2
教養学部（後期課程）	1
教育学部	1
薬学部	1

大学院（研究科・教育部）

部 局 名	参考人選出数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	1
法学政治学研究科	2
経済学研究科	1
総合文化研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	1
数理科学研究科	1
新領域創成科学研究科	2
情報理工学系研究科	2
学際情報学府	1
公共政策学教育部	1

参 考

学生の在籍数が500名以上の部局は、それぞれ2名の学生を選出する。

学生の在籍数が500名未満の部局は、それぞれ1名の学生を選出する。

教養学部については、前期課程から2名の学生を後期課程から1名の学生を選出する。

在籍数は平成16年5月1日現在を基準としている。

顕著な変動がある場合は見直しをすることとする。

(5) セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項

〔平成14年4月16日〕
評議会了承

セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分については、現行懲戒処分制度についての昭和56年2月24日の評議会了承（以下「評議会了承」という。）にかかわらず、以下の手続きを適用するものとする。

1（懲戒処分事由としてのセクシュアル・ハラスメント）

評議会了承Ⅱ3. に定める懲戒処分事由（エ）セクシュアル・ハラスメントの意味については、「東京大学セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を踏まえて解釈するものとする。

2（調査委員会の設置）

東京大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学の学生が加害者となるセクシュアル・ハラスメントについて、被害者からの申立て又は本学の機関を含む第三者からの通知があったときは、担当班を設置して予備的な事実の確認を行い、加害者とされた学生の所属する部局の部局長との協議の上、必要と認めるときは、当該事件の事実関係を調査し、及び処分の必要性を検討するために調査委員会を設置することができる。

3（調査委員会の構成）

調査委員会は、本学の教授を含む3名の委員で構成する。

4（人権の尊重と二次被害の防止）

調査委員会の調査にあたっては、加害者とされた学生の人権を守り、十分な防御の機会が与えられるよう配慮するとともに、被害者への二次被害を防止するとともに、特に注意しなければならない。

5（被害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、被害者からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、被害者からの申出により、被害者を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

6（加害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、加害者とされた学生からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、当該学生からの申出により、当該学生を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

7（防止委員会への報告）

調査委員会は、調査の結果懲戒処分が相当であると判断するときは、処分についての意見を付して防止委員会に事実関係の報告を行う。

8（防止委員会から総長への申出等）

防止委員会は、当該事件の事実関係が十分明らかであり懲戒処分が相当であると判断するときは、処分についての防止委員会の意見を付して総長に申し出るものとし、加害者とされた学生の所属する部局の部局長にその申出について伝達する。

9（評議会への付議）

総長は、防止委員会からの申出に基づき、加害者とされた学生の所属する部局の部局長の意見を聴いた上で、当該事件を評議会に付議する。

10（評議会の手続きに関する読み替え）

評議会での手続きに関しては、評議会了承Ⅱ8. 以下を適用するものとし、以下のように運用する。

- (1) 評議会了承Ⅱ8. (ア) の「7. の申出」は、「学生の懲戒処分についての防止委員会からの申出に基づく総長の付議」と読み替える。
- (2) 評議会了承Ⅱ9. の「5. および6. の定め」は、「本了解事項4. から6.」と読み替える。
- (3) 評議会了承Ⅱ11. (ア) の「当該学部長」は当該学生の所属する部局の部局長」と、「公示し」は「本人に通知し、又は公示し」と、(イ) の「前項の公示」は「前項の通知又は公示」とそれぞれ読み替える。

◆ 掲示に関する規程

〔平成17.3.9〕
制 定

(趣 旨)

第1条 東京大学における掲示の手続、掲示場及び立看板に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

2 掲示場は、次条以下に定める教育・学生支援部掲示場及び部局掲示場とし、所定の掲示場以外に掲示してはならない。

(教育・学生支援部掲示場)

第2条 教育・学生支援部掲示場は、本学共用の掲示場であって、教育・学生支援部長が管理する。

2 教育・学生支援部掲示場は、大学掲示板と一般掲示板に区別する。

3 大学掲示板は大学の公示のために使用し、一般掲示板は本学学生の団体又は学会その他の学内団体（以下「学内団体」という。）の掲示のために使用する。

4 教育・学生支援部掲示場は、次のとおりとする。

正門、法文1・2号館アーケード、第1食堂前、安田講堂横、学バス停留所前、弥生門、第2食堂階段、赤門、農学部正門、社会科学研究所角

(部局掲示場)

第3条 部局掲示場は、部局内一般を対象とする掲示に使用し、当該部局長が管理する。

(掲示場の使用)

第4条 掲示場を使用する場合は、掲示物の写を添えて、当該掲示場を管理する教育・学生支援部長又は部局長（以下「部局長」という。）に届出で、その定めるところに従わなければならない。

(掲示物の大きさ)

第5条 掲示物の大きさは、日本標準規格B2判以内とする。ただし、当該掲示場を管理する部局長が特に必要と認めるものに限り日本標準規格B0判以内とすることができる。

(掲示の認印)

第6条 掲示物にはすべて、学内団体名を記載し、第4条に従って届出で、当該掲示場を管理する部局長の認印を受け、掲示場所と掲示期間の指定を受けた後、掲示しなければならない。

(立看板)

第7条 第1条第2項に定める掲示場への掲示のほか、学内における講演会等の集会及び受付場所の案内のため、立看板による掲示をすることができる。

2 立看板による掲示をする場合は、当該建物・区域を所管する部局長に届出するものとする。ただし、本郷地区キャンパス内の各門周辺及び部局の所管に属さない共通区域は教育・学生支援部長に届出するものとする。

3 立看板の記載事項は、集会の名称、日時、場所及び主催学内団体名等とする。

(届出に関する注意)

第8条 この規程の定めによらない掲示の届出は、受理しない。

2 掲示は、虚偽の記述又は名誉の毀損にわたってはならない。

3 この規程にしばしば違反する学内団体については、以後その掲示を認めないことがある。

(協同組合等の業務掲示)

第9条 東京大学消費生活協同組合等の業務上の掲示については、この規程によることなく別に定める。

(五月祭の掲示)

第10条 五月祭の掲示については、この規程によることなく別に定める。

(学外者の掲示)

第11条 学外者の掲示については、当該掲示場を管理する部局長の許可を得ることを要する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。